

# 婦人問題懇話会会報

特集

## 家事労働の評価について

期待される女の生き方と教育  
「もうひとつ」の家事労働論  
家事について  
家事労働の経済的評価の方向  
社会保障と家事労働の評価  
フランスの社会保障と婦人  
家事はの誰のもの  
情報・諸外国の婦人  
中国で見たこと感じたこと  
教科書は男女平等に無関心

No.28

1978

## 婦人問題懇話会趣意書

戦後二十年を経て、日本婦人の地位も昔にくらべれば向上したもの、根本的に未解決の問題が多く、それらはみな今後、私たち婦人自身の手で解決されていかなければなりません。たとえば憲法に、民法に、労働基準法に、それぞれ男女の人としての平等の権利が規定されていても、現実の社会では、事実上、あるいは多くの職業や地位が女子に対してもござされており、あるいは追い出し離婚があやしまれず、あるいは同一労働差別賃金が当然のことのようにおこなわれており、低賃金、長時間の労働とそれが婦人や子供の心身、家庭生活に与える影響、そのさけがたい結果である売春制度の問題、社会保障制度の不備と生活難の問題など、すべて戦前からもちこしの問題が深刻な姿をそのまま伝えて、解決の見とおしはついていません。にもかかわらず、民主主義と平和、人権擁護の現行憲法はその存在を危くされようとしています。

私たちはさしあたって、同志相より、そういう勉強の機会をつくりたいと思いたしました。

戦後、はじめな学術的研究と、実践的経験とをつんだ婦人が多くの方面に進出してきましたが、そういう人々と婦人大衆との結びつきは十分でなく、ともすれば一方は象牙の塔にかくれ、他方はそういう専門家の知識、経験を活用し、その助言を得る機会をえられずにおります。私たち少数の有志は、及ばずながらいくらかでもこのすきまをつめて、私たちの生活、私たちの地位全体を左右する政治や社会制度の現実にもとづき、正確な知識をえて、ものごとを判断する基礎をつくり、婦人の政治、社会意識を高める上に役だきたいと思います。

そこでそういう婦人同志の間に連絡をとり、協力しやすいように、婦人問題懇話会をつくることを思いました。そのことは、

一、婦人の地位の向上と社会の進歩に役だつような調査、研究をすること。  
二、志を同じうする婦人同士の間に連絡をとり、知識を交換する機会をつくること。  
三、研究発表のために、報告会、座談会、講演会を開くこと、報告書の出版など。  
四、この会の目的が右のようなものであり、また会員が多方面にわたり、身分職業などの関係もあるので、政治活動は個人の自由にまかせ、直接の行動目標のそとにおかれること。

## 婦人問題懇話会規約

第一条 本会は婦人の地位の向上を図るために必要な調査研究をすることを目的とする。

第二条 本会は婦人問題懇話会 (Japan Women's Problems Discussion Club. 略称 J.W.P.D.C.) とし、事務所を東京都に置く。

第三条 本会は左の事業を行う。

一、各種婦人問題につき調査研究をすること。

二、志を同じうする者と連絡して知識を交換する機会を作ること。

三、研究報告会、座談会、講演会の開催、研究報告書の出版等。

四、その他本会の目的を達成するために必要な事業。

本会の趣旨に賛同し、会費を納入する個人は会員となることができる。

会員は任意に退会することができる。

長期にわたる会費滞納者及び止むを得ない事由があるときは、総会の出席会員の決議により退会させることができる。

本会はつぎの機関をおく。

一、総会 本会の最高機関であり、一年一回開催し、会則、活動方針、財政、役員などの決定を行う。

二、幹事会 総会の決定にもとづいて日常活動を企画、執行する。

本会はつぎの役員をおく。

一、代表（一名） 総会で選出され、本会を代表する。任期は二年とする。

二、幹事（若干名） 会員の中から総会で選出され、幹事会を構成する。

任期は一年とする。

三、事務局長 総会で選出され、日常業務を執行する。任期は二年とする。

四、会計監査 総会で選出され、本会の会計を監査する。

（各役員の再任は妨げない。）

例会は三ヶ月に一回開く。例会は一般参加者を含む公開のシンポジウム

分科会は必要に応じて設置する。会員はいずれかの分科会に加入して調査研究に従事する。

新たに会員となるものは入会金千円を納め、会費（月額三百円）を納める。但し地方在住のため直接会の活動に参加できないものは地方会員とし、学生は学生会員として会費は各々月額二百円とする。

本会の経費は会費・寄附及び事業収入によってまかなう。

この規約を改正するには、会員の三分の一（委任状を含む）以上出席する総会において、その三分の一以上の賛成がなければならない。

第十一条

第十二条

# 婦人問題懇話会会報

No. 28

## もくじ

### 特集 家事労働の評価について

- 期待される女の生き方と教育 ……藤井治枝 (2)  
「もうひとつ」の家事労働論 ……吉田紘子 (10)  
家事について ……佐藤慶子 (16)  
家事労働の経済的評価の方向 ……駒野陽子 (22)  
討議を面白く活発に ……山川菊栄 (9)  
社会保障と家事労働の評価 ……島田とみ子 (28)  
フランスの社会保障と婦人 ……日置久子 (34)  
家事は誰のもの ……梶谷典子 (38)  
隨筆・家事三題 ……石井雪枝 (44)  
「主婦」という言葉について ……菅谷直子 (48)  
情報・諸外国の婦人 ……柴山恵美子 (50)  
中国で見たこと、感じたこと ……吉武輝子 (56)  
中国で読まれた山川夫妻の著作 ……菅谷直子 (60)  
教科書は男女平等に無関心 ……マスコミ分科会 (62)  
書評・『女の意識・男の世界』 ……佐藤礼子 (43)  
『山川菊栄著作目録』発行に当って ……岡部雅子 (72)

# 期待される女の生き方と教育

藤井 治枝  
(評論家)

## はじめに

日本の女子教育は、明治この方二つの道を右に左にゆれながら歩んできた。一本は女性の解放と男女の平等を目指す男女同等同質の教育であり、他の一本は女性の特性を強調して、女を「良妻賢母」と云う枠組みの中に押しこむ男女差別教育のコースである。いま、振り返ってみると、社会や国家が開明的・民主的な方向に進んだ時代は、男女同質教育が、逆に反動化に向いつつある時期には男女差別教育がすすめられている。

このように、女子教育は何時も国家や産業社会の要求に沿って動かされてきた。国家や社会がどのような女性像を期待するかによって女子教育の枠組みが決り、それにすんなりと順応して生きる女性が育てられた。従って各時代の女子教育の内容や方向を良く観察してみれば、ほぼその時代の性格や方向を探ることが出来る。その意味で、最近ジャーナリズムに盛んに登場して来ている「女子の特性教育論」や「家族主義復活論」には、充分な注意と検討が必要だと思われる。

そこで、小論では、まず戦後の家庭改革を皮切りに、この三〇余年間に推移してきた家庭の変遷を整理し、これに対応してきた女子教育の動行を振り返ってみたい。次に、この三〇余年を経て現在期待されている女の生き方と、現実の女性の生活に横たわる「づれ」や矛盾を具体的に取り上げ、これ等を踏えて、これから求められる女子教育の方向に、私なりの展望を若干加えてみたいと思う。

### （一）戦後家庭の移り変りと女子教育

#### (a) 「新教育」が目ざしたもの

戦後の社会変化の中で、最も大きな変化は家庭の変化だといわれているが、それは家族制度の廃止という形で、戦後極く早い時期に行われた。当時、アメリカは女性の解放を日本の民主主義にとって、不可欠な条件だと考えていた。ここに、男女両性の平等を前提とする民主家庭が成立した。この価値感の一八〇度の転換に対応するためにも、教育改革が急がれたが、当時政府には確たる教育理念が見当らなかった。これに一定の方向を与えたのが、連合軍総司令部とC.I.E.だった。その頃、総司令部の招きによって来日したアメ

リカの教育使節団は、民主國家における教育の理念を次のように示している。「一民主政治下における教育制度は、個人の価値と尊厳とを認めることが基本となる。——また教育は個人が責任をもった協力的な社会の一員となるように準備すべきである。新しい日本の建設に当って、この個人を市民として人間として発展せしめる知識を必要とするであろう」(註一)。

それは、民主社会の成員として、個人として自立した市民を考えたことを示している。そこで、これを受けて成立した教育基本法の前文でも「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間を育成することを期する」と述べた。ここに日本の女性も初めて、人間として、個人の尊厳を認められることになった。教育基本法は、初めて教育の機会均等を真正面から取りあげ、教育における男女の差別は、すべて撤廃された。当事は文部省もこれに合せて次のような見解を発表した。「女子の解放のために、教育の面ではどうしても同一化が必要である。男女共学制によって、女子が男子と同じ教育と一緒に受ける中で、婦人問題を考え、解決していく方法を取ることが男女平等のための必須条件である。男子と女子の性差という観点から、男女の教育を違えることは、婦人問題を解決する方向をとらない」ここでは、現在文部省が主張している性別による特性教育は、全く否定されている。その上、自立した個人を前提にして「両性の合意のみによる結婚」や男女差のない労働権と学習権。夫婦が共に稼動能力を持つことを想定した夫婦の別産制度を採用した。そこで、当時教育が期待した男女像は、「女子と共に家庭科を学び家庭の民主化に協力出来る男性と、男子と同等同レベルの教育を受け、社会に出て男性と肩を並べて民主的な社会の建設に参加出

来る女性」だった。従って新教育では、まず戦前の家族主義を非現実的で、反動的・非民主主義的であったと否定することから出発した。その中で、家庭科は男女共修の学科となり、すべての大学が女性に開放された。この大学の開放は、女性の向学心を刺激し、女性の未来に明るい展望を抱かせると共に、初めて共学した男性にも、新鮮なショックを与えた。新しい男女の関係を作り出した。この方向が、もしそのまま定着したら、この三〇年に、わが国の社会や家庭は、かなりの変化を生じたであろう。だが、この新しい流れは、極く短期間に、その行く先を大きく変えられてしまった。

#### (b) 民主教育の逆コース

戦争が終って間もなくアメリカをめぐる国際的な環境が変った。米ソの間が急速に冷くなると共に、アジアでは二十三年に朝鮮民主主義人民共和国、二十四年に中華人民共和国と相次いで共産政権が誕生し、アメリカの脅威となつた。この頃からアメリカの対日政策は平和で民主的な日本の建設からアジアの強力なパートナーとしての工業国日本の復興へと方向を転換した。これを受けて国内の政策も民主化から経済自立化へとチャンネルが切り替えられた。これを背景に、人員整理が強行されたがこの時真先に犠牲にされたのがまたしても働く女性だった。この頃からジャーナリズムには再び「女性家庭に帰れ論」が登場し、もはや社会が「男性と肩を並べて働く女性」を必要としなくなつたことを示した。やがて日本の経済は、朝鮮特需を足がかりに、経済成長への道を走り始めたが、この上げ潮ムードの中で産業界が教育に求めたのは、産業に役立つ人間の養成だった。

これ等、戦後民主社会の全体的な後退の中で、産業社会が家庭に期待したのは「世帯主義」家庭の成立である。それは、もはや自立した個人を前提とせずに、世帯主の稼動力に妻と子が扶養されるのを原型に、すでに地域共同体や血縁共同体から切り離されていることである。そこで、この弱体化した家庭を補つたのが、企業共同体の福利政策や企業内ローン、年功序列の世帯賃金だった。これ等を通して企業は従業員家族の帰属意識と、世帯主である従業員の忠誠心を手に入れ、労務管理上も充分なメリットを得た。一方、従業員の世帯にとっても、強力な企業共同体の傘の下にあることが、家庭生活の安定にとって不可欠な条件となつた。ここに企業の繁栄家庭の繁栄という図式が出来上り、世帯主義と企業主義の握手が成立して、高度経済成長を支えた。勿論このパターンは、一部大企業従業員世帯においてのみ実現可能だったのだが、サラリーマン世帯の急激な増加によって、ムードとしては一般世帯にまで浸透し、一億総中産階級化の幻想を振りまいだ。この中で、女子教育も産業社会が女性に振り当てている役割によって決められていった。それは家庭を「いこい」の場として、男性を能率的に働かせるようサービスに専念する主婦をつくることだった。その頃、働く女性の数が再び急増してきたものの、ここで求められた性格は、若く、短く、安くだった。一生世帯主にはなれない女性には、もはや自立出来る賃金は必要ないとされた。

こうして、戦後男女同等同質の教育を目指して出発した新教育が、女らしい教育＝良妻賢母教育にはつきり方向転換したのが、ほぼ三〇年代の初めだった。教育が経済成長を支えるマンパワーの効

果的な養成を目標にする限り、女子教育はおのずとアウトサイダーにされる。それは、女性の持つ個々の能力を開発しようとはしないで、いこいの場としての家庭を守ることを期待した。当時、婦人ジヤーナルに登場した理想の女性像は、ざつとこんなプロフィルを持っていた。「まず家庭第一のけなげな主婦で、家事や育児を一手に引き受け、夫には家庭のことは一切心配させずマイホームの女神として、いつも明るく暖いムードのある家庭づくりに努力する。そのかわり夫の仕事や家庭の経済的責任にはノータッチ。物価が上ろうが不平はいわず、やりくり上手に家計を切り回し、家庭の外で起ることは一切男性にまかせて、ひたすら自分の家庭と家族のことだけに心をくだく女性」これぞ新版良妻賢母像である。そして、この期待される女の生き方は、現に産業社会に多くのメリットを与えてきた。従って、期待される女の生き方は、新版良妻賢母主義という古めかしい体裁を取りながら、実は産業社会の極めて現実的な要求に根ざしている。ここに、男女同等同質の民主教育は、はつきりとコースを変更し女子特性教育をよりどころに、世帯主義社会に適応する主婦教育が前面に押し出されてきた。

ところが、最近不況の長期化に伴って家庭論にも新しい潮流が現われ始めている。それは核家族中心の世帯主義を否定して、拡大家族による家族主義の復活や、家族の相互扶助をするすめる論調である。次にこの新しい流れの背景を窺ってみよう。

### (c) 低成長期の家族主義

経済成長の停滞の中で、近頃企業共同体による従業員家庭の補完が、いまや企業の重荷になってきたといわれる。例えば、年功序列

による世帯賃金のみなおしや、停年の繰り上げ、退職金や企業年金のみなおし、企業内福祉の後退等、経済成長を基盤に、従業員世帯を支えてきた企業共同体の援助が、次第に企業の利潤と衝突するようになつた。そこで、世帯主義と企業主義の連携が必ずしもスムーズに運ばなくなりつつある。

このような企業環境の変化を背景にいわれ始めているのが、血縁共同体の相互扶助、特に主婦の献身によって、企業福祉や社会福祉の後退を肩替りさせようとする主張である。例へば、「いくら秀れた社会福祉も、家族の献身には及ばない」「福祉が充実しても人間は幸せになれない」。「高い税金を払いなければ、それぞの親をそれぞれの子供がみるべきだ」等である。また現在各地域で計画されているボランタリーの組織化も、専業主婦＝ボランティア＝ただ働きといったパターンが相変わらず考へられている。そして、更に具体的な主婦対策としては、家事労働を評価して主婦手当を支給することや、遺産相続による妻の取り分の二分の一への増額、夫婦の財産を共有制にする等、一連の妻の座強化策とひきかえに、福祉政策の肩替りを家庭に求める傾向が強りつつある。それは、生涯を子供の養育と老親の介護に明け暮れ、夫を見送った後は、子供におぶさる女の一生を期待している。そして、この方向は、同時に労働市場での女性締出しをも伴う。いまや、女性は育児のために職業の中止再就職を前提とし、主としてパートで働き、足りない家計の補助と家事労働を兼任することを求められている。

これ等女性の労働権の無視は、当然女子教育にもはね返り、この二、三年、短大や専門学校への進学が急速に増えている。理由は、四年制卒女性の就職難と、女性＝主婦の生活パターンが定着してきた。

たからだといわれる。いまでは、「女子教育は二十四才までを目標にすれば良い」「どうせろくな職業につけないのでから大学に行く必要はない」といった女子の教育権を無視する発言が公然と横行している。だが、一方現実の主婦の生活は、この期待される女の生き方の枠を大きくはみ出し、多くの「づれ」や矛盾を生み出しつつある。そこで次にこの問題を具体的に取り上げてみたい。

## 〔二〕期待される主婦教育の矛盾

### (1) 女性の人生に不可欠な働く権利

いま女子教育が目標としている女の生き方は、専業主婦である。しかし実際には家庭の外で働く主婦がどんどん増えている。七八年の一月に総理府が発表した「婦人の現状と施策」でも、女子の労働力率を、年令階層別みると一〇～一四才が六六・五%で一番多く、もう一つのピークが四〇～四五才の六〇・一%、この二つの年令層では、働いている女性の方がすでに多数派を占めている。この数字は「女性＝家庭」のタテマエが、現実には過去のものとなつたことを示している。いまや「女は夫に一生養われて生活する」という女子教育の前提がすでに崩れ始めている。

また、かつて国民生活研究所は、七二年に世帯を発足させた一組の若夫婦の経済生活を一生にわたってコンピューターで予測した。その結果、大卒サラリーマンを夫とし、二人の子供を育てあげ、専業主婦として平均的な一生を過した主婦が、夫を平均寿命で失った場合、「赤字の家計で一人残される」という残酷な予言を発表した。この予測は、多くの主婦達にもはや職業生活抜きの人生設計が

不可能な現実をつけた。

しかも、国際的な風潮は、女性の労働権を男子と同等に認めるべきだという主張を強めつつある。五〇年にILOが出した宣言でも、女性の労働権を「すべての人間にとつて奪うことの出来ない権利」として主張している。また国際婦人年に出された「世界行動計画」でも、「すべての人間は、働くという否定しがたい権利を持つ」という基本的な原理を打ち出している。つまり、労働する権利は、男女にかかわらず人間の生存権であり、女性の労働権も男子と同様に自立的独立的に生存することを保障すべきという主張である(註<sup>2</sup>)。わが国女子教育の“づれ”は、まずこの労働権の否定に認められる。

## (2) ライフサイクルの変化と主婦の生活不安

現在、女性の多数派は、「女は家庭」の分業イデオロギーによつて、結婚、あるいは出産を機に職業を捨てて家庭に入る。だが、主婦達が子供を育て上げて中年になった時、第二の問題が持ち上つて来る。

それは戦後急激に変化した女性のライフサイクルと「期待される女性像」との“づれ”である。七六年の「厚生白書」は、この問題を初めて取り上げている。白書によると一九四〇年(昭和一五年)と一九七二年(四七年)の女性のライフサイクルを比較してみると、平均寿命が四〇年の四九・六才から七二年の七五・五才へと大幅に伸びている。その上、子供の数が少くなつたので、女性が長い人生で子育てに専念できる期間は、たかだか一五年位に短縮されてしまった。子供の手が離れてからほぼ四〇年近い空白の年月が、母親の役割に忠実だった中年の主婦達を苦しめ始めている。そ

こで、主婦達の間では新しい生きがい探しが盛に行われ、①仕事②学習・趣味③社会活動ボランティアといった分野に関心が拡りつづける。しかし現状では、仕事はパートどまり、学習趣味もひまつぶしレベル、社会活動ボランティアもあまりスムーズに行かず、いずれも主婦のエネルギーを十分消化出来ない状態である。この新しい婦人問題のテーマは、二十四才までの人生設計で良しとする新版良妻賢母教育では解決出来ない。

そして、より深刻なのが、サラリーマン家庭の多くは、夫との離死別が、そのまま家庭経済の破壊につながる可能性が強いことである。交通遺児の会の調査によると、十二万交通遺児の九割を占める六万母子世帯のほとんどが低所得層、その約半分は飢餓的貧困層といわれる(註<sup>3</sup>)。この場合、中年主婦に与えられる職域の狭さと労働条件の悪さが、欠損家庭の状態を一気に悲惨なものにしてしまう。ここに一見合理的にみえる性別分業の落し穴があり、これが潜在的に主婦に生活不安を抱かせている。

その上、老後生活における女性の経済的不安や孤独感は、核家族の中では平均的には十年以上も未亡人生活を余儀なくされる女性にしわ寄せされている。このように、女の一生を見渡す時、果して女らしい教育が女性=家庭の新版良妻賢母教育が、女の一生を十分カバーし切れるだろうか。最近、「女は家庭」の女子教育に対する疑問が、このような現実生活との“づれ”や矛盾を背景にじわじわ広がりつつある。そして一方、家庭人間教育一本の女子教育とはうらはらに、働き人間教育一本の男子教育にも、最近いくつかの“づれ”や矛盾が指摘されている。

### (3) 分業家庭の疎外状況

今、一般にサラリーマン世帯では、「父は仕事、母は家庭」の分業が徹底しているために、子供と父の生活のサイクルが一致しない家庭が多くなっている。そこで、戦前の家業世帯では父親が家業のリーダーとして直接子供達を指導したのと違って、今の父親はもはや子供のモデルになり得なくなつた。その上、遠距離通勤や転勤別居、海外出張等によつて、父と子の接触が著しく少くなつた。良くいわれる父の権威の低下も、その原因はむしろ産業構造の近代化につながつてゐる。しかも、この近代的な職場で父親を待つてゐるのは各種の疎外状況である。「国際社会科学協議会」が東欧圏を含む十カ国で行つたオートメーションと鉄鋼労働者の意識の関係をさぐつた調査によると、日本の労働者の「仕事に対する満足度」は世界で最低。その上、オートメーションによる「精神的疲労度」は八三・九%で世界最大という結果が出ている(註4)。こうして、大多数の男性は家業のリーダーから企業のコマとなり、その生涯のほとんどを、企業に帰属して生活することを余儀なくされる。男の子の教育も、この枠ぐみの中で、如何に世帯主として、世帯の生活の安定をはかれる企業共同体に所属するかが大方の目的となりつつある。一流大学→一流企業への志向は、仕事専一で生活感覚の欠落した仕事人間をエリートにしてあげる。

では、現代のサラリーマンは、この諸々の疎外感をどこで克服し、どこに人間らしい生きがいを求めようとしているのだろうか。大多数の人々は失った自己を家庭の団らんの中で見付けようとする。それをマイホームへの逃避だと非難する向きもあるが、最近では更に積極的に家庭第一の人生を目指す若い男性も増えつつある。

七七年にある育児用品メーカーの行ったアンケートによると、首都圏に住む二十才と三十四才のヤングパパ四六四人の中、七割がオムツを取り替え、四割近くが十日前後の育児休暇を必要としている。また七八年に育児用品メーカーの「ピジョン」が開いた「男のための育児大学」も予想以上の盛況で、各地の応募状況は、福岡七・一倍(二一四人)大阪四・一倍(一二三二人名)古屋二〇・八倍(六二四人)札幌十一・三倍(三四〇人)仙台七・三倍(二二一人)であった(註5)。この新しい傾向は人間らしく生きたいという若い世代の要求の現われではないかと思う。これはまた経済の低成長期に入つて仕事にハリを失つた中年の父親にも拡がりつつあるという。だが、大方の家庭はすでに女の城になつてゐる。この母親の支配と父親の欠損が、子供の性格形成に悪影響を及ぼしていることは、早くから専門家によつて指摘されている。そしてこの家庭における父親の疎外は、実は社会生活での母親の疎外と表裏の関係にある。

現代の女性の多くは、母となるのと引きかえに社会生活では、個人としての場を奪われている。ここに、現代の母親のイラダチの根があり、母親が全体的可能性を十分に發揮して生きられない社会的背景がある。働き人間として、人間らしい家庭生活から疎外されている父親と、家庭人間として社会人としては疎外される母親、ここに性別分業教育の第三のづれが認められる。その上、職業一本で生活者としての感覚や技能を全く持ち合わせない男性エリートによって人間性欠陥の福祉政策や産業第一の政策がつくり出されている。反面、家族エゴイズムにこり固つた主婦達の間では、地域の連帯や巨視的に社会や政治を考える観点が育ちにくい。これ等の諸矛盾を踏まえて、おわりに男も女も人間らしく生きられる教育のあり方を

考えてみたいと思う。

### (三) これからの女子教育を考える

戦後三〇余年を経た現在、女子教育の大勢は性別分業をテコにして、世帯主義家庭に適応する主婦教育を期待している。この方向は、不況下では是非必要な働く女性の切り捨てや、企業福祉、社会福祉の家庭への肩替り等、切実な社会的要件に支えられて今後も一層強化されるだろう。しかし、すでに進みつつある企業共同体の家庭対策の後退や、世帯主の稼働能力の低下によって、主婦の働きが、世帯の再生産に不可欠な家庭が増え続けている。すでに、中年以降の年令層では、専業主婦が少数派になりつつある。このパターンは、現状では世帯の家計不足を補う主婦の家計補助労働として、主婦に家事も労働もしわ寄せしている。

だが、一方若い共働き夫婦を中心に夫も妻も共に家事、育児を負担する方向が模索され男女を含めて人間らしい労働の条件が要求され始めて来た。これ等は、家庭科の男女共修をすすめる市民運動や幼児を持つ母親の学習権を求める運動として、具体的な展開を見せている。ここで求められている教育は、産業社会に適応するための教育でなく、人間らしく生きるために教育である。それは、男女にかかわらず、すべての人間に、人権、生存権、労働権、生活権、学習権等を保証する。五十三年二月に、東京都民生活局が出した東京都婦人問題会議の中間報告でも、これから教育の理念を次のように述べている。「男女平等を実現するための教育は、個の尊重を基本とし教育基本法の理念を現実化していく教育であり、人間性豊かな教育を行ううえでの前提である。それは、あらゆる面での性によ

る差別をなくし、ひとりひとりが自立し、個性と能力を發揮して生きる主体的な人間となることをめざしている」

これ等を踏まえて、これから女子教育を考える時、女性の生き方の枠組みそのものが、現状から“づれ”ている現在、まず女子教育は女性に自分で自分の生き方を擰せ、主体的な人間に育てることが大きな目標となる。そして、個々の人生設計に沿った自己学習の権利と機会を一生にわたって保障することが必要である。出産、結婚を機に人生設計を中断し、再出発せざるを得なくなつた主婦達のために、社会教育と学校教育の相互乗り入れや、地域大学の開放など、市民の側に立った生涯教育の思い切った施策が望まれる。この場合、比較的の可能性のあるのは、もともと女子向コースとして設定されているために、女教師の比重も高く、しかも地方に分散している短大である。将来、短大が社会教育や成人教育、男女共修の結婚準備講座等を積極的に取り入れ、地域の知的文化センターとしての役割を果せば、高まりつつある主婦の学習意欲は吸い上げられ、短大の存在意識もまた新になろう。短大家政科が、ベテラン主婦と若い女性の交流場となつた時、短大は花嫁教養教育の枠組を越えて、婦人問題の解決にも一つの力を与えると思う。とにかく教育とは、男女によらず人間としてより充実した人生を送れる資質を掘起し育てることではなかろうか。

現在の教育は「男子コース」と「女子コース」に分けられ、生活者としての自立できない家庭人間の女性を作っている。そこで、女性に職業教育や市民教育が必要なように、男性にも生活者としての教育が必要になる。家庭科も今までのよう単に「女の領域」として女性にのみゆだねられるのではなく、むしろ一般教養の教科とし

て、男女共学で学ぶ方が、より効果的である。また学問としての家政学は、生活を学ぶ総合科学として、あらゆる関連諸学科を総合し、男女によらず、これに关心を持つ研究者によって学問として深められることが必要と思う。それらを通して、初めて人間らしい生活の土台が築かれていくだろう。

## 討議を面白く活発に

### 山川菊栄

年とは申せ、集会に出て皆さまのご意見伺えないのは残念この上なし。そのやさき会の代表を仰せつかるとは荷が重すぎますが、お若い皆さまのお力添えに甘えて暫く勤めさせて頂きます。

日本人は内氣で国際会議でも発言が少く不利だといわれます。国内の会議でも特に女性は発言に不慣れで、これは外国でもそうらしく、女性の意見の発表や討議を活発にするには婦人団体の会合を多いに利用すべしといわれています。私たちの会合でも討議や質問を遠慮なく、賑かに面白くやろうではありませんか。

最近、アメリカの未来学者ボールディング博士は、二十一世紀の理想社会として、「男性的特徴と女性的特徴を合わせ持つた男女両性を具有する社会で、穏かなやさしい社会。女性が男性みたいになると、男性が女性化するというのではなく、人間本来の姿に帰つて、一人一人の中に眠っている可能性が發揮できるような社会、現在よりもっと生き生きとして多様性に富んだ面白い社会になると思う(註6)」と述べている。

このように、これから教育は、人間らしい生活を目標に、多様な個性、自主性を伸し男女にかかわらず、すべての人間が、人生の主人公になれるような素質を育てることが望しい。あらゆる人間が自分の人生を充実して生きられる教育と、それを生かせる社会的環境が整えられた時、我が国にも初めて、民主的社会の土台が築れるのではないか。だが、未来はあちらから自然にやってくるものではない。世界行動計画でも、これから女性の役割を次のように予言している。「我々の世代においては、婦人の役割は、強力な社会変革の勢力として、増え台頭していくであろう」ここに、女性の未来を先どりする女子教育の重要な課題があると思う。

註・1 海後宗臣編「教育改革」一二四頁

註・2 柴山恵美子著「ILO総会における婦人労働の課題」婦人問題懇話会誌一九七五年N.O.一二三所収。一二一三頁。

註・3 一九七六年十一・一六日付読売新聞

註・4 一九七八年一・一二日付読売新聞。

註・5 一九七八年一・八日付読売新聞。

註・6 一九七八年一・一三日付読売新聞。

# 「もうひとつ」の家事労働論

吉田紘子

(茨城大学講師)

## はじめに

ここ十年近く、合成洗剤の問題とかかわってきていますが、昨年の水戸市における合成洗剤使用実態調査(注1)では、合成洗剤の人体への害、環境汚染などについての知識は九割近くの主婦がもつており、約三五%がそのことに非常に不安を感じています。しかし、合成洗剤を石けんに切りかえた主婦は十四%にすぎません。この意識と実態のギャップは何に起因するのか。第一には、主婦の洗剤の選択基準は「よごれ落ちがよい」、「白くなる」、「香りがよい」などコマーシャルに影響されたものである。売場面積は合成洗剤が圧倒的に多い。合成洗剤と粉石けんの区別ができない人が多いなど主婦の自主的な判断による選択がなされていない。第二には、合成洗剤は「水でも洗える」、「すすぎが簡単」などと便利であると意識させられている。第三には、家庭で「洗たくをする」ということが、人間の生活にどのようにかかわっているのか、合成洗剤が作られる過程での公害への影響、使用後、環境へ放出された後の問題など、が自分に直接かかわりのあるものとして認識されていない。こ

れは、合成繊維、プラスチックスなど他の石油から作られた生活用品についてもいえることで、消費者は、マスコミや広告に煽られ、「よりよい」、「より豊かな生活」のためにといふことで次々と商品化される「便利な」物をサービスを購入させられているわけです。「経済成長により、「より多く消費するよりよい生活」を得る代償として、自分の生活のスタイルを、自分でえらび、自分できめていくことができるなくなっているわけです。科学と技術は、社会のひとりひとりの生活を、いやおうなくある種の歯車にまきこんでいくという意味で、いちじるしく政治的なものとなつておらず、個人が、ある種の生活のスタイルを採用しようとしても、それはきわめて大がかりな政治的な取り組みを必要とするものになってしまっているわけです。」(注2)

今では、「結婚も二者択一の問題として存在しており、パターンを変えたり、コミュニケーションを作ったり、集団保育をしたりなどの実践は非人間的な性関係への反乱として行ななわれてきた」(注3)ものばかりです。家事労働の問題もこの結婚＝家庭の枠のなかで考えられており、かつ、現代の巨大技術社会に組みこまれたところ

で、家事労働をどうするかといった論議が進められているように思われます。

西欧における新しい市民運動として、先進工業国の経済成長を支えてきた数と量の経済学、すなわち、量＝エコノミー（財とサービスの生産）から質＝エコロジー（人間の生活環境）への転換をもとめる運動が起っています。そこでは、ひとりひとりが生活を築いていくための技術や生産に加わり管理していく「自主管理論」や、巨大技術ではない、「もうひとつの技術」の開発、各々の地域に応じた生活様式の選択による自由の拡大、そのための分権化などが提案されています。

生活の多様性とその選択における機会均等を保障することが、人類の安全に、さらに、人間の解放につながるとするエコロジー運動のなかでの家事労働のありかたを考えてみたいと思います。

#### H・ロジ一運動(注4、5、6、7)

「より多くをより早く生産し、より多くをより早く消費する」経済システムにのって発展してきた経済成長は、七〇年代に入つてからのいわゆる石油危機によって、石油、石炭、ガスなどのエネルギー資源の有限性、成長の歪みとしての環境破壊や人間疎外、アラブ世界を中心とした原料供給国の国際的レジスタンスという事実につかっています。この危機を新しいエネルギー、原子力発電の開発によって対応しようとしている体制に対し、これに反対し、成長自体は人間の基本的な欲求ではなく、「成長のイデオロギー」によつて機械的に操作されたものであり、量＝エコノミーから質＝エコロジーへの転換、すなわち、旧来の経済価値感に代る、新しい価値感にも

とづいた新しい世界秩序、その中から先進工業国の経済政策、エネルギー政策の再考を試そうとしているのがエコロジー運動なのです。この運動のなかでは、現代の経済成長政策の問題点が次のように挙げられています。

① 先進工業諸国との「繁栄」は第三世界の人々からの労働力や諸資源の略奪によるものである。「豊かな国」と「貧しい国」との国際間格差は正のためには、先進工業国は、将来、ゼロ成長か、国民の生活水準を下げる考えなければならない。

② 先進工業国における経済成長を支えてきた大量生産の技術は、生態系に大きな打撃を與え、資源浪費型であり、労働節約型であつて、「生産の論理」には合致していても、「生活の論理」に従つているとはいえない。

③ また、この近代技術は、分業制度をもたらし、技術管理社会をきづくもとになつていている。

分業体制のもとで、極度の専門化、個別化が進み、個々の人間が自分では充分に理解し管理することのできない技術体系に生活の基本的運営をからめとられ、不斷に専門家の技術的管理に身をまかさなければならぬ。従つてひとりひとりの人間が、自分のおかれた人間的状況と、自分のもつ人間的判断にもとづいて、自分の生活の方向を決定していく選択の自由が、次第に狭められ、均質化の方向に向うことになる。

④ さらに、この分業制度は、労働者の二面性、つまり、生産の場では「生産の論理」に立つて公害をおしすすめ、生産性をあげる側に、家庭生活の場では公害の被害者の側に立たせられるという人格の分裂、労働者と市民の対立、地域社会の人間的連帶の分断をも

たらしている。

これらの点をふまえて、「自主管理」体制と近代技術に代る「もうひとつの中間技術」の使用を提案しているわけです。「自主管理」はひとりひとりが生活を築いていくための技術や生産に加わり、管理していくことを基本としており、分配に限らず、生産における自主

管理、またそのための消費における自主管理、さらには自分達の運動、生活における自主管理をも含んでいます。物質的量的成長の低下と、質的な生活水準の上昇（環境整備、労働時間の短縮、社会、文化資本の充実）のバランスを労働者が理解、納得しながら、みずから決めていく「自主管理体制」のもとでは、ゼロ成長や物質的生活水準の低下を受け入れることができるというわけです。

「もうひとつの技術」は巨大技術ではない市民レベルで管理でき、環境や人間に対してもっとソフトな技術で、「中間技術」、「適正技術」とも呼ばれております。シーマッハ（注8）によると、「分権化をうながし、生態系の法則に適合し、稀少資源の使用には充分気を使い、人間を機械の奴隸にする代りに、人間に奉仕するように設計されていて、過ぎざつた時代の初步的技術よりはるかに優れているが、巨大技術よりはるかに簡単で、安く、自由な『技術』」と定義されています。

ヨーロッパ運動は、科学技術支配下のあらゆる種類の分業、資源産出国と工業国といった国際分業、都市と農村の分業、労働者と消費者との分離、そして何よりも肉体労働と精神労働の分業を拒否しており（結果として、現代社会の男性と女性の分業は消滅する。）、西欧の科学技術文明が普遍的なものではなく、低開発国、未開、野蛮と差別してきた諸国にも、先進諸国とはちがった種類の生活様式が

あり、必ずしも科学技術文明に適するとはいえないが、それぞれ民族独自の思考様式があり、各民族独自の文明があることを認めないと、いつた西欧文明至高の価値感の変革をもめざしているのです。

### これまでの家事労働論について（注9、10）

我が国で、これまで、女性解放の視点から論議されてきた家事労働論は、次の三つに分けられると思います。

一、「女性の完全な解放を実現し、男性と女性と同格にするには、家事が社会化され、女性が通常の生産労働へ参加することが必要である」とエンゲルス、レーニン以来社会主義の伝統のなかで引きつがれてきた家事社会化論。しかし、現代社会で女性を生産労働にたずさわらせるということは、女性に過重な二重労働の負担を強いる結果になっていること。打算社会である市場メカニズムのなかでの男女平等にすぎないことなどから「働く」ことを問い合わせ直そうという動きがでてきてています。

二、家事労働の経済的評価論。「現状では、女性の職場への進出は、主婦に職場と家庭での二重労働を背負せることになる。また、現体制のなかでになわれている低賃金労働者としての役割が資本に協力することになる。従って、主婦達がそれぞれの立場で互いに手を握り、人間としての権利をとり戻す闘いに立ち上ることこそ意義がある。」として、主婦労働を労働力生産の価値労働として経済的評価をこころみようとしたものです。ここでは、家事労働を誰が担当するのかが問われていないため、始めの意図に反して、今では専業主婦擁護の理論に使われることが多いように思われます。

三、都留重人氏（注10）によるもので、「女性解放のために必要な

ことは、第一には、女性の経済的、社会的進出の道を拡大すること。これと同時に、女性が母性と職業を自由に選びかつ希望に応じてそれを両立させうるような女性擁護の体系を社会的に確立していくことが必要である。」という論です。そのためには「G.N.P.指標」というものを拒否して、それに代る福祉の指標を考えるなど打算社会の論理の転換の要」をとっています。金銭的報酬を受けない人間の労働が私たちの社会の「価値物」を支え生み出していることを認識しようというものです。この点で、前二つの論とは質的に違っています。しかし、この論理の転換がなされたとき、女性だけでなく男性擁護の体系ともなるはずで、そうでなければ、女性解放にはつながらないでしょう。

家事労働の経済的評価論も社会化論も、家事労働を家庭内労働として評価するのか、社会的労働として評価するのかの違いであっていざれも近代経済学のうえにたつたものです。「経済成長」を追求し、G.N.P.や年間の消費量によって「生活水準」を測ってきた先進工業国（資本主義体制のみではなく社会主義体制の国も）における諸問題、環境問題、都市化に関わる問題、労働や社会における人間疎外「豊かな国」と「貧しい国」との格差などについては考え方でいいのか、あるいは、社会主義体制に移行することによって解決すると考えられています。しかし、社会主義体制においても、必ずしも問題は解決されていませんので、単純にこの公式に従えるかは疑問です。

例えば、「家事を社会化する」ということは、物・サービスの商品化としてなされることが多く「より多く生産し、より多く消費する」という現代の高度経済を支えてきた経済システムを支えても否定す

ることにはなりません。従って、経済成長下の諸矛盾はさらに大きくなります。また、科学技術の進歩によって生まれた技術管理社会では、男性も疎外されています。そのような体制のなかで男性と同等に働くことの意味は何か。むしろ、労働の質が問われなければならぬと思います。

また、分業の問題があります。経済的評価論、都留理論では、家事労働＝主婦労働と規定していますが、家事・育児＝女のしごととしておしつけられたことが、女性差別の根源にあり、これは、社会体制が変っても、価値ある労働として評価されても除かれはしません。また、家事を社会化、共同化した場合も、家事・育児が私的労働ではなく、社会的労働として、やはり女におしつけられるのではないか。そして、社会の中での男女の分業として、すなわち、社会の中で「男のしごと」「女のしごと」と分けられ、それがヒエラルキー構造のなかに位置づけられると新たな差別につながるのではないか。また、経済成長のもとでより顕著になる生産者と消費者との分業については、生産者と消費者を分断することになり、それが非人間的な労働を作り出し、農村問題、都市問題、公害等を生み出す要因になっていることはすでに、指摘されていることです。

以上みてきたように、家事労働が経済的に評価されても、それが私的労働としてであれ、社会的労働としてであれ、いずれにしても、問題は残るわけです。これらの問題の解決には、発想の転換、すなわち、打算社会の論理からの転換（エコロジー運動ではエコノミーからエコロジーへ、ウーマンリブ運動では「男の論理から女の論理」となります）が必要なわけです。次に新しい価値感に基づく

た「もうひとつ」の家事労働論について考えてみたいと思います。

### 「もうひとつ」の家事労働論

「家事や育児は、金銭の換算を超えて、大切なものであり、評価すべきもので、それならむしろ、女が一人で背負い込んでいいけない。大切な営みは周囲のみんなが背負い合い、そのことが人間としての優しさを生み出していくことにつながる。(注11)」みんなが参加し、そのことが人間の優しさに、豊かさにつながる、そのように家事労働を考えています。エコロジー運動のなかで、出されてきた、政治、経済、文化をも含めた「生活」を自主管理する。この「自主管理体制」のなかでは、本来の意味での家事労働一人間が生きていくうえで基本のしごとであり、各自が力量に応じてそれぞれにないあい、そのことが他の人や生物を侵害しない一の実現が可能なのではないかと思います。

次に、アミ・ド・ラ・テール(地の友)(注12)の「パリを理想的な町に変えるための二〇の提案」の中に具体的な姿をみてみたいと思います。他のエコロジー運動のなかに共通にみられる理念(注7)にそつて、まとめてみました。

一、社会の基本的構成単位を小さくし、その範囲で自給的に生活する。

政府はパリをたちのく、国家業務の分権化を徐々にはかる。町がそれぞれの管理の自立性を獲得し、生産活動をみいだし、住民が若干の集団的なサービスをになう。市民の食品は、可能な限りパリ地域「郊外を含む」から出荷され、各人が健康や、エコ・システムの均衡や、世界の食糧事情をそこなわない食生活を選ぶことができる

ように、つねに情報が与えられる。

### 二、有限の化石燃料などの資源にたよらず、更新性の資源の範囲で生活する。

できる限り、自らの資源を利用し、広範な供給網に頼らない。すべてのアパートが、風力、水力、太陽エネルギーの利用、断熱材の利用などのソフトテクノロジーを備える。洗濯機、テレビジョンなどの共同利用や、自家用車の使用を徐々に減らして省エネルギー化をはかる。

三、廃棄物(ゴミや廃熱)は自然の循環に戻せる範囲に抑える。

家庭のゴミは分別収集を行い回収不可能な容器、梱包は禁止する。

#### 四、中央集権的な巨大技術には依存しない。

核産業をやめる。都市政策をテクノクラートにゆだねない。巨大な計画は最大限の注意をもつて見守る。小加工業、修理保全再利用業の維持と発展を優先する。各人は工業、農業の主要な生産方法を知り、ひとつ以上の手工業を実践し、自分たちの使う資材を保全修理する。情報や銀行など住民が管理する。

#### 五、地域の人々の連帯を回復する。

公共の建物に、近所どうしの協同組合を作り、文化活動を行ったり、仕事場、保育園、洗濯場、ショッピングセンターをつくることにより、異なった年令の住民どうしの接触や、集団活動を行ったりする。労働時間は、通勤時間を含めて週三十時間とし、街の生活や市町村の行政に参加する。

分業について 労働時間の短縮によって、高価なレストランで食べないですむようにし、炊事や市場が婦人に向けられた雑役にならないようになる。やりがいのないきついしごと(ゴミの収集、道路

や排水の管理、行政上のいやなしことなど)はローテーションをはかつて、各人が月十二時間を超えない限度で、すべての人が交代で負担する。また、住宅、労働、余暇の各街の中心での再結合、労働時間の短縮など、住民が男性も女性も、子どももすべてが、政治、経済文化活動に参加することを保障している。建物の断熱、太陽暖房、風力発電、ゴミ処理、農業活動が町で行われるなどの都市エコロジー計画により、町がそれぞれの管理の自立性を獲得し、生産、消費における自主管理をすることが提案されている。

これらのこと、全くの空想的ものと受けとめるのか、実践できるものと受けとめるのかは、その人のもつている価値感や、私達がおかれている状況をどう抱えているのかの認識の相違によるものと思います。この実現によって、思考様式、制度、国家構造、生産および所有関係が全く変ってしまうのですから。

実際にヨーロッパ各地では、エコロジスト達が、「技術」だけではなく、科学、教育、経済等すべての生活様式において、人々に慣行によらない多様な生き方の選択の幅を与えるために、実験証明するための拠点を作っています。日本においても、合成洗剤やプラスチックス追放運動などでは、「便利さ」や「豊かさ」を至高のものとしてきた価値感の変革を主張しているし、有機農法を実践している個人、グループ、コミュニーンなど、エコロジー運動が住民運動のなかにすでにとり入れられています。

## 終わりに

「技術管理社会に対しても、異議申し立てをしている集団は、生活様式の選択による自由の拡大を望んでおり、物資の消費という点で

は、現在よりもずっとつましい生活を受け入れ、必要なならばそれに見合った、中央化の必要の少ない、地方分散と両立する新しい技術体系を発展させることに望みをつなぐ。それはまた、地域社会における人間連帯の復権をいろいろな形で試みようとしている。エコロジー運動は科学技術と社会制度、個人の生活様式全体に及ぶ文化革命を想定するもの(注6)なのです。このなかで、家事労働をとらえるとき、家事労働は価値を生むか否か、労働か否か、女のしごとか否かの論議ではなく、どんな生きかたを選択するかの問題になるでしょう。

注1) 糸賀千恵子、櫻村朋子「合成洗剤の諸問題についての研究」茨城大学卒論(一九七八)

注2) 柴谷篤弘「あなたにとって科学とは何か」みすず書房(一九七七)

注3) 亜紀書房編集部「性差別への告発」亜紀書房(一九七一)

注4) 仲井城「エコノミーかエコロジーか」『世界』一九七七年十月号

注5) 宮川中民「フランスにおけるエコロジー運動」「現代の理論」一九七七年一六三号

注6) 柴谷篤弘「西欧文明志向からの転換」「朝日ジャーナル」一九七八 Vol.10 No.11

注7) 高木仁三郎「人間の顔を持った技術を求めて」「朝日ジャーナル」注6)に同じ

注8) シューマッハ・斎藤志郎訳「人間復興の経済」佑学社(一九七六)

注9) 生活科学調査会「主婦とは何か」ドメス出版(一九六九)

注10) 都留重人「国際婦人年によせて」「世界」一九七五年八月号

注11) 伊藤雅子「主婦も立派な職業よ」朝日新聞 一九七七年七月一〇日

注12) 一九六九年に設立され、その後一八ヶ国にひろまつた、フランス国内では七〇の地域集団のなかに組織されている。

# 家事について

——家政学的なサイドから——

佐藤慶子

昨年の十一月例会の際、「家事」について家政学の立場からの視点を求められ、参考になると思われる二、三の点を報告した。この小論は、その時の報告を要約した程度のものであり特別目新しいものではない。また、家政学における「家事」研究は、従来むしろ「家事」作業の合理化を目的とした、エネルギーの消費量や作業の動線、作業時間といった「動作」研究に莫大な労力を投入してきたが、ここではむしろ「家事」の社会科学的分析に重点をおいた。わずか三十分の報告の内容であったので不足と思われる点はご寛恕頂きたい。

## ◆家事研究に対する社会的関心

この十数年の歳月は、「家事」研究にそそがれる社会的関心を大きく変化させていくように私は思う。かつての主婦論争では、主婦もまた社会参加すべきか否かの命題をめぐって、家庭にいる主婦のしどとやその評価が取りざたされていた傾向が強い。しかし、高度成長過程を通りすぎて、今や生涯を通じて家庭にだけいる主婦の方が少なくなりつつある。となると、働いていない主婦は、経済的に

も社会保障の面でも著しく地盤低下となって、むしろそれを回復するため逆に「家事」の価値が評価できないか否かが問題となってくる。

また一方、働く主婦にとっては、「家事」「育児」の負担軽減が思うようにはかどらない。たしかに「育児」は保育所も増えたが、核家族化都市化の中では結局保育所帰りの二重保育が必要たり、ゼロ歳児保育、病児保育が十分でなかつたりして主婦に負担が重い。「家事」の商品化も安全性に問題があつて何でも既製品というわけにいかない。老人や病人をかかると今の社会保障システムではとても家庭の外からの援助だけでは救済されない。一体「家事」の社会化要求はどこへ向けて、どんな方法でやつたらいいのか、話は堂々めぐりになる。この悪循環を断ち切るために一体「家事」研究は貢献してくれないものなのか。これが働く主婦の側に立った「家事」研究への要望になるだろう。

さて、そのことに対し、家政学における「家事」研究はどう応えているだろうか。

## ◇家事の分類

遠回りのようだが、まず最初に「家事」の分類についてふれておきたい。

「家事」と考えられるしごとを数えあげると数百にものぼるという報告もあるし、その分類整理も論者によって少しづつ異っている。が、後述の問題点を考えるのに適切なので、私は広田寿子氏の分類を紹介する。

氏によれば、「家事」は生活と不可分の形で行なわれる所以で分類するのが困難であるが、大きく「家族の生活にともなう労働」と「育児にともなう労働」に大別される。そして、前者には、第一に、商品として販売されている生活手段を購買する労働①——買いものの、を、第二に、購入した商品を加工して直ちに消費しうるような使用価値を「生産」する労働②——料理、裁縫など、第三に、掃除、洗濯、看護、散髪のように、家族のための「サービス」の形をとる労働③、をあげている。(なお、「家事」を家事労働とよぶか否かには議論があり、資本制生産様式の下での労働は商品生産のための労働を意味するから、「家事」は家事労働と称さないとする意見もある。私は「家事」または「家事作業」の語を通常用いているが、広田教授は「家事労働」の語を用いている)

なお、氏のように「家事」に育児を含める考え方もあるが、現在では育児を別にするものが少なくない。また、「家事」に「家政」のような管理的概念を含めて使う場合もある。

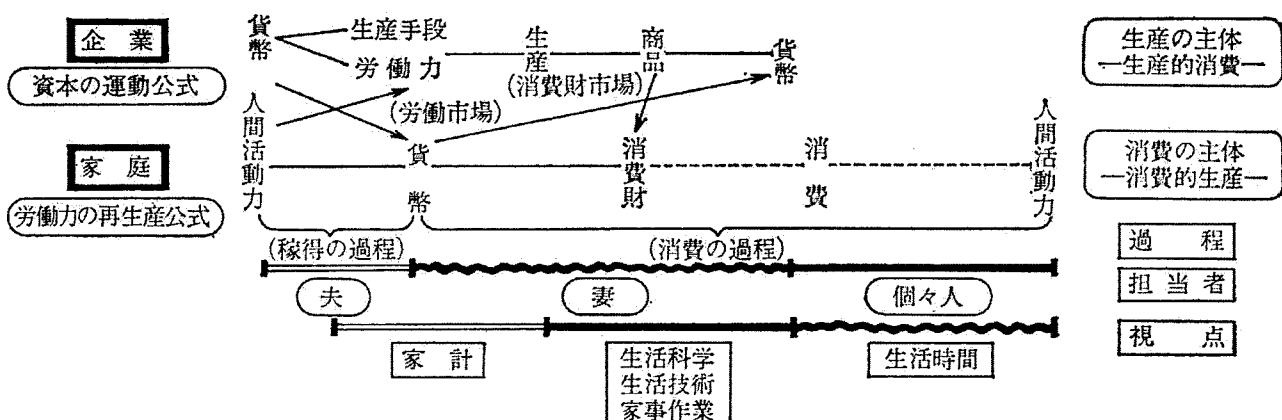
## ◇資本制生産様式の下での家事

「家事」は人間が物質を消費しながら活動力(労働力)を回復す

るためのしごとであり、家族が生産の単位であった時代まではきわめて未分化な形で家族の行うしごと(労働)の中に包含されていた。しかし、図一に見る如く、資本制的生産様式の下では、生産労働が家の外に取り出されて「賃労働」になるのと同時に、「家事」は家族の手に残されて「無償労働」となり、生活に必要な物資は市場から「商品」として購入してくることになった。このように「家事」が無償労働となつたのは、資本制的生産様式の下における経済法則であつて、思惟的に変更しうるような性質のものではない。勤労者世帯の「家事」は、資本制的生産様式への転換に伴つて、主として妻の手にゆだねられるようになり、夫の所得によって家族の労働力(活動力)を再生産する水準と様式を形成する。その場合妻は形式的には「扶養家族」となるが、勤労者家族の労働力再生産はこの妻の「家事」なくしてはあり得ないわけである。

しかし、資本主義の発達は、生産力の上昇に伴つて勤労者の所得を増やし、消費拡大の契機を作る一方、家庭内で行なわれてきた「家事」の分野をも商品化しようとする。商品化の対象となるのは最も交換価値の高いもの、利潤の大きいものである。利潤の大きいもの、それはとりも直さず剩余価値を多く生み出すものである。その第一の対象となるのは、素材に手を加えて直ちに消費しうるような使用価値を生産する労働②——料理裁縫など——のうち、分業や集約的労働、工場生産等によって多くの剩余価値を生み出すものである。それも、流通の過程で腐敗したり価値が下がつてしまふものは適さない。たとえば、製パン、製麺は適するが、炊いたごはんなどは適さない。冷えたご飯はあたたかいご飯とは食べる時の価値が違うからである。このようにして、食料・衣料品の多くが今日手を

図1. 労働力の再生産公式と資本の運動公式の対応関係



有斐閣『家政学』中 宮崎礼子著「家庭管理論」P140

かけずに消費できる加工品として生産されている。

第二は、家族のための「サ

ービス」の形をとる労働

—掃除、洗濯、看護、散髪など——のうち、一定の技術力によって専門的職業となりうる分野である。看

護、理髪、クリーニングなどいづれも今日専門的職業として成立している。しかし、看護などにみると、商品化ではきわめて高額になるため、国や自治体などの手によるサービスとして社会化せざるを得ない部分も少なくない。

もし第三に、「育児」を付け加えてみるならそのことは一層明らかで、「保育所」の形で育児の一部を社会化する場合、商品化の形では勤労者世帯の収入でまかうことがほとんど不可能で、国・自治体等の社会

化に依存せざるを得ない。私的経営に主にまかされている保育は、ゼロ歳児や夜間あるいはつなぎの部分など一部である。

#### ◇作業密度は低下

「家事」の商品化は一方では所得水準の上昇に伴う「家事」の省力化・短縮化として発生するが、また一方勤労者世帯を中心にして妻の雇用を確保するための生活要求の道すじからも「家事」「育児」の商品化・社会化は一般化する。

わが国の場合、戦後の「家事」「育児」の商品化・社会化の足どりをふり返ってみると、家庭電器製品——炊飯器、洗濯機、冷蔵庫、掃除機などの機器や、水道、ガスなどによる家庭内の施設・設備の改善によって③の「サービス」的な「家事」が省力化されたほか、食料品・衣料品・住生活用品の全てにわたって素材の変化や加工度の増加によって②の「使用価値生産」的な「家事」も省力化されてきた。①の買いものも、冷凍庫・冷蔵庫の普及や車の保有によって、ある程度は集約化されている。

しかし、全体を考察してみると、「家事」の作業密度は軽減したが、「家事」を集約的に行っておくことには一定の限度があり②のような「使用価値生産」的な家事はまとめてしておくことが可能でも、最後のサービス的な部分を無くしてしまることはできない。つまり、冷凍食品を買ったり、自分でまとめて調理したものを冷凍しておることはできるが、食事の時はそれを解凍して「食事」に仕上げるしことが残る。

今や市場で提供されている「家事」関連商品をとり入れると、洗濯も炊飯や調理も容易にはなるが、かつてのように全面的に手作業

だった時代のような技能や個性が失なわれることは否めないであろう。その意味では、主婦が自らの行っている「家事」の価値をもつて、その経済的地位を主張することはむしろ以前より困難になってしまっているといえるであろう。

#### ◆家事の合理化しない理由

だが、「家事」の作業密度が商品化によって低下したとしても、「家事」の合理化がそんなに容易に完結しているわけではない。もし合理化がかんたんに行なわれるものなら、多くの主婦がパートタイマー・や内職に甘んじる必要はないであろう（もちろん、「育児」の問題が大きいが）。とすると、「家事」合理化が容易でない理由は何であろうか。

その第一は、わが国の消費様式の問題である。たとえば、食生活を取り上げてみよう。今は家庭ではやらなくなっているが、欧米のようにパンを焼く場合そのしどとは集約的にやっておくことができるのである。だが、わが国のように米を食べる場合、米は一週間分も炊いておくことはできない。また、生鮮食品の買いものも週一回にまとめることが困難である。魚貝・豆腐・野菜の葉ものなどは保存性の制約が強いからである。調理上もどちらかというとこういった水分の多い保存性の低いものは足が早い。そういう条件を無視しようとすると、多種多量の添加物をふくむ加工品に目をつけねばならない。かつたり、本来の味わいとは別ものになつてることをしのばねばならなかつたりする。その意味で、確かに伝統色の強いものほど、「家事」合理化には不便なものが多い。

補足すれば、気候・風土による要素も、わが国の場合「家事」合

理化に制約的である。たとえば大都市の大気汚染の湿氣による衣類への吸着、高湿による寝具乾燥の必要性などが数えられる。欧米と比較したらわが国のお家庭の洗濯回数はとびぬけて多い。

第二に、消費水準の低さに起因するものもある。それが特に響いているのは住生活である。住生活を管理する際、掃除とならん片づけ（整理・整頓）が頻繁におきるのは日常よく経験するところであるが、これは住宅の水準とかなり密接な関係がある。欧米の場合、一室一用途とまでいかなくとも、ある程度室毎の機能が決っており、その機能が完結するよう室内の施設設備がととのつている。しかし、わが国のお家庭の絶対空間の狭さは一室を多用途にし、舞台の大道具小道具のように用途毎に一室を装置がえする。その度にその室の機能を充実させようと思えば、余分なものは片っぱしから片付けなければならない。したがって、単に住様式が欧米と異なるだけではなく、住空間の狭さが毎日の頻繁な片づけを必然化しているのである。

また、今もふれた買いものの問題に付け加えられる点として、まとめ買いをしても収納しておけるスペースがないことを指摘しておこう。最近冷凍庫、冷蔵庫の容量も大分大きくなっているが、それでも台所その他の空間で、一週間の食料あるいは数カ月分もの消費財を蓄えておける住宅は、都市では少ないといえよう。

第三に物を作る「家事」は少なくなったとしても、それを消費できる形に調整するしどことがまだまだ主婦の手に残されていることをあげなければならない。調理すみの冷凍食品がいくら準備されても、それを「食事」に整えているのはほとんど主婦である。こういったしどとのうちのいくつかは、夫や子どもでもできるものがあ

るはずであり、歐米の場合、日常の生活習慣として本人にやらせているケースが少なくない。自分の身のまわりのことや簡単な食事の準備後片づけなどである。しかし、こういった生活面での自立が夫にも子どもにも低いわが国の現状では、主婦がその度にサービス係になる。そこで、食事などのように一定の時間帯に制約される「家事」、の束縛からはなかなか解放されないというしくみである。したがって、主婦は連續した長時間の余暇はなかなか持てない。専業主婦でも、家族に手のかからないコマギレの時間しか余暇が生み出せないという特徴があるわけである。これが、内職やパートタイムのような時間にややゆとりのある仕事を主婦に選ばせるひとつの中機になっている。

第四に、「育児」や老人の「看護」といったしごとに範囲をひろげてみればこのことはいっそう明らかである。乳幼児や看護の必要な老人に対する世話は、対象の生理的 requirement のサイクルに合わせて、食事、すいみん、運動、入浴等、次々手をかけていかなければならない。しごとの難易度よりむしろ常に対象に注目する目と、要求を満してやる人手が必要なわけである。しかも、それらは場合によっては二十四時間間断なく対象に束縛されることが少くない。乳幼児はとくにそうである。

第五に、以上のような諸制約を改善するような施設・設備やサービスなど社会的諸環境の整備が立ち遅れているということを付け加えたい。たとえば郊外の新興住宅地などでは、マーケット、病院、

保育所などが少なくまた遠いので、交通の不便を補う意味も含め、モーターリゼーションが必然化する。そして、車の運転が「家事」の延長的部品として主婦のしごとに付け加わるのである。通勤距離が伸びればのびるほど、主婦の「家事」時間帯は早朝から深夜まで拡大し、自分自身が遠くまで勤めに出ることはほとんど不可能になる。その他、下水道や暖房など、社会施設の不足は「家事」の守備範囲を広げている。

なお、保育所、病院、老人ホームなど、人手を要する社会施設・サービスは、経済的合理性で帳尻の合う部分ではないので、今後とも充足がむつかしく、家庭と社会との負担のあり方が議論される部分であろう。

#### ◆家事社会化の困難性

戦後のわが国の生活様式の変化を見ると、確かに消費水準も上昇し、消費様式も近代化されてきている。しかし、それがほとんど個人の負担に依ってきたこと、またその消費水準が伝統的様式を離脱するほどには達していないことが大きな特徴である。つまり、生活様式の近代化の中で大きな部分を占めるのは、電気製品等の耐久消費財など機器類や、衣・食・住の消費財の一部であり、生活様式全体ではない。そして、いくら加工食品・インスタント食品が探究されても、それによって国民の健康と安全が保障されるわけではなく、米と野菜と魚・大豆を食べるわが国の食生活パターンはパンと畜産物を食べる欧米の食生活の合理化を物指しにすることはできないのが現状である。

確かに、専業主婦といえど、そばを打ったり、味噌や漬けものの、

梅干しを作つてその技能を發揮するような、職能的な価値の「家事」は行つていない。むしろ、時間帯に制約されたサービス的家事が中心である。だが、それだからといって、今、「家事」が容易に社会化できるかどうかと、答はきわめてむつかしい。

たとえばそれは、学校給食の例に見られるように、まず、個人に十分な抛出を求めることができない。（主婦の賃金がよほど高くなれば、他の場合でも「家事」の商品化に十分な抛出はしないであろう）したがって、低い金額で名目だけ栄養量をそろえようとなると、いきおい加工品の利用や、食物文化たり得ない献立が登場することになる。学校給食に使われる動物性たんぱく質は、市価のおよそ1%に抑制されているから、そこに登場する加工品の質は添加物をはじめさまざまな問題をもつことになる。また、人手を省く調理方法のみでは、供給する食事の質が十分でないことは当然である。

私は、個々の家庭が加工品を買ってきて調理するより、給食の方が買ひものの労力もへりはるかに合理的だと常に考えているが、学校給食の例は、その場合十分な費用を支払わねば元も子もなくなることを示しているように思う。十分な費用とは一般には人件費をも含るものであり、今まで無償であった「家事」の費用が突然そこで有償になるわけである。するとそれは、受益者負担で行うならば主婦の賃金が相当高くならなければ成り立たないわけであり、一方公的に保障してゆくなら資本主義経済のワク組みを破つて社会化への道をふみ出すことになる。

いさか論理は飛躍するが、消費の社会化の道すじは、資本制生産様式のワク組みを突きぬけるほどの困難をかかえていることは推測できると思う。

このことは、衣食住の部分より「育児」「看護」などの面でより明確な点であり、資本主義的な合理化や、受益者負担の社会化のみでは、十分な保育や看護療養は行えないものである。

以上の点を考えてくる時、私たちは「家事」「育児」の問題を市場経済の中に放置しておくのではなく、階級的視点に立つて整理しておかねばならないということ、そして「婦人の労働権」を自らの中に位置づけておかないと現実の堂々めぐりを突破できないことがわかるのである。私たち自身の側に、生活の主体性を引き寄せない限り、生活様式が変化しようと消費水準が变ろうと、それらは巧みに資本の論理に包摂されていってしまうからである。

#### ◆家庭内での認識

しかし、私たちがこのように考えてゆく場合、多くの男性の認識の中から生活や「家事」の問題が欠落してしまっていることは大きな問題である。いうまでもなく「家事」は、人間が自らの活動力（労働力）を回復し、次の世代を育成するのに欠くことのできない仕事である。そして、雇用労働のような疎外感はないが、日々の活動力（労働力）再生産のサイクルに合わせて明確な拘束性が存在している。それぞれの消費水準、生活様式に見合つて、「家事」の様式は異っているが、雇用労働と同じく強制されたしことのうちに数えられるであろう。だが、高度成長の過程をへても、多くの妻が雇用就業していても、わが国の夫の平均的「家事」時間は先進国の中ではきわめて少ない。そして、そのことが、夫の認識の中から家事の問題を欠落させる大きな原因になつていることは否めないところであろう。（五九ページへつづく）

# 家事労働の経済的評価の方向

駒野陽子

## ○再び家事労働評価の気運が…

主婦論争の後半で一九六〇年に磯野富士子氏が提起した「主婦労働の経済的評価を」、という主張は、その後一年間の論争の中で多くの経済学者によって「交換できる商品価値をもっていないから、経済学的に価値を認めるることは不可能」と結論づけられた。また、

「資本主義社会における主婦の無償労働は、価値はつくらないが、低賃金の基礎となることによって、資本の剩余価値の基礎を形成している」（渡辺多恵子氏）という指摘もあって、主婦の労働が資本主義のからくりの中で資本に無償でかすめとられているという構造も明らかにされた。しかし、ではどうすればかすめとられた主婦の労働を、何かの形でとりもどすことができるか、については方途を探りあてられないままに十年余りを経た。磯野氏の発想の根となっていた「毎日アクセク働いているのに、主婦が生活の保障を得られないのは不當だ」という多くの主婦たちの素朴な不満は今もくすぶり続いている。その間に資本は、パートタイマーという低賃金労働者として主婦を職場に駆り出し、無償の主婦労働を重しとして、主

婦労働力の買いたきによる利潤の追求を強化してきた。

「タダよりはマシ」と低賃金に甘んじて働く主婦、「資本に利用されるだけの労働はゴメン」と無償の家事労働に甘んじる主婦、それぞれに欲求不満の中から、今再び何らかの形で家事労働を評価されたいという願いがふくれ上つてきている。

一九七五年、国際婦人年にあたって、世界行動計画は、この願いに応えるように「家事活動は家庭生活にとって必要であるにもかかわらず、一般的に低い経済的、社会的地位しか認められて来なかつた。しかし、すべての社会は家族共同体を維持し、子どもを生み、教育するという家庭の基本的機能を果すこと願うならば、これら家事活動に一層高い価値を付与すべきである」とのべて、家事労働評価の必要性を強調した。それを受けて日本の国内行動計画もまた、「家庭生活の健全な維持に対する婦人の寄与と、家業における婦人の労働の経済的価値を、法律上も正しく評価するため、引き続き民法関係法令の再検討を行うとともに、法的に認められた諸権利が確実、かつ容易に実現されるような制度、ないし手続きの整備について所要の改正を検討する」とのべている。

## ○世界行動計画に矛盾は？

世界行動計画は、一方では性別役割分業の排除と、女性の労働権確立を、性差別徹底のためのものとも重要な課題として繰りかえしうたっている。

世界的に、家事労働＝主婦労働という形がふつうである現在、家事労働を評価し、何らかの形で経済的保証をあたえるとなれば、主婦はいつそう長くなじんだ家庭内の労働を離れがたり、性別役割の固定化はまぬがれないし、また、現状の割のわるい労働にあって組みこまれようとしてなくなるから、女性の労働権確立の運動にも大きな障害となる——家事労働の評価は性別役割分業排除、女性の労働権確立の理念と矛盾しているのではないか、という世界行動計画に対する疑問も新たに提起されて、家事労働評価の是非についての論議がこのところひとしきり盛んになってきた。

主婦労働を評価してほしい、という要求は、主として、家事労働に専従している現状を脱け出さないで、居抜きのまま経済的保障を受けたいという専業主婦の間からおこっている。また、パートや臨時雇などの低賃金労働者として働いている主婦たちの、「仕事と家事の二重負担を脱れ、慣れ親んだ家庭に帰りたい」という願いによっても支えられている。だから、家事労働の評価は「男は仕事、女は家庭」という性別役割を助長するだらうことは予想される。女性にも男性と同じように働く権利があるはずだ、すべての女性に労働権を保障せよ、という要求と、「できることなら家庭にいたい」という願いが相入れないものであることも明らかだ。それが、女性もすべて社会的労働に参加して、経済的に自立しなければならないと

言いつづけてきた働く女性たちの、「家事労働評価否定論」の根拠になっている。

一方、「ただ家庭にいたいのではない、家庭内には、育児や老人、病人の世話など、人間の生活を守るために必要な労働があり、脱けたくても脱けられないではないか。資本が生活にかかる衣・食・住すべてを商品化し、危険な食品や、質の悪い高価な商品を押しつけ、生活の質が低下しているのを防ぐために、また社会の激変に伴う地域環境の悪化をくいとめるために主婦が果していいる役割も大きい。すべての女性が外に出て働くようになつたら、ますます家庭は資本の思いのままになつてしまふ。やむを得ず家庭に留つてゐる主婦の家事労働を評価せよ」という消費者運動、住民運動、教育運動、社会福祉ボランティア運動などにたずさわる人たちの声が、先にあげた「家庭に止まつていてたい」という主婦の願いと重なつて「家事労働評価肯定派」の主張となつているようだ。

主婦論争の時に顕在化した、①主婦も社会的労働に参加しなければ解放されない②主婦労働を社会的労働と同価値に認め、経済的独立につながる評価をすべきだ、という二つの意見の対立が、再びクローズアップされたのである。

## ○家事労働とは何か

懇話会では、昨年からこの論争に新しい視点を展開するために、家事労働評価と性別役割分業排除、女性の労働権確立の理念の関係について検討してきた。私は一昨年七月の例会で、これまで「家事労働」という名でひとくくりにされてきた主婦の労働の内容を分析し、社会的に評価可能な部分と、家庭内の私生活を支えるために、

個々人が当然無償でたずさわるべき部分を区別し、社会的評価可能な部分については何らかの経済的保証を受けられる具体策を、と提起した。（懇話会報二十五号「主婦論争再考」参照）

今回の例会は、それを受けて家政学者の佐藤慶子氏が学問的に家事の定義と、日本における家事労働の特殊性を整理してくださった。（本誌佐藤氏論文「家事について」参照）

私は、本稿で前記の私の論文をもとに、わが国における家事労働評価の要求がどうあるべきかについて具体的な方策を提起したいのだが、それに先立って（前記の私の論文と一部重複するが）「家事労働」についての私の考えをまとめておこう。

### ①家事労働＝主婦労働ではない

現在家事労働といわれている家庭内のさまざまの労働は、主婦が背負っているのがふつうだが、主婦がするべきものとはかぎらない。人間の生活に必要欠くべからざる大切なのだとだれもが認識し、それだからこそ、家族の誰でもが分担するのが当然だと考える。性別役割分業排除の立場からいっても、家事労働は主婦のものと限定してはならない。その経済的評価が可能であるとしても、それは主婦だから支払われるのではなく、評価される部分の家事を分担している個人に支払われるものである。

### ②家業労働は家事労働ではない

農家や商店その他の自営業の家庭で、主婦がたずさわっている農業、商業活動は、家事とは厳密に区別すべきである。なぜなら、これらはまさしく社会的な生産活動であって、経済的支払いがなされるべき性格のものである。国内行動計画に書かれたように、家業と私的な労働をふくむ家事を同列に扱うことは、家業労働の社会

的性格をあいまいにし、経済的評価の必然性を明確にしにくい。家業労働への貢献を家事労働と混同してはならない。

③家事労働の中には社会的労働の部分と、私的労働の部分が混在しているので、その区別をはっきりする必要がある。

(1) 家事の中で、生活的に自立できない子ども・老人・病人・身障者などのためのサービス労働は社会的労働としての性格が強い。保育、看護、介護などの家事労働は、社会的福祉の拡充によってある程度社会化することが可能であり、家庭内で主婦（あるいは他の家族）によって行われざるを得ない場合には、福祉の一環として、手当などの形で、そのサービスへの支払いが可能である。

(2) 自分をふくめて、生活的に自立できる家族（例えば、夫や大きい子どもたち）の衣・食・住に関する家事は、個人にとって大切なものではあるが、私的労働である。私的な性格であるからこそ、家庭内の私生活の自由が確保されるのである。これらの労働は個人がそれぞれに自分のことを自分で行うことによって、これまでのようない主婦が集中的にサービスする負担はある程度避けられる。この部分への経済的保障は不可能である。

## ○経済的評価が可能な家事労働

以上のような分類によれば②の家業労働は当然法や制度の改正によって、支払いを受けられるようにするべきで、具体的な方策としては、家業従事者（男性も含めて）はその労働の量や時間によつて、家業の経営者である世帯主が正当な支払いをすることを義務づける法や制度改革、また適切な行政指導がなされねばならない。商店などは、規模が小さくても株式会社組織にして、家族従業者を被

雇用者として賃金を支払う形をしているところも多いが、農業の場合は、土地所有者である世帯主の男性が実際には農業の中心的な担い手でなくとも個人で収入を管理しているケースが大部分で、実際の働き手である主婦や、息子、その妻、娘などは労働に応じた支払いを受けにくい。税制との関係も含めて、こうした実状を許さないような家業経営のやり方が法的にも保障されるのが急務である。実質的に主婦の手で経営されていても農協の加入者が、男性でなくてはならない、とか、村の共同労役には男性が出なくてはならないとか、今だに家父長制時代の慣習を残している農業地帯では、女性自身にもこうした差別への自覚と改革の姿勢が乏しいが、家業労働と家事労働をはつきりと区別して、支払われるべきものをきちんと要求する権利意識にまず女性自身が目覚めなくてはなるまい。

③(1)の家事労働にひっくるめられている保育、看護、介護などの他者へのサービス労働は、まず、主婦の労働と決めつけられてきた社会通念から脱け出し、家族のだれでもが分担しなければならないものである、という原則を家庭内で打ち立てると共に、一時的な病人看護などを除く長期の保育、看護、介護を私的に家庭内で処理しないですむように、社会施設を拡充し、家にいるから、というだけで主婦の手にすべて押しつけられる不合理をなくしていくなくてはならない。保育所、完全看護の病院、老人介護施設、寝たきり老人のための病院などが、望めばすぐ利用できる状態になれば、働きたい主婦が止むを得ず家に留ったり、仕事を止めたりしないでもすむから、主婦も雇用労働者として経済的自立が可能になる。女性の労働権を確立するには、雇用の差別をなくしていくと共に、こうした社会サービスの充実が伴わなくてはならないのだ。しかし、今すぐ、

このような福祉施設を完備し、保育や看護介護を社会化することはむずかしいから、それに至るまでの過程として、ホームヘルパーの派遣、訪問介護、在宅老人の一時預かり施設、寝たきりの老人や身障者の入浴や給食サービス、私立保育園への公的援助、未認可保育所への補助金の給付など実現可能なことから着手していかねばならない。すでに一部自治体の手で行われはじめているこうした福祉的施策を国も積極的に打出して福祉の肩代りをしている主婦の負担の軽減をはかることが「健全な家庭生活の維持に寄与」している女性に対しての何よりの贈物になるであろう。更に、保育所利用を望みながら、入所できない子ども、施設の不足のために公的な介護を受けられない老人、身障者などには、保育や介護をしている家族（女性とは限定すずに）に対して福祉の費用から手当が支払えるようない制度を検討すべきである。すでにある児童手当や、身障者家庭に支払われている手当などの性格を、本人自身のためのものと保育・介護労働に対する手当とにわけて必要分を加算していくような形で家事労働の福祉肩代り部分への経済的保障が可能だと思われる。

竹中恵美子氏は「家事労働の経済的評価」という論文（ジュリスト増刊・「現代の女性—状況と展望」掲載）で、フランスの主婦手当、オーストラリア、イタリア、スエーデンなどの育児休業中の有給手当などを例に、家事労働の部分的評価が、世界的に社会保障の形でかなり進んでいることを指摘され、わが国でも、このような方向で家事労働が経済的に評価されるべきだ、と示唆している。

しかし、本誌の日置久子氏の「フランスの社会保障と婦人」島田とみ子氏の「社会保障と家事労働の評価」の両論文に述べられていくように、これらを主婦手当、または家事手当と受けとめることは

無理ではないか、と思われる。社会的保育を受けられない子どもの保育者にする保育手当あるいは、子どもの養育にかかる経済的負担のための生活保障ととらえる方が妥当であろう。

竹中氏も、このような金銭給付は、「育児の社会化が制約されたもとの、育児の社会化の補完的要求（中略）改良的な補完要求であり、母性の私的機能から社会機能への評価を社会的に実現していく一形態である」とのべて、「改良主義的経済要求」と規定し、根本的な解決は、育児の社会化することを明らかにされている。

### ○経済的に評価され得ない家事労働

③の(2)の、生活的に自立できる家族の衣・食・住にかかる家事労働は、その私的性からみて、主婦論争でも結論づけられたように、経済的評価の対象とはなり得ない。個人がそれぞれ自分自身でやる習慣をつけ、家族全員が性別役割分業の慣習を打破して、主婦への負担の集中を避けることが第一である。しかし、家庭内には、家族全体のため、まとめてやつた方が能率的な家事——例えば調理や、住居の管理、家計の計画や管理などのマネージメント的性格の仕事も少くない。これらは、家族がそれを分担するとか、交替で行うなどの工夫が必要であろう。

とはいって、この部分の家事もかなりの量がある。佐藤氏の指摘もあるように、日本の家の特殊な複雑さがいつそう負担を重くしている。

その軽減のために、資本による家事の商品化はかなり役立っていることは認めなくてはなるまい。（半加工食品冷凍食品、既製服の普及、コインランドリー、レストランなどの増加、電気家事器具の

普及など）。しかし、一方では、商品化に伴う大量生産により、安全性が疑われる食品や洗剤、粗悪な商品が出まわったり、不当な価格が押しつけられるなど、生活をおびやかす弊害も少くない。こうした弊害をおさえるために、家庭にいる主婦が、危険な食品や洗剤の追放運動、公害反対運動、消費者運動、住民運動などの「生活を守る運動」に果してきた役割は評価されなければならない。しかし、だから、家事労働を経済的に評価せよ、という主張は無理である。運動もまた性別分業にならないよう、職業人である男性も働く主婦も、学生も、独身の男女も、それら生活者としての立場からこれらの運動に参加することが望ましい。家庭生活を健康で安全に、快適にすごすための家事労働は、経済的評価とは別にきわめて重要なのだ。だからこそ、その重要性をひとりひとりが認識し、すんでそれにたずさわり、「私生活」を脅かすものとは積極的に闘わなければならないのだ。

衣・食・住にかかる家事の軽減を、商工業サービスに頼るとすればどうしてもこうした弊害を免れないから、この部分の社会サービスの充実も必要である。安価な公共食堂、給食制度、クリーニング、経便な縫製所など、社会的家事サービス施設の設置を促進する運動も同時に行わなくてはならない。社会主義国では、このような家事の社会化がかなり進んでいくようだが、資本主義国では家事サービスの商品化が先行しているだけに、その弊害をチェックする意味も含めて、いつそう公共の家事サービス施設の必要が叫ばれなくてはなるまい。

## ○家事労働評価の要求に先立つて

こう考えてくると、竹中氏の論のように理論的には、家事労働の部分的な経済的評価として、保育、看護、介護など、社会福祉の機能を肩代りしている部分に対しては、社会保障としての金銭給付を要求することが可能である、といえる。

現在、政府は主婦の「家庭生活への寄与」に対する具体策として、遺産相続における妻の取り分の拡大、夫婦財産の共有制の可能性などを採りながら民法改正を検討しているだけのようだ。これまであらゆる家事を無償で引き受けた妻に対して、財産の分配が拡大されることは当然だが、相続すべき財産をあまりもたない主婦にとっては、これだけでは経済的に報いられたという実感は持ちにくい。そこで、理論的に要求可能な「社会福祉肩代り」部分への手当給付要求は必然的に起つてくるだろう。たしかに、この要求は正当だが、一方ではきわめて危険な側面をもつていて

わが国の政府には、国内行動計画に見られるように、保育や、病人・老人・身障者などの介護を社会が保障すべきだ、という考え方、また、女性の労働権を保障すべきだという考え方がきわめて乏しい。(この点が国内行動計画のもつとも批判される点なのだが……)

このような政府の姿勢のもとでは、正当であるべき保育・介護の手当要求さえうかつにはできない。

わずかな手当で、育児や介護の社会化をしない口実にされたり、女性の労働権が確保されない代償とされる恐れが十分にあるからだ。まして、家事手当・主婦手当として要求するなどは、性別役割

を固定化し、いつそう女性を家庭に足留めする結果を生むだろう。

これでは、主婦の家事負担はいつまでも軽減されないし、経済的自立を求めて雇用を要求する主婦の願いは実現できない。

育児休業制度が、○才児保育の不備を補う過渡的・補完的措置として位置づけられなければ、きわめて危険なものであるように、この要求も、女性解放のより根本的な方向である保育・介護の社会化、労働権確立の要求を先行させ、その過渡的補完的性格を明らかにしておかないと、女性解放に逆行する結果を招くことを、十分に留意しておかなければならない。

家事労働の一部には経済的に評価可能な部分があり、それを社会補償給付として要求することは正当でもあり、実現もしていかなくてはならないが、それに先立つて家業労働の正当な支払いが可能な施策、保育や介護の社会化、公共の家事サービスの制度化と女性の労働権の確立要求の運動がまず精力的に行われること、その中で過渡的・補完的な制度であることを認識しつつ、社会補償としての手当支給を要求していくことが、家事労働の経済的評価が女性解放につながり得るただひとつ道である、というのが私の結論である。もちろん、これら社会保障の給付や、家事・育児・介護の社会化のための社会補助基金は、労働力再生産の必要経費として資本に負担を義務づけるべきである。そうすれば、これまでかすめとつていた主婦の労働力再生産労働を、資本が公的に支払うという形が確立され、主婦の無償労働は資本から間接的に取りもどせることになるのだから。貢献の都合で詳述を避けたところも多いので、本稿と合せて先の佐藤氏、日置氏、島田氏の論文を併せてお読みくださるようお願いしたい。

# 社会保障制度と家事労働の評価

島田とみ子

(評論家)

現代社会における家事労働は、婦人を家庭につなぎとめる軸といえよう。家事専業の主婦はその単調な繰返しに飽きても、一日でも休むことはむずかしい。職業を持つていれば、家事、育児は過労を強いことになり、職業生活の遂行をおびやかす。老年に至つても家事は女についてまわり、動ける間は料理、せんたく、掃除とやつていかなければならない。老年の家事労働に奥さんが疲れ果てて、夫婦で有料老人ホームへ入った話をきいたことがある。しかし、世の中には家事忌避症の婦人ばかりではない。家事労働を煉獄などとはつゆ思わない人々もいる。そういう人々は、家事を女に与えられた仕事として結構楽しんでやっている。また、女の生活から家事をとりあげたら一体何が残るだろうか。することがなくなつて困るという人が多いだろうと思う。家事は女の存在のシンボルとして、これなくしてはいられない人が少くないのである。家の主導権をめぐつて嫁と姑の確執が展開されるのはドラマの中だけではない。しかしそういう婦人たちでも、やはり家事労働に対する報酬は欲しいと考えるに違いない。

外国でも家事労働をめぐる論議は盛んである。カナダでは国際婦人年より前に「婦人の地位に関する王立委員会」がつくられ婦人問題を検討した。その報告書が一九七〇年に発表されたが、その中で同委員会は「主婦が家事労働を通じて提供するサービスは莫大なもので、GNPの一%に当る」と称讃した。後にカナダの一九七一年のGNP、九二兆ドルにあてはめて役人が計算し、主婦の家事労働はその一一%、一〇兆ドルにのぼる品物やサービスを生みだしていると書いている。ただし、カナダでも家事労働はGNPに加えられていない。このように家事労働を評価した以上は、この無償の労働に対しても報いるどんな方法をカナダ政府は検討したのだろうか。それが果して実現できるかどうかはつきりしないが、後で触れたい。

イギリスの若い女性社会学者にアン・オーケレーという人がいる。彼女は結婚し、子どもをもつてみて押しよせる家事責任を痛切に体験したところから、博士論文は家事労働をとりあげ、さらに家事の社会学、主婦論と二冊の本を書きあげた。つまり家事に対する居直って正面からとり組んだというわけである。私が読んだのは主婦論だけであるが、面白かったけれども、結論にきて少々がっかりした。「最少限必要な家事をできるだけ早く片付けなさい」という月

並なものである。主婦も外に出て職業をもて、とも言つており、彼女に言わせれば家事労働は女一生の仕事ではないというのである。

こんな風に、家事労働については多くの人が関心をもつたが、この無償の仕事を社会の中でどう位置づけ、どんな形で評価すべきかは十分に検討されていない。家族のためになくしてはならぬ仕事だとか、尊い仕事だと精神的な評価はあるにしても、現代産業社会では、職につき、収入をかけぐ者が優位に立つために、無償の家事労働をする家庭婦人の地位は低い。これから私たちが考えていかねばならないのは、どのような形でなら家事労働を具体的に評価できるかという問題であろう。ここでは社会保障という制度の中で、それが実現できるのかどうかを考えてみたい。

家事労働を担当する主婦に対して賃金を支払うという方法で家事労働を評価する方法がしばしば話題になる。誰が、どのような財源から支払うかということも勿論問題だが、この方法に対する第一の反論は、主婦の現状をそのまま肯定する立場にたつ議論だといふものである。家事労働は果して女だけがやらねばならないものか、という意見も広くおこっている中で、主婦に対する賃金支払いは、現在の家庭、家事労働の中に体よく女をおしこめる働きをするに違いない。家庭の中の賃金労働者となつた主婦はますます家事に専念して孤立化し、社会的に疎外されるだろう。かりに月一万円の賃金を政府からもらうとすれば、主婦は一万円の低賃金で家庭にしばりつけられることになるのではないか。現在月一万五千円の老齢福祉年金を五百万人足らずの老人（七十歳以上）に支給するのに九千億近い金がかかるのであるから、財源的にみても、税金から主婦賃金を支払うのはむずかしいだろう。

育児労働を別にすれば、衣食住に関する家事労働をやつているのは家庭の主婦ばかりではない、共働きの夫婦も、独身の男女も、一人ぐらしの老人も、生活するための家事は軽重の差こそあれ、みなやつている。私的労働としての家事は、主婦でなくとも生きるためににはやらなければならない人が多いのである。私の知人に六十歳近いイギリス人の作家（男性）がいるが、独身で料理や掃除は大体自分ですませている。主婦に支払う賃金には、こうした私的労働に対応するものも含まれるであろうが、そうすると、右にのべた主婦でない人々で私的家事労働をしている者とのバランスを失することになるだろう。こうした視点からも、主婦への賃金支払いのむずかしさがあり、私的家事労働を独立して公的制度の中で評価の対象として扱うのは非常にむつかしいと思われる。

育児の仕事は、私的にとどまらず、社会的なものとして広く承認されている。次の時代を荷う子供たちを育てることは社会、国家にとって重要な意味をもち、民族の将来にもかかわる仕事だからである。子供や育児にかかる社会保障制度としてすぐに連想されるのは家族手当（児童手当）である。これは子供の養育のための費用またはその一部を支給するもので、賃金に対する補償であり、所得保障の一部と考えられている。

ヨーロッパの賃金制度では、その賃金によって扶養される家族の人数は考慮に入れられていない。そのため、子どもの多い労働者は生活難におち入った。そこで一九一六年ごろ、フランス、グルノーブル地方の企業家たちは労働者に対し子供一人につきいくらという手当を支給することを始めた。ところがこの方法では多子労働者は忌避される結果となつたので、同地方の金属工業の企業家たちは共

同で平衡基金というものをつくりた。各使用者は賃金支払総額の一定率をこの基金に払込み、この資金から各労働者に対し家族手当を家族数に応じて支払うこととした。これが家族手当制度の起源であり以後大きく発展した。

フランスで家族手当と呼ぶものには多様な手当が含まれている。

- 1 「家庭維持のための手当」  
家族手当(児童扶養のための手当)、単一賃金手当、在宅母親手当、孤児手当

## 2 「出産のための一時手当」

出産前手当、出産給付、出産休暇

## 3 「特別給付」

特別教育一時金、障害児手当、障害者手当、住宅手当、住宅改築ローン、引越し手当、保育手当、母親のための退職給付

この盛り沢山の諸手当の意味、内容については十分に知ることはできなかつたが、母親に対する手当と思われるものがいくつがある。よく知られているのは「単一賃金手当」であるが、これは夫だけが被用者として賃金を得ている、一人以上の子供のいる家庭に対して支給される。従つて母子家庭のように母親だけが収入を得ている場合にも支給される。また、父親のほかに、母親も労働に従事しても、その収入が基礎賃金の一定率以下であれば支給される。単一賃金手当は第一子が生まれるとすぐにもらえるわけだが、子供のいない若夫婦に対しても結婚後二年程度を限度として支給される。このあたりにも、人口政策としての家族手当の性格がうかがわれる。

では単一賃金手当は、母親のおこなう家事、育児に対する手当なのだろうか。ある文献では「収入が賃金のみである家族に対する家族

手当の割増金と考えた方が、家庭にいる母への奨励金と考えるより妥当である」と述べている。つまり子供のために支給される本来の家族手当に対する補助としての意味が非常に強いのだというのである。またフランスの家族手当はすべて夫が受取人になっており、この点からも妻の家庭内労働への手当という考え方はなりたちそうもない。また「在宅母親手当」は、自営業者が加入する一般制度から、原則として妻が家庭にいる場合に支給される家族手当であり、子供の扶養のための手当である。

「保育手当」は一九七二年から導入された制度で、両親が外で働いている間、子供を保育してもらう費用を国が支給するという趣旨である。こうした子供のためにには公的施策として保育所を用意することが必要という考え方はフランスでも変りはないが、コストがかかるし、急速にはそのニードに答えることができない。結局フランス政府は個人的対応に期待する方を撰択し、それへの対策として保育手当が創設されたといわれている。だからこの手当自体は、母親が外で働くのを促すインセンティブとはならないが、どんなことがあっても職業生活を続けたいと考えている母親にとっては、実際的にも精神的にも意義のある手当である。

以上の各手当の金額、詳細等については日置久子氏の論稿を参照されたい。

こうしてみてみると、フランスの家族手當には、婦人の育児、家事労働に対する報酬とされているものは見当らない。ところが、筆者が一九七二年、パリである婦人団体を訪ねた折、幹部の婦人たちは「単一賃金手当は、母親の育児、家事労働に対して支給されるものだ。したがって自分たちは毎年その引上げを要求しており、当

面最低賃金までもつていくのが目標である」と家事労働者のベア要求さながらに意気盛んであった。单一賃金手当成立の歴史をみると、当初は「親への奨励金」という形でつくられた事実もあり、婦人の側とすれば、受取人は夫となつてゐるとはいへ、『妻に対する手当』だと拡大解釈したい心理も働くと思う。最後にフランスの社会保障専門家で、ILO顧問のM・グルーナン女史が、婦人と家族手当の関係について述べているので要旨を紹介しておきたい。

「フランスの家族手当は、あらゆる点で非常に優れたものとはいえないが、世界で最も総合的、かつ最も複雑な制度である。その意図も、子供への生活保障、人口政策その他を含んでゐるが、十分に明確ではない。このあいまいさは、夫婦間の家事分担（女史はこれを婦人問題の基本的な課題と指適する）が、現代社会ではまだ一般的慣行となつていらないことがらきている。その結果立法機関は、家族手当制度を、可能な限り性的に偏向しない制度として、婦人のおかれている立場の苛酷さをつぐのようとしたのである。但し、人口政策上、できるだけ多くの子供をもつように仕向ける対策は別である」。

つまりグルーナン女史は、婦人の家庭内労働と家族手当を結びつけることは、婦人の地位の上から却つて問題があることを述べているわけであるが、一方で婦人が生む性として期待され、これをうながす種々の手当、手当の出し方がされている事実も指適している。

職業をもつ婦人が出産後育児休暇をとる制度は、わが国のみならず各国で法制化されつつある。一九七〇年代に入ってから、東欧諸国では育児休暇中の母親に社会保障制度から手当を支給する動きが現実化している。たとえばチエコでは二人目以降の子供である時、

二年間給料の四分の一を支給し、ブルガリアでは子供の出生順によつて休暇期間は八ヶ月から十二ヶ月で、最低賃金を支給する。東ドイツ、ハンガリーでも手当が支給され、東欧ではないがオーストリアでは一年間失業手当の半分をミーンズテスト付きで出している。人口増加のはかばかしくないこれらの国々では、育児休暇は人口対策と一体化しているのも事実であり、保育所建設と運営のコストより安上りであるという背景もあるようだ。ところでこうして休業中の母親に支払われる手当は育児への報酬ではなくて、賃金の一部を支払うことによって所得を保障するという意味にとるべきだろうと思う。さきのグルーナン女史も所得保障給付ととらえている。スウェーデンの育児休暇中の両親手当も、同じ性格のものであろう。

イギリスの家族手当制度は、フランスと違つて、かなり母親の立場を意識したものである。社会保障制度における家庭婦人の扱い自体が、イギリスでは無報酬の家事労働に従事する婦人たちに社会保障によつてつぐのうようなニュアンスがある。このことは懇話会会報N.O.・27で触れたが、家族手当を中心簡単に述べてみたい。

イギリスの家族手当が実施されたのは戦後一九四六年であり、ビバリッジの提案にもとづいている。考え方は、賃金が子供の数に対応していないから、家族手当によって補うというものだが、人口増加対策の一環である。賃金は夫婦と子供一人を養うるものとの立場から第二子から支給し、全額国庫負担で親の収入を問わない。ビバリッジは、子供の養育には親と社会双方が責任をもつべきであり、子供に対しては学校教育とか保健サービスなど社会保障の現物給付もあるから、家族手当は必ずしも子供の養育費全額を支給するものではないと述べている。またイギリス政府発行の資料は、家族

手当は特定の子供に支給されるのではなくて、家族全体の福祉に役立つのがネライであると言っている。イギリス制度の特徴の一つは、母親が請求し、受取ることが法律にうたわれていることである。あるイギリス人は「母親が自由に使える唯一のお金は家族手当です」と話していたが、給料袋をそつくり夫からもらう妻は少ないというイギリス人の生活の仕方を考えると、少額でも母親にとっては意味のある手当なのだろう。なお、一九七七年四月から手当は児童給付と名を変え、第一子から支給されており、金額は一人につき週一ポンド半（邦貨月約三千円）である。

手当を母親に支給するという思想は、イギリスで最初に家族手当制定の運動をしたエリノア・ラズボーン女史の影響を受けているとと思う。彼女は、第一次大戦中、出征軍人の留守家族に別居手当を支給する仕事をやり、母親たちのよき相談相手となり、また手当の使途などの調査もした。その経験と、ヨーロッパ諸国に普及しつつあった家族手当の研究とから、イギリスでの家族手当要求の運動をはじめたものである。一九一七年学者、知識人など七人で家族手当協会を設立、運動にのり出し、後にこの協会はかなり大きな組織となる。ビバリッジもラズボーンの思想に共鳴し、ロンドン・スクール・オブ・エコノミックスに家族手当を創始した。

ラズボーンが家族手当の必要を主張した理由は、すでに述べた賃金と家族数の関係のあいまいであることをはじめいろいろあるが、彼女の思想の特徴は、これによって婦人の地位の向上をはかるうとした点にある。一つは、当時、婦人労働者から「男女同一賃金」の原則の適用が強く要望されていたが、使用者や男子は「家族の扶養責任」を口実にして、これに反対していた。だから家族手当の支給

によって同一賃金の原則が実現し、婦人の賃金が引上げられるというものであった。もう一つは、家族手当を「妻に対する独立の報酬」として与えようとするもので、ズバリいって無償の家事、育児労働への経済的評価としての家族手当を考えたものである。彼女のこれまでの経験や調査から、夫ではなく妻に直接支給することが、子供の福祉にふさわしい使い方がされるとも述べているが、それよりも力点は、将来の社会の人的資源である子供の養育にたずさわる妻に対して、独立の報酬を与えることにある、夫が生産活動によつて賃金をうることと同等に考えるべきだというものであった。妻は夫からその収入の何割かをもらって育児、家事に使つてゐるが、これは妻の家事労働を評価せず、妻を夫に従属させる思想からでていると述べて妻の立場を擁護した。妻に対する国庫からの家族手当支給によつて、その抑圧された地位からの解放をはかるという意図がラズボーンにあつたのである。ただ、彼女の時代は職業につく主婦は極めて少なかつたから、こういう主張も成立つたので、今日のように、主婦の職業進出の著しい時代には、事態はもっと複雑であり、彼女の主張をうのみにはできない。

イギリスの家族手当制度の中にはラズボーンの思想が低流にありますように思われるし、さらにビバリッジの社会保障計画全体の中で、家庭婦人に一つの地位を与えて、拠出なしで年金、出産、医療、家族手当、その他必要な給付を保障したことにも、ラズボーンの思想の影響を考えざるを得ない。

これまで家族手当を中心に家事労働評価との関係をみてきたが、現在の社会保障制度のたて方自体の中に、各國とも、家庭婦人への一種の優遇措置があり、これが間接的な、家事労働への報酬とみら

れなくはないのである。たとえば夫の死後妻に支給される遺族年金は、生涯を無給の労働に過ごした妻の老後の生活保障であり、夫の拠出によって支給される。また、サラリーマンの妻は、結婚期間を年金計算上、カラ期間として年金資格に結びつけることができるのもひとつの優遇措置である。健康保険にしても、妻は保険料を支払うことなく夫の保険加入によって医療給付をうけることができるのである。わが国の場合妻子への給付率は七割と低いが、ヨーロッパでは十割が普通である。ただこうした給付は、社会保険の性格上、夫の死とか病気等の事故がおこった時に支給されるもので、毎日の家事労働がじかに経済的に評価されるものとは異っている。

では、間接的にせよ、家庭婦人の権利拡大、家事への報酬として、こうした形での社会保障給付をより多く要求すべきか、といふことは問題である。妻への給付は夫が加入することによって発生するもので、社会保障上、妻は夫に従属している。今後の社会保障のあり方としては、婦人は自己の独立した権利として社会保障給付を受くべきであり、それには自ら拠出すべきだとされている。その代表的なものが年金制度である。ILOの会議でもこの原則を確認しており、そのための方法論が検討されてきた。社会保障における男女平等とはこの方向にすすむべきであろう。最初に触れたカナダ政府の考え方は、家庭婦人の無償の家事労働への報酬として独立の年金権をもたせたいとして、被用者対象のカナダ、ケベック年金プランに加入させる方策を研究している。厚生年金に家庭の主婦を加入させるようなもので、方法がむつかしく結論はでていない。

では婦人の立場から、家事労働対策として社会保障に何を要求すべきだろうか。私は、家の社会化をすすめる施設及び現物給付あ

るいは現金給付ではないかと思う。たとえば保育施設であり、一日だけ預る保育所、主婦が病気の際にあずかる制度も必要であろう。スウェーデンでは母親が入院すると、家族の世話ができないとして社会保障制度から手当を出している。これは母親の家事労働の評価にほかならない。

寝たきり老人の看護は家庭崩壊を招くほど、婦人にとってきびしい負担であるが、特別養護老人ホームや、一週間とか一ヶ月老人を引きとるショート・ステイ・ホームなどの増設がどうしても必要である。老人の短期滞在によってでも、家族は休養がとれてどのくらい救われるかは、ボツボツできはじめたこの種の施設の利用者が十分に語っている。施設はコストをともなうので、看護婦や介護人の派遣、もっと簡単な方法としては家庭の看護者への手当の支給ということになるだろう。心身障害者をかかる場合についても同様の措置が考えられる。

各家庭の家事労働の現状のままで、これに対する直接の報酬を求めるることは、少くとも社会保障制度の中ではむつかしい。産業の発達とともにあって家事は商業化され、家庭の外へ流れだしていっている。婦人もその生き方として、家事専業ではなく、職業や社会活動に生き甲斐を求める時代である。そうした生きる目的にあわせて生活を設計し、そういう計画の中で妨げとなる家事労働の問題点を具体的にとりだして、社会的な解決を求める方向がより前向きではないかと思うのである。しかし問題は、そうした共同の解決へもつていくまでの家庭婦人の合意や団結がなかなか困難なことである。社会的訓練に欠け、寛容を欠くということが、女の要求の具体化への道にはだかっているようと思われる。

# フランスの社会保障と婦人

日 置 久 子

近年、社会保障における女性の地位をめぐる問題が、国連において、あるいはILO総会で採択、決議され、わが国でも、遅ればせながら、その論議がはじめられてきた。

わが国の社会保障における婦人問題は、まず第一に、社会保障制度の中で、女性が独立した個人として認められないことである。つまり、家族単位に組立てられ、個人単位になつていらない所に問題がある。そして第二に、妊娠・出産・育児など母性に対する社会保障が諸外国に比較して、著しく立ち遅れていることである。妊娠、出産、育児、老人介護などが家庭内の女の仕事としてまかせられ、その無償労働によって、女性は経済的な独立を妨げられ、さらに社会保障における女性の地位も低くおさえられてきた。これは社会保障の発展、充実を阻害する要因にもなっている。このような問題の解決になんらかの参考になることを願いながら、フランスの社会保障における女性の地位をさぐってみた。

## 一、フランスの家族給付

フランスの家族給付の歴史は古く、第一次大戦後の経済危機に際

して、各企業単位に創設されたものであった。その後、家族給付を支給する企業は増加し、一九三二年には、法律によって、商工業雇用主は雇用者基金に加盟することが義務づけられた。そして一九三九年、人口問題委員会による家族法 (*un Code de la Famille*) が発表されると、家族給付は人口政策の一つとして、重要視されることになった。フランスは当時、出生率が著しく低下していたために、人口増加政策が打ち出されたのであった。家族給付が人口増加政策の一端を担うことになったという事実は、フランスの家族給付を特徴づけることにもなった。企業単位の家族給付であった時代には言うまでもなく、受給者は有職者に限られていたわけであるが、人口政策の一つとなつた家族給付は無職者の範囲に拡大され、失業者、病人、負傷者、老令年金受給者、戦争未亡人にも支給されることになった。一九四五年以降経済生活の変化、家庭における母親の責任、孤児や身体障害者の保護を考慮し、家族給付はさらに拡大され、手直しされた。現在では、子どもを養育する家族の負担を社会的に軽減する目的で、出産給付、家族手当、單一賃金手当、在宅母親手当、保育手当、住宅手当、心身障害児教育特別手当、入学児手当

当などの家族給付が支給されている。このうち、女性に関係の深い出産給付、家族手当、単一賃金手当、在宅母親手当、保育手当について詳述する。

### 1、出産給付

この給付は産前手当と産後手当の二つにわかれており、妊娠婦行政と直結するものである。職業や所得制限などの条件なしに給付されるものである。ただし、種々の医療検査を受けること、子どもの健康管理することを前提とする。将来母親になるものはこの二種の手当の他に母性保険、医療管理、また母親が給与所得者ならば、産前産後の休職期間の現金支給が与えられる。給与所得者家庭の世帯主には三日間の出産休暇が与えられ、この休暇中の給与は雇用主が支払った後で、家族給付基金から雇用主に支給される。

産前手当——妊娠の届出をすると妊婦は四回の医療検査、すなわち妊娠三ヶ月目の終り、六ヶ月目、八ヶ月目、九ヶ月目の初めに検査を受けるならば、産前九ヶ月間の手当を受給する権利が与えられる。（総額一五二〇・六四フラン、月額一六八・九六フラン、一九七七・七・一日現在）

産後手当——フランス国内在住の二才までの子どもに支給される。産前手当の場合と同様に、この手当を受けるためには、母子保護のための健康診断を、産後八日目、九ヶ月目、二四ヶ月目に受けなければならない。検診時に健康証明を提示すると、最初の検診時に、産後手当額の五〇%、後の二回に二五%ずつ支給される。（一回目、九九八・四〇フラン、二、三回目、四九九・二〇フラン、一九七七・七・一日現在）証明書提示の時期が限定されており、遅れた場合、それぞれの給付を受けることができなくなる。

### 2、家族手当

家族手当は少くとも一人の扶養すべき子ども（原則として十六才以下、病弱者、学業者は二十才まで延期）を持つ家庭に与えられる。その給付率は子どもの数に比例して増大する。子ども一人には基礎月額（七六八フラン、一九七七・七・一の二二%、子ども三人に五九%、四人には九六%、それ以上は一人につき、基礎月額の三三%増となる。さらに、子どもの養育費、教育費を考慮し、子どもの年令に応じて、割増給付金が支払われる。ただし扶養すべき子ども

が一人だけの場合は、割増給付金は第一子のみ支拂われる。十才以上の子供には基礎月額の九%、一五才以上の子供には十六%。

### 3、單一賃金手当 (allocation de salaire unique)

子供を養育している家庭に対して、家族手当にせ加して支給されるものである。受給資格者は、單一の勤労所得を得ている人、または夫婦、給与所得者の未亡人、一時的または全面的に勤労不能の人、年金受給者である。被扶養児童第一子からの手当を受けることができるが所得制限が設けられ、子どもの数によって定められた収入上限額を越えると支給停止となる。この収入上限額は一九七五年現在、子ども一人の時、年間二八、八〇〇フラン、一人のとき三三四、五六〇フラン、三人のとき、四〇、三一〇フランとされている。受給者の配偶者に勤労所得があつても、家族手当の算定基礎月額の二分の一を超えない場合、單一賃金手当を受けることができる。手当額は二才未満の子どもがいる家庭につき一律に算定基準の五〇%、二才未満の子どもがない家庭には、子ども一人につき算定基準の一〇%，子ども二人につき四〇%，三人以上の子どもをもつ家庭は一律に算定基準の五〇%が支給される。(算定基準額一九七七、七、一現在、四三三、四〇フラン)

### 4、在宅母親手当 (allocations de la mère au foyer)

単一賃金手当が給与所得者を対象としているのに対し、在宅母親手当は非給与所得者を対象とした手当である。受給資格者は、世帯主が非給与所得者で、その配偶者が主に家事育児に専念している世帯、非給与所得者であるが、同時に家事育児に十分な時間を充てることができる人、非給与所得の勤労を一時的または全面的に中止した労働不能の世帯主、雇用主または独立した勤務者の未亡人、非給

与所得者と別居した妻。在宅母親手当は一世帯に、扶養すべき子供が一人の場合は二才以下であることが条件である。これらの子どもは原則として家庭で生活しなければならない。健康上、教育上の理由で一時的に家庭外で生活することは許されている。

單一給与手当または在宅母親手当の割増給付があつて、低所得者(年収が最低保障賃金の時間割額の一一一三〇倍未満)に支給される。割増給付受給家庭の母親には家族給付基金から老令年金の保険料を立替えてもらわれる。

### 5、保育手当 (allocation pour frais de garde)

この手当は、一九七一年以来、三才以下の子どもの保育費を援助するため、職業をもつ夫婦またはその一方に、支給されてきた。これは母親に、子どもを保育するために家庭に居るかまたは外で働くかの選択の自由をゆるすことを目的としている。この手当には所得制限があつて、上限額は、年間、一人につき最低保障賃金の時間割額の一一一〇倍までとする。この手当を受給するには、子どもは請求者の扶養を受けていなければならない、健康上の理由による以外は、請求者の家庭で生活しなければならない。子どもは家庭内託児所または認可された保育所、または幼稚園で、認可された保育者に保育されていなければならぬ。この手当は毎月、実費の証明のもとに支払われる。

社会保障年鑑(健保組合連合会編)では、*allocation de la mère au foyer*を主婦手当と訳されているが、フランス語から翻訳しても母親手当であり、内容を読んでもいわゆる主婦手当でないことはおわかりになるであろう。

竹中恵美子著「婦人の賃金と福祉」によると「フランスでは、家事労働の経済的評価としての主婦手当が、一九七三年一月三日の法改正で共稼ぎ世帯にも拡大されたのをはじめ、老後の自立した婦人の年金権を確立するために、一九七二年以来家庭の主婦の強制的な老令年金への加入をすすめるとともに、家事労働期間をも社会的労働と認めて、保険料を家族手当金庫が肩がわりする措置がとられているようになっている」（一七二ページ）と書かれているが、フランスの単一賃金手当や在宅母親手当は児童扶養する家庭への手当で、経済上の理由で出産を見合わせたり育児環境がそこなわれることのないように、支給されるものである。したがって家事労働の経済的評価としての主婦手当とはいえない。母親が受給者とは限らず、児童扶養する家庭への手当である点にも注意したい。

単一賃金手当、在宅母親手当、保育手当は共稼ぎ家庭にまで対象を拡大したとはいえ、保育の仕事は家庭の母親にまかされることを前提とし、男女役割分業をむしろおし進めることにもなりかねない。一九四六年十二月十日の法令の十五条によれば、両親が子ども扶養をしていても、家族給付などに關して、父親の優先権を認めている。つまり原則として母親は受給者ではなく、父親がいない場合または父親が必要条件を満しえない場合にははじめて母親には子どもに関する権利が与えられる。これは、男女平等に反するとして、改正するように提案されている現状である。

「保険料を家族手当金庫が肩がわりする措置」であるが、これは「家事労働期間をも社会的労働と認めた」のではなく、低所得者家庭の母親の老後の所得保障であろう。これは老後保障として一步前進しているとはいえる、子どものいない無職の独身女性、離婚女性の

年金が見捨てられている点を考えると、フランスの社会保障もまだ改善されなければならない点が残っている。

### 一、年金における妻の地位

フランスでも、わが国と同様に、女性は独立した個人単位として、年金保障を受けているわけではない。女性の年金保障は、女性が独身、妻、内縁の妻、離婚女性、別居中、未亡人であるかによって、また職業が給与所得、非給与所得または農業であるかによって、さらに、子どもの数や年令によって異なる。女性が職業に従事している場合、年金保障は男性と同等に扱われるが、育児期間中勤務を中断してしまうと、その権利は、夫から派生したものになるので、離婚、夫の死亡などによって、その権利を失うことになる。

フランスの年金給付は所得比例給付制がとられている。ただし給付額には上限が付されている。（年額三七、九一〇フラン、一九七六、一、一）

年金の算定方法は被保険期間が三七・五年の者が六十才に達した時、完全年金が支給されるようになっている。その計算は在職中もつとも高額であった十年分の上限付賃金の平均年額の二五%とされる。女性が有職者の場合、女性の年金権の適用条件、支払い条件は男性と同じであるが、この年金が前述の通り、基礎年収平均額、加入期間によって算出されるので、多くの女性にとっては、低額な年金しか与えられないことになる。そこでフランスでは、年金の最低保障措置がとられている（最低保障額の年額八、〇五〇フラン、一九七六、一、一）

# 家事は誰のもの

梶 谷 典 子

ハル子 「家事をすることには喜びも苦労もあるわ。でも、社会的労働にも参加したい、勉強も遊びもしたいと思うとき、一家の家事全部を負担しなければならないとしたら、すごい苦労じゃない？」

アキ子 「そりやそうね。だけど、あたしは家事の喜びを知らない方が気の毒だと思うわ、苦労を分ち合つたまじやなくて、喜びを分ち合つたまに、男の人たちに『家事をやりましょう』って呼びかけたいの。家事はすばらしいことなんだって」

ハル子 「『家事はすばらしい』ってことばは、家事を女に押し付けるためにも使われて来たわ。心中では家事を蔑視してゐる人たちが、つくり笑いをしながら使って來たことばだわ」

アキ子 「ちょっと言い過ぎの感じ。仮にそれが本当だとしても、すばらしいことをすばらしいと言つちゃいけない、なんて言える？」

ハル子 「『誰がするべきか』ということと、すばらしいかどうかってこととは、全然別の問題よ。それをごっちゃにしないでほしいの」

アキ子 「『家事は女だけのものじゃない』っていう主張だって強くなってるわ。だけどさ、『苦労を逃れたい女がそんな主張をするんだ』なんていう人たちがいるでしょ？ くやしいと思わない？」

ハル子 「苦労を逃れたいと思うのは人間として当然じゃないの。特定の人だけに苦労が押しつけられてるとしたら、そういう状態を改めようとするのは当然じゃないの」

アキ子 「あなた、家事をそんなに苦労だと思ってるの？ 喜びだとは思わないの？」

家事は義務……？！

ハル子 「でもね、本当に誰にとってもすばらしいことだって言ひ

切れるかしら」

アキ子 「家事の重要性を否定する人はないと思うわ」

ハル子 「重要なこととすばらしいことは同じじゃないわよ。人間誰だって好き嫌いがあるし、得手不得手がある。どんなに重要なことだって、嫌いな人や不得手な人にとつては『すばらしい』ことにはならないわ。『すばらしいからやりましょう』という説得のしかたは、やっぱり無理があるんじゃない？」

アキ子 「じゃあ、どう説得したらいいの？」

ハル子 「一人ひとりが生きて行くための衣食住に関することや、一人ひとりの身のまわりのことからは、一人ひとりが自分でやるべきだ。実際には、誰もが毎日々々同じだけやらなくたって、かわりばんこでもいいし、それぞれの家庭の個性に従つて分担をきめてもいいわけだけどね」

アキ子 「人間が生きて行く上での基本的な義務っていうわけね。

同時に、基本的な権利でもあると言いたいわね」

ハル子 「権利も義務も、公平でなくちゃいけないわ」

アキ子 「義務だとしたら、なるべく楽しくやりたいと思わない？ すばらしいものだと思いながらやった方がいいんじゃない？」

ハル子 「それよりも、義務はなるべく減らした方がいいのよ」

アキ子 「家事を減らせていうの？ あ、合理化や社会化のこと？」

ハル子 「そう。女の負担を減らすためじゃなくて、すべての人の生きて行く上での義務の部分を減らし、選択できる部分を多くするためには。義務が少くて選択できることが多い方が、人間にとつて望ましいと言えるでしょ？」

アキ子 「社会化したって、誰かがやることになるわ」

ハル子 「職業として選びとった上でね」

アキ子 「その職業がまた『女の仕事』として低く位置づけられたから困るわ」

ハル子 「家事と女を直結させて考えたり、女の仕事を男の仕事よりも低く見ることをやめればいいのよ」

アキ子 「合理化にも問題があるわね。合理性を求め過ぎると、世の中はかえって住みにくくなるものだわ。家事ぐらい、手間ひまかけてやってもいいんじゃない？」

ハル子 「人間としてこの世に生まれたら、生きてる間にやりたいこと、やるべきだと思うことはいっぱいあるし、生きてる時間は有限だわ。誰もが家事ばかりに手間ひまかけるわけにも行かないわよ」

アキ子 「でも社会化合理化を急に求めるのは危険だと思うなあ、今の体制の中じゃ……」

ハル子 「今の体制の中じゃ、どっちみち安全圏はないと思った方がいいのよ。家事はむしろ合理化が遅れ過ぎてるんだから、今はせいぜい合理化を考えていいいと思うわ。手間ひまかけたいと思う人に合理化を強制する必要はないけれど」

家事が自分でできなければ……?!

アキ子 「衣食住に関することや、身のまわりのことを自分でできない人もいるわよね。老人、こども、病人、障害者……」

ハル子 「義務はあくまでも公平でなければいけないわ」

アキ子 「え？ そんなこと言つたって、できないものはしかたが

ないじゃないの。誰かが世話をあげなければ——そうしなきゃ、生きる権利が認められないことになるでしょ？ そんな『公平』ってある？」

ハル子 「基本的な義務を誰かに肩代りしてもらおうんだったら、そのための支払いをすべきだわ。世話をしてもらう人は、世話をすることに対し支払うべきなのよ。世話をする人がそのことを職業とする人であっても、家族であつたとしても」

アキ子 「ええっ？ そんなこと言つたって……老人や子どもに支払い能力を……？ 家事ができない人は、収入を得るための仕事だってできぬでしょ？」

ハル子 「収入を得るための仕事も家事もできない人には、国からの保障が必要なのよ。その保障の中から支払いをすればいいの。それがあるべき姿なのよ」

アキ子 「あ、そういうわけか。でもまわりくどい考え方ね。『老人介護や育児などの社会的な仕事をする人に対して国が支払う』という考え方じゃいけないの？」

ハル子 「そう考える方が常識的かもしれないけど、『家事の責任は一人ひとりにある』『国は一人ひとりが個人として生きる権利を保障しなければならない』という基本的な考え方を徹底させたいの」

アキ子 「その考え方、説得力あるかなあ」

ハル子 「スジは通つてると思うけどね」

家事専従者は……？！

アキ子 「そうするとさ、支払いをすれば家事はひとにやってもら

つてもいいんだってことにならない？ 家事をする能力があるのに、ひとにやってもらおうとする人が出てくるんじゃない？」

ハル子 「出て来てもいいんじゃない？ 一方的な押しつけじゃなくて、本当にお互いの合意の上でなら。家事を職業とする人も、家族であつても」

アキ子 「ちょっと待つてよ。そんなこと言つたら、妻に家事をさせる夫はなくならないわよ」

ハル子 「『男は仕事、女は家庭』という固定観念が消滅し、平等に働く権利が完全に保障され、家事をする能力もみんなが十分身につけた上で、全く自由な意志でそうするのなら、誰もそれを禁止できないわ」

アキ子 「だつて、そんな状態にはなかなかならないでしょ？」

ハル子 「だから、今はまず、平等に働く権利の完全な保障、家事をする能力を十分身につけるための教育を要求して行かなきゃいけないのよ」

アキ子 「でも、社会的労働に参加しないで家事だけをやってるなんて、非人間的ね」

ハル子 「あたしもそう思う。ほかの人にもそう思つてもらいたいけど、強制するわけには行かないわ。家事に専念することに本当に生きがいを感じる人がいたとしたら、その人が男だろうと女だろうと、それを禁止する権利が誰かにある？ 一人ひとりができるだけ自由に、生きたいように生きられるってことが、『解放』じゃないの」

アキ子 「家事専従者の存在を認めるることは差別を温存することにつながるわ。そのことによって、直接誰かの生命や財産が傷つけ

られることはなくとも、多くの人の自由が妨げられるおそれがあるわ」

ハル子 「そのおそれのために一人の一生が犠牲にされてもいいか——一人の自由の確実な制限と、多くの人々の自由が制限されるおそれとどっちが重大か——一人の自由の大きな制限と、多くの人々の自由の少しづつの制限とどっちが重大か——むずかしいとこね。ケースバイケースではあるけど、原則としては、一人の自由の大きな、確実な制限を重視したいわ。犠牲が片寄らない方がいいから」

アキ子 「家事専従者が経済の面で犠牲にならぬように保障しろ」って言わされたら、どう答える?」

ハル子 「『社会的労働に参加することも、家事をすることも、どちらも一人ひとりの権利であり義務なんだから、一方の権利義務を放棄すればある程度の損はあたり前でしょう? イザというときの保障は、社会的労働をしているかどうかにかかわらず、誰でも個人として同等に受けられるようすべきだと思うけど。家事専従者はひとより余計に家事をやっているといつても、それは家族の義務の肩代りなんだから、社会のために働いてるわけじゃない。社会に保障を求めるわけには行かないわ。社会が家事専従者になることを要求したのなら別だけど」

アキ子 「今の社会は、女に家事専従者になることを要求してくるようなものじゃない? それでいて保障はしてない」

ハル子 「それはそうかもね。だからって『保障しろ』なんて言わないで、『専従者になることを要求するな』って言わなくちゃ」

アキ子 「家事専従者になってしまった女たちへの保障は考えな

いと。女には働く権利が保障されず、男には家事をする能力がないと。『女は家庭』と思いまされて、選択の余地なんかなかつたんだから」

ハル子 「あくまでも過渡的な救済措置としてね。家事に対する報酬じゃなくて、労働権を奪われたことに対する償いとしてね。企業に対する寄与や、財産形成のために特別な働きをした場合は、家事とは別のものとしてはつきり保障されるのが当然だけど。それも社会からというわけには行かないけどね」

アキ子 「身のまわりのことが自分でできない人の世話も、家事とは別に考えないとね」

ハル子 「『あるべき姿』まで行かない場合には社会から報酬が与えられてしかるべきだわ」

アキ子 「資本の側からある程度のものをとることも考えていいんじゃない? 労働力の再生産にも足りない賃金を払ってすましていられるのは、奥さんたちのやりくりのおかげなんだから」

ハル子 「だから賃上げを要求するっていうんなら結構だけど、『家事をする妻に手当を』なんていうのはスジ違いよ」

アキ子 「企業は奥さんたちに期待してるじゃないの。期待するなら相応の手当を出したっていいじゃないの」

ハル子 「家族全体が企業に従属するみたいになつたり、生きること 자체が企業に支配されるみたいなつちや困るわ。家事は生産労働を支えるためにあるんじゃない。生産労働は生活のためにあり、家事は生活の一部としてあるんだわ」

男が家事をしたがらないのは……?!

ハル子 「それにもしても、たいていの男の人は家事をやりたがらないからねえ——」

アキ子 「家事のすばらしさを知らないからよ」

ハル子 「また『すばらしさ』を持ち出すの？」

アキ子 「労働条件も悪いからねえ。男の人たちは家へ帰るとクタクタで、家事どころじゃないのよ」

ハル子 「それじゃ、働いている女はどうしてくれるのよ。『保護があるからいい』なんて言わないでよ」

アキ子 「女は耐えることに慣らされちゃってるからねえ——」

ハル子 「労働条件がよくなつたら、ほんとにみんなが家事をやるようになるかしら。飲み屋やパクチ場にいる時間が長くなる人が多いんじゃない？ 労働条件が悪いからなんて、ホント三分に言いわけ七分だと思うなあ」

アキ子 「『男は働くもの』と思いつこされて、そのことに誇りを持たされて、生活から疎外されることに気がついてないのよ」

ハル子 「その『誇り』が厄介なのよね。家事をやることは逆に『コケンにかかる』ってことになる。『家事を生産労働より低く見てはいけない』と理屈でわかるようになつても、心の底の抵抗感はなかなか消えないからねえ」

アキ子 「考えてみると、日本の一般の男には、これまで『生活』つていうものがなかつたんじゃないかしら。ということは、日本には『家庭生活』がなかつたってことだわ。女だけの家庭生活なんてあり得ないもの」

ハル子 「家庭生活らしいものをつくり出そうとしてる人、ふえてるとは思うけどね」

アキ子 「そういう人をもつとふやしたいわ」

ハル子 「そうねえ。生活の単位が家庭でなければならないかどうかは別として、生活をたいせつにする人はふやしたいわね」

アキ子 「そのためには、やっぱり労働条件を改善することね」

ハル子 「それに、生活のための教育を充実させることと、『家事と男女の特性は結びつかない』という考え方をひろめることよ」

(三七ページよりつづく)

無職の家庭婦人は、一般に、独立した年金受給権を持つていな。夫に先立たれると、未亡人は、亡夫の年金の半分に等しい寡婦年金しか受給できない。しかも、およそ三百万人の未亡人のすべてが寡婦年金を受けられるわけではない。未亡人になった時、年令が五五才に達してない場合、また夫の死亡までの婚姻期間が二年未満の場合、寡婦年金は与えられないからである。無職の離婚婦人は、婚姻終了と同時に扶養年金権を失い、それに代る保障は与えられず、きびしい状況に置かれている。

以上のようにフランスの年金保障も、多様になつてている。「男は職業を持ち、女は家事育児をする」という役割分業思想にもとづいた社会保障制度が、女性の職業への進出、離婚の増加、女性の長寿命の現状に対して、不合理な点が出てきている。今後、無職の家庭婦人も自分で保険料を拠出し、独立した個人として、社会保障制度に加入すべきである。しかし、わが国では、最近、二、三千円の主婦手当支給、サラリーマンの妻の国民年金への任意加入廃止の声も聞かれる。これは社会保障制度における男女平等へ道逆行するものとして、阻止して行きたいと思う。

## 女の意識・男の世界

シーラ・ローバトム著

三宅義子訳

一九四三（昭和十八）年生れの若い著者は、英國のウーメンズ・リベレーション指導的理論家として活躍しているが、この書は、現在の社会の中で自分自身の置かれている立場、自分自身の実体<sup>リアリティ</sup>を発見し、そこから改めて歴史に主体的に参加していくとした一人の女の精神の記録である。

彼女は、戦後の自分の青春期にも伝え残されている戯画化されたフェミニズムと、革命伝統が風化した六〇年代の、もはや創造的生命力を持った武器として使うことがとりわけむずかしくなっていたマルキシズムのぶざまさを、自分の体験にひきよせて描いている。女の文化的、経済的解放とは、すべての人が、その生活を剥奪されないような社会、各自の生産と再生産の条件がもはや性、人種、階級による支配によって歪曲され、抑制さた

ることがないような社会の創造と切り離しては存在しないという考え方にもとづいて、自らの体験を分析している。

婦人問題は社会主義社会になれば、すべて解決すると確信している者の少なくない現代に、著者は女性一人一人の自己意識の中にひいての自律を守り、女性同士も連帯していくける

悩み、訴えをどう相互に関連づけていったらよいか、新しい女性運動が、いかに生産と生殖の両方の分野に足をかけた運動として、労働者階級の男性と連帯しながらも、女性としての自律を守り、女性同士も連帯していくけるかも問題としている。

我々もよく話題にしているが、無償の家庭内労働を社会的に通用する概念や用語で計算手段を創り出すことの必要性もあげている。

今まで、女性の問題を欠落させていたマリキシズムに、女の視点を導入することによって、どう社会変革の理論として再生させることが出来るかという女性にしか取りくめない問題が提起されている。

訳者も一九四四年生れと同じく若く、日本の学生運動を通して体験した様々の矛盾が本書の中にも共通して訴えられていることから、強い共鳴を持って紹介している。

我々も同性として新鮮な刺激を与えるとともに、自分の日常生活の中でも思いあたる体験が数多くあり、親しみと共感を覚える題解決には必要不可欠の課題としている。本である。

生産労働と家庭、個人的なものと政治的なものとの狭間で生じている日常生活の女性の

# 家事三題

石井雪枝

「厨房に入らず」を通したようである。

実は私にも、兄の『米磨ぎ』を大きな声では笑えないような経験がある。

女学校四年の割烹の時間の話である。この割烹の時間になると、決まって活躍する増島さんという級友がいた。六人きょうだいとかの長女で、毎日家事一切を手伝っているという彼女は、ほかの時間にはあまり目立たない存在だったが、割烹の時間になるとときいきと目を輝かせて、いつも教師の助手的な役割を演じ、皆にあれこれと指図をするのだった。

たしかチキンライスの献立だったその日、私は増島さんに米磨ぎを命じられて、

「学寮の洗濯場で磨いでいらっしゃい」

と、米を入れた桶とざるを渡された。

生まれて初めての作業に取りくむことになった私は、何回も水を取りかえでは丹念にゴシゴシと米を磨いだ。しかし何回やっても水が澄まない。

「あなたいつまでやってるの！」

という増島さんの大きな声に、驚いて手を休めた私から桶を取り上げた彼女は、手早く水を取りかえてざるにあけた米を持つと、割烹室に走り去った。

「なるほど、水を取りかえるたびにゴシゴシやらなくてもよかつたのだ」と感心した私の姿は、今考えるとまことに滑稽な図であった。

私は『磨ぐ』という言葉に忠実だったのである。兄の場合は、輪をかけてこの言葉に忠実だったのである。自分が失敗したから提

もう四十年も前に、兄のつれあいから聞いた話である。  
結婚後五年目頃、かぜで寝込んで医者から水仕事を禁じられた彼女に代わって、米を磨いでいた兄が  
「オーケイ変だぞ、ちょっと見てくれ」  
と台所から呼び立てた。行って見ると、何と、すり鉢でゴシゴシやっているではないか。もちろん米は粉ごなになっている。驚き呆れた彼女は、「あうこの人には何も頼めない」とあきらめて、病床を離れるまでの幾日かを、会社のクラブの賄いから朝に夕に、膳部を届けてもらつて凌いだ由である。  
「私のおひるはお隣りの奥さんが面倒見てくださつたけれど、幹男さんって家事向きのことはまるで無知なのね」  
と私が告げた彼女は、しかしその無知な兄を教育しようとはしなかつたらしく、兄は一度と米を磨がされることも無く、生涯「男子

唱する訳ではないが、『磨ぐ』という言葉は『洗う』に改めるべきではなかろうか。

兄の『米磨ぎ』の話を聞いてから二十年後、中学生だったわが家の息子は、「あまりゴシゴシやるとビタミンが流れてしまうから、米はさっと磨けばいいんだってね」

と、家庭科で習った知識を披露するのだった。

この息子は、玉子焼やハムエッグ、ライスカレーなどをうまく作り、受験準備中の夜食のラーメンなども自分でこしらえた。私は焼豚や葱などの材料を用意しておいてやるだけだった。そして三十五になつて今も、共働きの彼は大いに厨房に入り腕をふるつている。

### 洗 灌

後年、すり鉢で米を磨いた兄の学生時代の話である。

当時「無産運動」と呼んでいた社会主義運動に参加する目的で、

「いざといふ時に備えて技術を身につけるためにタイピスト学校に通う」  
と母を説得して台湾から上京した私は、大学生だった兄の下宿の隣りあつた部屋に身を寄せた。

その家の主人は、台湾の製糖会社で参事をしたことのある人で、偶然にも父の顔見知りだった。まことに円満な好人物だったが、女高師出の夫人はちょっと難物だった。兄に言わせると、「高等教育を受けているが教養の無いおせっかい」だということで、そのおせっかいの一例として兄が話したことを聞いて、私は夫人と兄の双方

に呆れる思いだつた。

兄はハンカチと靴下以外は洗濯をせず、シャツまでクリーニングに出していたが、その他の下着は使い捨てで、紙くるんで屑籠に捨てていたのだという。

この家に下宿を始めてから間も無いある日、食事に降りて行った兄は、夫人から

「これ洗わせておきましたから」

と幾枚かの下着を差出された。礼を言うべきなのだろうが、「屑籠の中まで調べられていたのか」という不愉快さと恥かしさが先に立つて、しばらくは言葉が出なかつたそうである。それ以来兄は、毎朝庭のごみ箱に自分で屑籠をあけに行つたという。

その後、夫人の「教養の無いおせっかい」ぶりは、私もたびたび痛感させられた。他人の感情など無視して、ずけずけと無遠慮にふるまうのである。例えば、日曜日などに着替えて出かけようとするとき、きまつて玄関に現われて、

「今日のお召物もいい柄ですね」

と言い、私の着物の裾をつまみ上げて、生地の良し悪しを確認するように指先をこすり合わせながら裏をひっくり返して、「裾回しもござりっぱな物をつけていらっしゃる」というのだった。

私は、屑籠の中を調べ上げて、下着をお手伝いさんに洗わせたこの夫人の行為に眉をひそめたが、いくらコインランドリーなど無かつた時代とはいえ、そして大学卒の初任給が五十円くらいだったその頃、月々七十円の仕送りを受けていたとはいえ、下着を一切洗わずに使い捨てにしていた兄にも驚いた。

しかし考えてみると、兄だけでなく女の私にも、言葉遣いや行儀作法をきびしくしつけ、生花や琴などのいわゆるおけいごことは習わせながら、家事労働については一切教えようとしなかった母の教育態度が間違っていたと思う。もともと、母自身が掃除や洗濯は雇い人まかせだったから、大正時代には珍しかった自家製のパンやカステラを焼く母の姿は覚えていても、洗濯や干物をしている母の姿は全く記憶に無い。私は女学校の学寮に入つて、上級生に洗濯の仕方を教えてもらったのだった。

私は、小学校一年の夏休みにハンカチを洗うことから教え、娘にも息子にも、小さい時から年令に応じて洗濯をさせた。洗濯機など普及していなかつた時代である。共働きだったわが家では、息子の小学校六年の頃から八年くらい家事を手伝う人を頼んでいたが、その間、家族全員が、シャツ以外の下着はめいめい自分で洗うことにきめ、他人の手を煩わさなかつた。

こうして育つた息子は、自分の家庭を持ってからも、洗濯など最初から一向に苦にならなかつたようである。

### 家事修業

私たちの時代には、小学校の課程では家庭科という教科は無かつた。裁縫の時間が女生徒のために設けられていただけである。女学校の家庭科の授業は何を学んだろうか。今振りかえって見ても、何一つ頭に残っているものは無い。

年子を生んだ一人の教師は、何だかいつもお腹が大きかつたような印象が今も残っているし、「花王石けん」というニックネームのあったもう一人の教師は、大変言葉が丁寧で、スタイルが良かつた

ということを覚えているが、教科書の中身については全く思い出せない。国語、地理、歴史、あるいは博物や数学など他の学科については、教科書の中身や時折りの教師の言動など、今でも頭に浮かぶものがあるのに、これは何としたことであろうか。私が『家庭科音痴』なのか。実技の一つである割烹の時間の記憶は、前に書いた米磨きの失敗と、葛ざくらの作り方を教わった時の掌の熱さだけである。

しかしそういう私でも、七十年近く生きていると、日常の献立で困り果てることも無いし、らっきょうや梅干を漬けたり、庭で採れた材料で山椒の葉の佃煮や夏みかんのマーマレードをこしらえたり、あるいはゼリーやアイスクリームなどの趣味的な料理もやれるようになるのである。

料理などといふものは、基本的な知識さえ身につけていれば、普通の頭脳とやる気を持った人間なら、経験を積んでいくうちに、相手のこんだものでもこなせるようになるものである。その基本的な知識とやる気をどこで身につけさせるのか。それはやはり家庭であろう。男女にかかわらず、経済的な自立の力と共に、人が生きていく上に必要な最低限の身の回りの作業ができるような能力も持たせて、子供を世に送り出してやらなくてはなるまい。プラスアルファである趣味的な家事作業は、「各自御自由に」ということだけれど。

「身過ぎ世過ぎ」という古い言葉がある。昔から「身過ぎ世過ぎができるようになつて初めて一人前」と言われてきた。広辞苑に「生活をしていくてさて。なりわい」あるいは「くちすぎ」と書かれているこの言葉には、生活の糧を得るために経済的で、ただだけで無

く、それを口に運ぶための、だてまで含まれていると私は考えた。これまでの文章を読み返してみて、『家事礼賛』ととられはしないかとちょっと気になるが、そうでは無い。婦人が一切の社会活動にたずさわらず、学习からも遠ざかり、家事労働を一手に引き受け、台所と子供部屋にしばりつけられていたら、その人の思考は退化してしまい、やがては子供の成長にもついていけない人間になってしまふだろう。

家事労働と呼ばれる衣食住に関する仕事は、人が生きていく上に欠かすことのできない仕事である。だとすれば、これも社会的に有用な労働として社会化されるべきで、社会化の不可能な部分についてのみ、家族が分担して処理するという解決のしかたを、婦人も職

### 本会代表に

#### 山川菊栄氏就任

本会には從来、規約上代表をおきませんでした。しかしこの発展に伴い、何彼と不便が生じてきましたので、第一七回総会において規約を改正し、代表を置くことになりました。

就きましては、初代代表として、本会の生みの親であり、かつ日本における婦人解放の大先達である山川菊栄先生を推挙、ご就任頂くことになりました。

先生のご指導のもと、理論集団として一層の発展を期しております。旧倍のご支援をお願いいたし、謹んでご報告申しあげます。

一九七八年五月 婦人問題懇話会

業を持つべきだという持論の私はのぞんでいるのである。しかし家事の社会化がきわめて不充分なこの国の現状である。その現実を踏まえて、さらには社会化の不可能な部分のあることも考慮して、基本的に必要なことは、男女を問わず子供の時から教えるべきだと思っている。

自分の学んだ家庭科教育には不信感を持っている私であるが、現在、小学校の高学年に家庭科の時間が設けられていて、男女が共修していることは結構なことと思う。男の子が、頭をキリリとネットカーチャーで包んで、にこやかにサラダの容器をかかえている教科書の表紙などまことにほほえましい。問題は、これが家庭でも実践されているだらうかという点である。かねがね気になつてることだけれど、男女平等を唱える婦人運動家といわれる人の中の何十パーセントが、男の子にも家事労働を分担させているだらうか。『紺屋の白鷺』でないことをねがつてゐるのだが。

人はよく、家事に手を出そうとしない高年の男性のことを語るとき、「明治生まれだから」という。しかし、明治の教育者福沢諭吉は、子育ての実践訓の中で、幼い息子たちに、おおいに遊べ、運動せよと説いたあと、「年令に応じて家の一部分を引き受け、一身の職分を尽くす可し」といい、掃除ぞうきんがけの家事をことこまかに指示しているそうである。私は福沢諭吉の思想に全面的に共鳴しているわけではないが、やはりすぐれた人物だったと思う。福沢のこの考え方が、当時の社会通念になつていたら、そして、文部省の施策にも取り入れられていたら、「家庭科の男女共修」は早くから実現していただろうし、家事に無知で無関心な男性も育たなかつたろうにと残念である。

## 「主婦」という言葉について

——堺枯川の主婦論から——

菅 谷 直 子  
(女性史分科会)

「主婦」という言葉はいつ頃から、誰によって使い始められたものであろうか。駒野陽子氏は本誌No.25で、「この言葉が文学や雑誌に表れるのは明治四〇年代」と書いておられる。

しかし、堺枯川(利彦)著「家庭の新風味」(明治三四~五年制)というシリーズものの著作には「主婦」という言葉はすでに市民権を得たように使われている。また、島崎藤村の名著「破戒」にも「主婦」はかみさんというルビ付きで出てくる。この小説は明治三九年に出版されたものであるが執筆はそれより一、二年前、藤村が小諸で私塾の教師をしていた時期である。

これらは私の狭い読書範囲から気づいたものに過ぎない。三〇年代の新聞、雑誌を調べたら「主婦」という言葉は他にもたくさん使われているのではないかと思う。

「家庭の新風味」は枯川が「貴族と金持とを度外において健全なる中等社会」を目安に書いた家庭論であり、婦人論である。当時の彼は社会の原動力は中等社会であるから、この社会を健全にすれば上流社会の腐敗を除去できるというプチブル自由主義者にとどまっていた。

枯川はその言文一致普通文との「家庭の新風味」によって文名をあげたというから、この書はかなり読まれたのではないかと思う。

一方、明治三一年に執筆された福沢諭吉の「女大学評論」「新女大学」に限って言えば「主婦」という文字は全く見当らない。諭吉もまた、国家発展の見地から中産階級を重視していたことは周知通りで、彼の婦人論はほぼこの階級を目標に書かれたものである。もともと諭吉の中産階級は社会の指導層を指していたが。

両者とも家父長制家族制度を強く否定し、男女は結婚したら新しい独立した「家」を作るべきだ、従つて女は結婚したら直ちに新家庭の主婦となるという視点で婦人論を展開している。「女大学評論」と「新女大学」が書かれたのは「家庭の新風味に先立つこと僅かに三、四年前に過ぎない。もしこの時期「主婦」という言葉が一般に使われていたとしたらジャーナリストの諭吉が知らないはずはないと思う。そして知つていたら、おそらく使つたのではないかと思う。なぜなら「主婦」という言葉こそ、彼の家事・育児天職論にとって打つつけの言葉ではないか、と思われるからである。

「主婦」という言葉は翻訳語か、それとも誰かの創出によるものか知らないが、とにかく活字として現われたのは日清戦争の後、二〇世紀に入ってからではなかろうか。ただしこれはあくまで私の憶測に過ぎない。

ところで、枯川は「主婦」の資格について次のように述べている。「財政・家内の取締りから、親戚、友人、近隣との交際に至るまですべて一人で受け持つことのできる」もので「この資格のない

ものは細君とはなれても一家の主婦とはなれない」と「主婦」と「細君」とを区別している。つまり、彼によれば「細君」とは性生活を伴う単なる家事労働者で、「主婦」とは家庭管理の能力を持ち、主体的に家政を処理しうる才覚のあるものということになる。

また、藤村の「主婦」は下宿屋のかみさんで、お寺の「奥様」より一段と格が下るが、いずれの場合も一家をきり盛している妻を指している。

枯川はのち家庭主義を提唱しているが、「主婦」という言葉はこの家庭主義と無関係ではないようだ。つまり、家族主義における妻の座は無権利な家内奴隸的なものであるのに対し、夫婦中心の家庭主義における妻は家庭生活の中核的存在として位置づけ、これにふさわしい資格を要求し、権利を与える。「主婦」はそれを象徴する言葉であった、といえるのではなかろうか。そういう意味では「主婦」は「嫁」や「細君」とは異り、家庭における妻の地位の向上独立した人格とを示すものといえよう。

ところが枯川は「主婦」において、家庭内の妻の地位をあげたものの、家長たる夫とは同権ではないと言う。彼によると、「夫婦が一家を成して、共に家政に当る時には、自然にその職務権限を定めねばならぬ。ここにおいて夫は家長となり、妻は主婦となる……夫婦は同権であるけれども、家長と主婦は決して同権でない」というわけである。すなわち、家長と主婦の役割が異なる以上、権利もまた異なるのだ、と。これは諭吉の「夫婦は同等なれども同権にあらず」と全く同じである。

彼らによると、男と女は人間としては同等または同権であるから貞操の義務、結婚、離婚の権利は対等でなければならないが、家庭

という社会的単位を築く場合、各々男女の役割は違つてくる、それによって権利も違うのだ、と。枯川は、この役割を「外の資格」と言っている。しかもこの外の資格は性における男女の優劣によつて決まつてはいる、というのだから救われない。これがカーペンターもベーベルも知らない時期の枯川の女性論である。

諭吉も枯川も家父長家族制制度から女性の解放を希い、家内奴隸から「主婦」という地位に引上げようとした点は評価しなければならない。しかし、男女の役割を固定させ、そのことによつて権利を制限しているのは今日まで大きな問題を残したことになる。

とにかく、「主婦」という言葉は家事、家政の責任者という意味がこめられているように思えてならない。少くも堺枯川はその意味で使つてはいるし、大正期に発刊された「主婦の友」などみてもこれは明らかである。

すると、家事・育児は夫婦の共同責任という主張が盛んになっている現在、「主婦」という言葉は果して適當だろうか、という疑問が起る。

新しい言葉が生れるにはそれなりの社会的背景がある。「主婦」の資格や責任が問題になってきたのは資本主義が発展し、家族が父長制の下から離れて独立の家庭を作るようになってからである。

今、個の確立が強く叫ばれ、男女の役割分業が大きく描き出し、家庭のあり方も問われている。家庭主義の時代に生れた「主婦」という言葉そのものも時代遅れといえないか。この言葉も再検討してみる必然がありはしないだろうか。

# 諸外国の婦人

——一九七七年二つの国際集会——

柴山恵美子

ニストのさまざまな潮流、同性愛主義者たちも参加した。ここにこ  
んにちの女性たちの運動の姿の反映をみることができる。集会は、  
全体集会のほかに、「労働」「中絶」「暴力」「弾圧」その他分  
科会を開いたが、ここではその集会の雰囲気と、ヨーロッパ地域で  
の重要な女性問題になつてゐる中絶問題、ラテン・アメリカ地域に  
おける重要問題—政治的、社会的活動に参加する女性への圧迫の実  
態と女性差別を裁くためのラテンアメリカグループの「国際婦人裁  
判所創設」に関する共同提案を紹介する。

## (1) 六千人の女性の自主的国際交流

——一九七七年五月、パリ——

一九七七年五月二八日から三日間、世界各国から六千人あまりの  
女性たちがパリのヴィンセンス大学にあつまつて、集会をひらいた  
た。この集会は、フランスの女性諸グループが国際婦人年の一九七  
五年自主的によびかけて準備してきたもの。彼女たちは「女性解放  
運動の階級闘争の潮流」と自分たちを定義し、「他のヨーロッパ諸  
国において（男女間の闘争を優先させる）『ラジカル・フェミニズ  
ム』とは区別され、政党、労働組合、労働運動および女性の大衆的  
諸闘争との関係を問題にして提起して他の潮流との対話」（よ  
びかけより）を目的としていた。

このような対話は、少なくともこの三日間に限つていえば實際にはなかつた。ヨーロッパやそれ以外の諸国（たとえばオーストラリア、カナダ、アメリカなど）からやってきた若い女性たちの大部分は—彼女たちのことばをかりれば—「一九七〇年代の運動やフェミニズムとは共通点をもたない古くさい政治に」影響されたこの集会の姿勢に反論した。彼女たちは、集会の進行を「個人的な」選択と、多様なやり方でやりたいと主張した。

意見の相違はあつたし、また明確だった。それは、政党および労  
働組合とフェミニスト運動のあいだの関係だけにとどまらず、さら

ては階級的女性解放運動の立場をとる女性たちだけでなく、フェミ

にラテン・アメリカの女性たちのさまざまな政治、経済制度と自由のためのたたかいのなかにもあった。また家事労働についても、主婦賃金についてもあった。

しかし、反対に、すべての女性はつきの二点で統一した。第一は、いかなる男性も大学構内から排除すること（「残念ながらマイクロホンの調整がやれる女性を、私たちはみつけだすことができなかつた」という発起人の説明のあと、男性のマイク技士の同席をひとりだけ認めた）。その第二は、すべての女性の権利として中絶を要求すること、であった。

こうして、中絶問題を国際問題化すること、すべての国の女性たちがいっせいに女性の諸権利と自分の身体の自由な処理のために示威運動日を設定することを決めた。

とにかく、一九七五年一二月にイニシアチブを発揮して生れた発起人グループの努力によってさまざま国で、さまざま会合をやって、この集会は成熟してきたのだ。一九七六年四月にはパリで、同年五月にはチューリッヒで、一〇月にはロンドンで、その年の一二月と翌一九七七年二月にはパリで、というように。この間の出席者は延べで三〇〇人を出なかつたけれども、しかし一方では自治の選択の必要と、他方ではまさぐつてゐる連帶の必要から、ここに運動の燃えるテーマの反映の機会、活動の機会として、六千人をこえる女性たちが参集したのだと理解された。

とにかく集会は誰かによる操作の危険をことごとく回避した。六千人の女性たちは、経験も、意識水準も、國も、属する運動分野もちがっていた。集会は予定通りには進まなかつた。ある種の混乱はおそらく問題の究明を妨げたにちがいない。実際、出席した大部分

の女性のあいだには、何であろうとあらゆるタイプの官僚的組織にたいして、そしてときにはどんなタイプであれ、組織というものにたいして一種の焦らだちがあつた。

二日目の夜は六千人余の大パーティーを開き、互いに激励しあつた。陽気に唱い、歓喜した。意見の相違のかなたに、諸傾向をのりこえたむこうに、出会いがあつた。実際にすばらしかつた。しかし運動の統一とあらゆる傾向のフェミニズムの対話は、その困難さゆえに、やはりやりすごされてしまった。

### 「中絶」 分科会

この分科会は満場一致でつぎの宣言を承認した。

一九七七年、こんにちのヨーロッパではいまなお四百万から六百万人の女性が非合法の中絶に追い込まれている。このことは、健康上の悲しむべき状態、「よりよき人生」の破壊と反道徳への傾斜、犯罪者であるという罪の意識と肉体的破滅に現われている。

一九七七年のこんにち、いまなお大量の女性が非合法の中絶で死亡している。一方私たちは、保護された条件のなかでおこなわれる中絶で死亡率を低くしていることも知っている。こんにちスペイン、ポルトガル、ベルギーの女性たちは、比較的保護された条件のなかで中絶をするためにはオランダ、イギリスのような他の国々にでかけてゆかなければならぬ。いまだに中絶をした女性たちとそれを助けた女性たちは、法廷では犯罪者とされている。そのような女性たちは恐るべき弾圧をうけ、たとえばスイスのようないくつかの国では、危険を冒して中絶を要求した場合精神病院にとじこめられている。あるいは西ドイツのように「犯罪をおかした犯人」同然とみ

なされ、公共職業から解雇されている。こんにちヨーロッパでは、中絶の権利、自分の身体の自由な処理、母性の自由な選択の権利が、いまだに認められていない。

スペイン、ポルトガル、アイルランドでは、中絶は犯罪とみなされ、処罰される。イスラエル、ベルギー、オランダ、西ドイツとイタリアでは中絶は禁止されている。イギリスとフランスでは女性たちは闘いによって中絶の若干の自由を獲得した。しかし中絶を規定している法律は、いまだに不充分で、あいまいであり、この適用方法はほとんど存在しない。

こんにち、ラテン・アメリカ、アフリカ、アジアでは、いまだに自分の身体を自由に処理しようとする女性を妨害して強制的断種がおこなわれている。労働者階級の女性にのしかかっている悲惨な労働の状態は、無数のいわゆる「白い中絶」をひきおこしている。

私たち世界の女性たちは、すべて連帯し、つぎの権利を獲得する

ために共同してたたかうことを決定した。

——自分の身体の認識と自由な処理の権利  
——無償の自由な中絶の権利

——避妊と中絶の方法に関する知識の権利

——中絶の方法と機会の自由な選択の権利

——中絶した女性と中絶を助けた女性に対する抑圧の終了

——あらゆる避妊方法による自由で無償、完全で衛生的な避妊の権利、実際的な性教育の権利、女性の管理化での避妊研究の発展

——母性の自由な選択、衛生的かつ安全な無痛分娩の選択権、強制的断種と女性が不具にされる労働、生活条件の拒絶による母性の社会的再認識

——あらゆる性的および肉体的切断、強姦、拷問の拒絶

(ある五月一八日イタリアでは懸案の中絶法が成立した)。

## 「弾圧」 分科会

この分科会には非常に出席者が多く、主にチリ、ブラジル、コロンビア、ボリビア、ウルグアイなどラテン・アメリカの女性たちだった。彼女たちがたずさええたテーマは、第一に男社会、または夫（彼女たちによればマキスタ）と自分たちとの関係、第二に外国の経済侵略から独立し、抑圧的、独裁的政治体制から解放されるためにおこなっているたたかいについてだった。

ラテン・アメリカのフェミニストの多くは牢獄、拷問と死を覚悟してあきらめと決別し、新しい人生の道を選んでいた。

彼女たちは発言した。

「ラテン・アメリカの独裁は、左翼の組織に加わって政治活動をする女性たちを、特に残酷に攻撃しました。その野蛮な方法は、あらゆる政治的变化に無関心な、消極的な主婦の『女らしさ』を裏切つた者にたいする『刑罰』でなければならないというものです」と。 ブラジルの女性は訴えた。

「こんにち、無言は承諾です。逮捕者をみれば充分です。弾圧され、投獄された女性たちは、通常の拷問（殴打、電気拷問など）のほかあらゆる形の性的、精神的拷問をうけています。ノ政治にまつり『男の仕事に割り込んだ』女性は、まさに売春婦と同様にみなされ、女性政治犯は売春婦として扱われています。女性は性的対象とみられ、家につまりカマドの前にしつかりとどまつてだけいるものだという支配階級の偏見があるのです」と。このような問題解決のために、ラテン・アメリカの女性たちはつぎのような国際婦人

裁判所の創設を提案した。

#### ラテン・アメリカ女性の共同提案（要旨）

私たちは、全世界の女性たちがおかれている搾取と抑圧を告発するため、国際婦人裁判所の創設を提案します。これは更につきの目的をもちます。

——牢獄に投獄され、拷問と暴力をうけている女性の日々の暴力、性的の抑圧などを告発するために、  
——異った宗教的、文化的イデオロギーによってすすめられている抑圧と肉体的不具を告発するために。

この裁判所は、たたかいと情報（新聞または雑誌）の新しい集団的機構を創設するため、すでに存在する情報機関（地域、企業の諸グループ、女性の印刷物など）を利用して、国際婦人運動に訴えるための具体的な能力が必要ですし、具体的なとりくみが組織されなければなりません。

私たちは、あらゆる国々の代表によつて国際婦人裁判所が構成されることを提案します。

私たちは、国際婦人裁判所が二重に搾取されている女子労働者と女性たちのあらゆるたたかいの国際婦人運動の統一と権威のひとつの装置になることを提案します。

△Noi Donne. n. 1777-6-19 より△

#### (2) 「社会主義と婦人」セミナー

——一九七七年六月、モスクワ——

昨一九七七年六月二八から七月一日まで「社会主義と婦人」をテ

ーマとするセミナーがモスクワでひらかれ、世界の五十カ国の婦人団体から一三六名の代表が出席した。このほかにも国際団体や地域団体の代表が出席。国際民主婦人連盟（WIDF）からは、フレダ・ブラウン会長やファニ・エーデルマン書記長らその他の代表団が、国際連合からは、国連社会開発・人道問題機関書記次長スピラ女史が出席した。

このセミナーは、社会主義国の婦人たちの状態、到達点と未解決の諸問題について一般的な考え方をひきだすことを目的としたもので、ソビエト婦人委員会会长ワレンチナ・ニコラエブナ・テレシコワ女史が「発達した社会主義国の社会と家庭における女性の地位の向上」と題する基調報告をおこなつた。

社会主義諸国の婦人たちの現在の到達点の基礎をきずいたソビエト婦人の成功と経験に関する報告は、最近独立をかちとり、新しい生活形式をうちたてつつある婦人たちや、いまなお自らの政治的社會的諸権利のためにたたかっている婦人たちを刺激した。

さまざまな国からやってきた参加者たちは、自分たちの活動や闘争や成功や、いま論議されている諸問題について報告した。セミナーはこれにもとづいて、有意義な意見交換と相互理解のための討論をおこなつた。

ここでは、社会主義国のこんにちの婦人問題を証るうえで、テレスコワ女史の基調報告を紹介する。

#### 「発達した社会主義国における婦人の地位の向上」

ロシアにおける社会主義革命の勝利は、民族解放闘争の発展と全世界の徹底的な社会改革にとって新しい機会と展望を開いた……。

私たちは、ソビエト婦人たちが歩んできた道のもとも重要な成

果は、ソビエト婦人に特有の高い市民意識と自分の国のすべての事柄に関与しているという自覚だったと思ってる……。

生活に積極的であり、また自分の市民的義務を賢明に果すことには、何よりも人格を高める。私たちは、社会的生産への積極的参加は、婦人が自己の人間としての意義をよりよく理解し、自己の人格の発展に役立て、さらに家族と社会における女性の地位を高めることを可能にする、と信じている。有給の雇用は、婦人の知的および精神的進歩を刺激する。私たちが、社会的生産における女性の役割は発達した社会主義社会の諸条件のなかでの婦人の生活方法の分析を出発点とすべきだと考える理由は、ここにある。

ソ連は、就業可能人口の完全雇用を保障している。最新のデータによれば、ソ連の全雇用可能女性の九三%以上が有給雇用または研究に従事している……。

女性たちのあいだでの手作業の比率の減少と、多くの機械化およびオートメーション化された職業や、女性たちが技師や技術者として指導的地位を占めている装置・機械およびメカニズムの監視や制御に関連した職業に雇用された女性の増加によって、婦人労働の職業的および技術的パターンに進歩的变化が生じつつある……。

科学は、最近女子雇用の面でとくに際だった変化を示した人間活動の一分野である。比較的短い期間——一九五九年～一九七〇年——に、科学部門で働く女性の数は六倍に増えた、この部門での女性の雇用は、研究者のあいだでの女性の比率が四〇%に達した結果、男性のそれよりも急速に増大した。

研究作業に従事する女性たちは、生物学、医学、教育学および化学のような女性たちにとって伝統的な諸分野で、どんどん雇用され

ているばかりではない。ソビエト女性の才能と勇気はあらゆる分野で応用されている。こんにち女性たちは、熱核合成、宇宙生物学、数学物理および遺伝学、高分子化学、無線工学および哲学などの研究に従事している。

#### 未解決の諸問題

高い技能を要する職業で働く女性の数が増えれば増えるほど、女性たちにとって社会主義経済における仕事はより魅力的なものになるだろうし、女性たちが社会的および経済的進歩に果す役割もより大きくなり、また彼女たちの人格はより豊かにより広くなるだろう……。

しかし、科学技術革命の要求に応じた女性の再訓練と高等訓練の問題が完全に解決した、と私たちはいえるだろうか？ いや解決したとはいえない。この分野では私たちはいせんとしてある特殊な困難さに直面している。ソビエト女性たちは、自分たちの技能を高めるために、男性と平等な機会をもっている。しかし働く母親たちは、これらの機会を利用するどころではない。家事雑用の重荷が彼女たちの肩にかかるており、またそのために彼女たちは、男性たちにくらべて職業的技能を改善する時間が少ない。このために企業の社会開発計画には、女性たちの作業および日常の諸条件を改善するための特殊な手段がふくまれている。女性たちの年令と家族的義務を理解したうえでの職業訓練や訓練形態も改善されている。若い女性たちに職業指導をおこなうための大規模な作業も進行している。ソビエト女性たちは、労働管理のなかで多くの特権も与えられている。私がここでいう特権とは、年金、有給産前産後休暇、出産休暇中の職業の保障、有給の授乳時間、働いている妊娠中の女性を保護

する特別規則、一才未満の子どもの育児休暇などである……。

私たちの社会がその発展の最高段階である共産主義へむかって前進すればするほど、私たち市民の社会活動はますます大きくなり、働く人びとは国事や社会的事業の管理にますます大きくかつ深く関与するようになるだろう……。

すべての地方ソビエトの代議員に選出された女性の数をかぞえると、その数字はまったく驚異にあたる。五五〇万人以上の女性が国政管理の教育を経験した。ソ連の最高ソビエトと連邦各共和国最高ソビエトの女性代議員は、法案討議や経済計画や国家予算、さらにはわが国の内政および外交のもっとも重要な諸問題の決定に参加している。多数の女性が勤労人民代議員地方ソビエト執行委員会に責任ある地位を占めている。彼女たちは、議長や副議長や経営各部門の長や管理者として働いている。

### 新しい社会主義家族の機能

新しい社会主義的家族は、経済的に独立し、家族関係において完全な平等を有する男性と女性の自発的な夫婦の結合のうえに築かれる。家族は、愛、友好的コミュニケーション、母性と父性、子どもとの教育および調和に富んだ生活の要求を最大可能な範囲で充たす。

家族がその成員のそれぞれの発展に貢献することはいうまでもない。家族の精神的、道徳的環境は、人びとの性格、その活動と生産活動、若い世代の有効で創造的な教育を決定する。家族のよりいっそうの強化はソビエト国家の重要な任務のひとつである。新憲法草案のなかの特別条項では、家族が國家の保護下にあること、また国家が広汎な育児施設網を保障し、発展させること、社会サービスの組織強化と改善や公的な需要充足によって、わいど子供の多い家

族への手当や給付や出産手当の支給などによって家族を援助することを規定している……。

わが国の家族の基本的機能のひとつは、子どもたちの共産主義教育である……子どもの教育にひじょうに重要な役割を果す父親とともに母親は子どもの市民意識の感覚、愛国心や国際主義を育てるよう努力する。家族はまた親切、他人への思いやりや誠実などのよくなすばらしい人間の特性を発展させる……女性の社会における新しい役割および家庭内での女性の地位の変化の結果として、家族の他の成員の諸要求を完全または部分的に充たすという在来の家庭的な女性の型は、もはや存在しない。こんにち、妻は夫とともに家庭を組織し、子どもを育てる。余暇時間は、個人の全面的発展に重要な役割を果す。ソ連では、余暇時間は作業時間を犠牲にして増えつつある。現行法は、週五日、四一時間労働を基本としている。両性の生活の歴史的諸条件は、男性と女性の享受する余暇時間の量に、ある程度の差異をひきおこしている。しかし生産力が科学的技術的に進歩し、社会サービスが発展するにつれて、技術が家庭内に入り込み、家事負担はざつと平等に配分されるようになり、男性と女性の余暇時間の差はしだいにせばまりつつある……。

社会における女性の地位は、多くの諸要因によつてきまる。その中の基本的なもののひとつはもちろん社会的経済的制度である。ソ連およびその他の社会主义諸国の経験は、男性と女性の社会的平等を保障する問題が、生産手段の公有にもとづく新しい生産関係の諸条件の中で根本的かつ恒久的に解決することができることを、明確に示している。

# 中国で見たこと 感じたこと

吉 武 輝 子

(評論家)

「中国に行ってらしゃったんですってね、いかがでしたか、中国の女たちの状況は？」

わたしが中国の旅から帰ったばかりだということを知っている人たちには、きまつてこう尋ねる。

そのたびごとに、わたしは返事に窮してしまったのだ。

なにせ十五日間という短い短い旅である。その間、わたしが訪れた場所は、北京、石家庄、西安、洛陽の四ヶ所だけ。あの広大な中國を象にたとえれば、今度の旅は、象のシッポに生えている毛のそこの又先をチヨロリとさわった程度にすぎないのだから、中国の女たちの一般的な状況を語る資格などありようはずがない。

もつとも、たとえ、今度のように一過性の旅であつたとしても、

一昨年訪れたスウェーデンのように、こちらの見たいものが見られ、聞きたいことは誰にでも気軽に聞くことが出来、ごくあたりまえのナマ身の女との出あいが自由に許されるという旅であつたならば、それはそれなりに情報が豊かに入手出来るので、『スウェーデンの女たちは、かく、かく、しかじか』と話しをすることも可能なのだが、今回の旅のように一種のかく離状態の中で、先さまのスケ

ジユール通りに動かねばならぬという、見たいのを見、聞きたいことを聞き、知りたいことを知る自由を持たぬ旅では、『見させられたかぎりにおいては』とか、『聞かされたかぎりにおいては』といっただし書きつきでしか、中国の女の状況について語れないのではないだろうか、そんなことで、ついつい、返事に窮してしまうのである。

だから、このレポートも、当然、ただし書きつきのレポートであり、同時に、どこかでただし書きをつけねばならぬことにアレルギー反応を呈しているので、偏見のそしりを受けるような箇所も出てくるかも知れない。しかし、わたしは、あえて、率直に、わたしの感じたままを書きつづっていくつもりである。

観光政策を打ち出した中国には、続々と各国から訪中団が送り込まれているが、その八割が日本からの訪中団で、五月だけでも、その数は五〇組をゆうに越えるという盛況ぶりである。しかし、こうした外国の訪中団の人々と接することの出来る中国人は、ごくかぎられた一部の人たちであつて、わたしたちのみたかぎりにおいては、いわゆるただの人と呼ばれる一般大衆は、鎖国状態におかれているといつていいだろう。

それを象徴するような出来ごとにわたしはぶつかった。場所は洛陽から北京に向う夜行列車の中。なんとなく寝そびれてしまつたわたしは、通路にある椅子に腰かけ、タバコをくゆらせながら、窓の外にひろがる闇をのぞき込み、移りかわる黒々とした風景を一人たのしんでいた。

と声をかけてきたのが、まだ少年のあどけなさを面影に残した汽

車工作員。且下、日本語を學習中だというこの若者は、今、考えればよくよく好奇心にみちあふれた若者だったのだろう。人かけが見えると素早く姿をかくし、もう安心だと判断すると姿を表わすといふ、せせこましい動作をいとう様子もなく、三度、四度とくり返えしながら、断片的に語りかけてきた。そうこうするうちに、かなり夜もふけてきたので、もう大丈夫と考えたのだろうか、日本語の教科書を持ってきて教えて欲しいという。ただの人との接觸にうえていたわたしは、この若者との束の間の交流に心がなごみ、乞われるままに、声を出して、最初のページの文章をよみ上げはじめた。

と、突然、後から手がのび、かなり乱暴にわたしの手から本が奪い去られた。ギョッとしてふり向くと、けわしい表情をした四〇年輩の女の汽車工作員が立っていた。

“しまった”と思つたがもうおそい。若者は、その女工作員にのしられ、こすかれ、あげくのはてに、ひきずるようにして連れ去られてしまつた。やがて戻ってきた例の女性に、コーパートメントに入つて寝るようにと激げしいジエスチャーで言われたときの恐ろしさといつたら。あわてて、コーパートメントに入つて、ベッドに横たわつた後もしばらくの間は、胸のドキドキがとまらなかつたほどである。

気持ちが落ちつくなつたがつて、わたしはどうほど己の軽薄さを恥、悔やんだことだろう。

中国は日本と違つて、現在、中国の人々が生き、暮らしている土地そのものが、戦場であった国である。日本軍によつて殺された肉親の血がしみこんでいる土地に生きる人々が、そうたやすく過去の事実を忘れるはずもない。恥て語らぬのか、ともかく戦争体験を、

若い世代に語りつぐ語りべ役をはたさぬ日本の大人とちがつて、中國の人たちは——というよりは國ぐるみと表現した方がより正確だと思うのだが——語りべと化さざるをえないのではないかろうか。

過去の歴史を、なまなましく語り伝える、語りべのいる中國において、まるで、なにごとも過去になかつたかのごとく、ニーオーとアッケラカンとした表情が土台まちかっている。

語りべのいる國に育つた若者と、語りべを持たぬ國に育つた若者とでは、歴史の重みの受け止めかたがいかに違うかを、そして新しい國づくりにいそしむ熱意がいかに違うかを十五日間の旅の間に、いくたび、さまざまと感じさせられたことだろうか。

わたしの参加した訪中団の構成メンバーは二十人だったが、そのうち、六人が、二十代の女たちだった。その六人の二〇代の女たちと、同じ二〇代前半の通訳の中国女性との間にかわされる会話を耳にするたびごとに、わたし自身のこのみの問題は別として、歴史の重味を語りべによってつちかわれた者の使命感の強さに驚嘆したものだった。

通訳の女性は、文句なしの美人だった。二〇代の前半で、この美しいされば、当然、恋人がいるだらうと日本の女性たちは考えもしいとも無邪気に質問もする。ところが、答えはノーである。“ウソ”“どうして”と迫る日本の女性たちに對して、むしろケゲンな表情を浮べて、通訳の中国女性は答える。

「青春期の若者たちは、知においても、力においても、あつとも充実しています。毛主席はそうした時期に生きる若ものこそが、眞の国づくりの担い手であると言われました。わたしは、自分の青春のすべてを國にささげたい」と。

事実、街には、「堅持晩婚把青春獻納党！」と大書したポスターが貼りめぐらされていた。国営の紡績工場を訪れたとき、わたしたちは、壁に貼られた一枚の表の前に釘づけになってしまった。

その表には、自身の女性たちの名前と現在の年令、それに結婚予定年令が、書きこまれていたのだ。

晩婚を奨励している現在の中国では、女の結婚年令はギリギリが二十五才、男のそれは二十七才。ギリギリの線を上まわれば上まわるほど思想がよいとされているので、その表の結婚予定年令も競い合うようにして、二十九才、三〇才と上まわらせている。

その表の横に貼られた今一枚の表にも、わたしたちの視線は釘づけになってしまった。

こちらの方には、既婚女性の名前と子どもの数、それに次期出産予定の有無が明記されていて、子どもが二人以上の場合は、いずれも無という字が書きこまれているのだ。

「結婚も、子を生むことも、これじゃあ、まるつきり国家に管理されているってことじゃない。中国の女性解放っていいみたいなんなもの」

とそのとき呟くように日本の女性の一人が言つた。もっともこの種の呟きは、旅の間中、たえずダレカレの口から、一度はもれたものだった。

石家庄の中国人民解放軍白求恩和平医院を訪れたときもそうだった。産婦人科の病室に案内され、二人の患者さんに紹介されたのだが、そのうちの一人は出産を明日にひかえた妊婦で、今一人は、子どもが二人いるので、人工流産の手術を受けるために入院しているというのが通訳の説明だった。人工流産の手術ではなく、ひょっと

したら不妊の手術ではなかろうかとふと疑念が湧いたので、念のために聞いてみたら、やっぱり想像した通り、不妊の手術を受けるために入院していたのだ。不妊の手術の費用は全額国家負担である。それにしてかなり気軽に、それもあきらかに賞讃の色合いの濃い声音で「人工流産の手術を彼女は受けます」と説明していたところをみると、ヒヨックしたら人工流産の手術も、不妊の手術と同格に扱われているのではなかろうかと思い重ねて質問すると、これまた推察通り、人工流産の手術も全額国家負担だった。ピルやコンドームなどは、一切無料で支給されている。

「避妊のこと 중국では断育と」言いますと通訳の女性の人に言われたとき、一瞬日本の女性たちは顔を見合せてしまった。「断育」ということばの強さの背後に、個人の意志をはるかに超える強大な意志を感じとつてしまつたからだ。

わたしをもひつくるめて、同行の若い女性たちが、かなりひんぱんに「中国の女性解放とはいつたにか」と、とまどいにも似た呟きを時には声に出し、時には己の心に向つて呟かざるをえなかつたのは、むしろ日本の女性の側に問題があつたと、今のわたしは受け止めているのだ。

まず第一に、語りべのいぬ國に育つた日本の女性たちは、連續している歴史の流れを捉えた上で、ものごとを見つめ考えるということに欠けていたということ。

そして第二は、そうした視点に欠けていたが故に新しい国づくりを目指している中国が今、現在、途上にあることを忘れ、いかにも完全に出来上った理想国であるかのような幻想を抱いてしまつてたということ。

第三は、なまじ同じ漢字を使つてゐるため、あたかも日本人と中国人が、同じ基盤で同じ発想で女性解放を目指してゐるかのような錯覚に捉われていたこと。

大きっぽに言つてしまえば、この三点が、咳きのあととなつていたのではないだろうか。

確かに、日本で耳聞きしてゐた中国の女性解放の状況と、実際に中國で耳聞きした女性解放の現状との間に大きな落差があつたことは事実である。

結婚も、子を生むことも、先に書いたように、考えようによつては國家に管理されているようなものだが、女が働くといふことも、これまた考えようによつては、女の経済的自立のためといふよりは、国家の都合のためといった色彩が色こくにじみ出でている。

北京の西長安街頭革命委員会を訪問したとき、わたしは、ひとしお強くそうした感を抱いたものだつた。この街頭委員会は、家庭婦人を組織して、委員会が經營する工場で働く機会を彼女たちに与えていた。仕事の内容は、刺しゅうとか、絵つけとかいふたいわゆる手先の仕事だが、八時間労働で、月給は僅か三〇円。中国の平均月給は五〇円～六〇円ということだからさるかに下まわつてゐる勘定になる。おまけに、国営工場で働く労働者の特典である医療費の補助もなければ、退職した後の年金も支給されることがない。それでいて、やはり国営工場なみに三交代システムをとつてゐるのである。

保育料の高いのにもおどろかされた。日託で十一円、全託で十七円。彼女たちの月給が三〇円であることを考へると、あまりにも高すぎるのである。これは、五ヶ所見学した保育園のどれにも抱いたわたしの感想である。

だが、中国の女たちが自分の意志でもつて働くというよりは、勧らかされているとみるのは、こちらのものさしの目もりの違いからくる一種の勝手よみといつてよいだろう。

「男の出来ることは、女も出来る」ということばを含むことばに、中国の女性たちが、意欲的に新しい国づくりに参加しているのも、また事実である。むしろ男たちよりも、女性たちの方が生々とした表情をみなぎらせている。かつての女性の地位の無残なもの低さを思えば、現在の中国の女性たちの生きかたは、解放感にみちあふれているにちがいない。不思議なことに、旅行中には拒否感が強かつたのに、日がたつにつれて、何年かの後には、また訪ねたいとの思いが強まつてゐる。多分、中国が変化の可能性にみちあふれている國だからだろう。

## (一一) ページよりつづく

そのことは彼個人としてだけでなく、生産者と消費者、生産の場における論理と消費の場における論理がますます乖離して、資本的生産様式のもたらす矛盾に歯止めをかけることができないわけである。こう考えてみると、やはり「家事」「育児」等の問題は、一方で様々な社会化要求を提案し、試行錯誤的に様々な実践をつみ重ねてゆくとともに、片方では、「家事」「育児」の問題に男性をひき込み、しごとを分け合い、それが女性の問題なのではなく労働者階級全体の問題であるという認識と行動を深めてゆく段階がなければならぬであろう。その意味で家庭内での男女の協力理解という過程を経ないでは、「家事」「育児」のほんとうの意味での社会化は进展しないといつてもよいであろう。

# 中国で読まれた

## 山川夫妻の著作

—北京大学図書館を訪ねて—

菅 谷 直 子

私たち日中友好婦人代表団一行十名は中日友好協会の招待で四月十一日から三週間中国を訪れ、北京、延安、西安、上海、広州、桂林と中南部を廻ってきた。私にとっては十二年ぶり、四回目の訪中であった。一九七六年「四人組」が追放され、華國鋒主席によつて体制が整えられた。今年は第五期全国人民代表大会が開かれ、四つの現代化政策が打出されて、中国の社会主義建設は新しい段階を迎えていた。政治的にもよい季節だったが、柳絮（柳の実）の舞う大陸の春はまさに百花齊放だった。

私たちは出発前、中国側に、見学先をはじめとしてさまざまな希望を申入れておいた。「皆さんのご希望は可能な限り実現するよう努力しました」とは後で聞いた話であるが、私の要望もほぼ一〇〇%近く受け入れられた。日中友好に対する中国の並々ならぬ熱意を感じられ、私たちの友好運動に対する姿勢が問われる思いであった。

希望の一つとして私は解放前中国で翻訳された山川先生ご夫妻の著作を調べたいと書いておいた。その願いが叶いられたことは大きくな

喜びであった。

訪中に際し、私は小島晋治東大助教授から山川先生ご夫妻の中国語訳の著作について大体のご教示を頂き書名などメモして行った。

四月二十六日夜、桂林から北京に戻ると、空港まで出迎えて下さった对外友好协会理事の朱良先生から「ご希望の本は北京大学に大体あります。揃えておきましたから、お調べ下さい」と話があつた。翌二十七日午前中は北京大学見学の予定であつた。

翌朝、私たちは北京大学に赴き、まず大学の概要を聞き、図書館などを参観してからゆっくりと教育改革についてレクチャを受けことになった。私は教育改革の話も聞きたかったし、図書館で充分な調べもしたいと欲張った考えをもつていたが、結局教育改革の話を半分割愛し、図書館に残って大急ぎで写真を撮るという中途半端な作業に終つた。それも菊栄先生の方は表紙と目次を写せたが、均先生の方は冊数が多いため表紙だけ撮り、あとは持参の目録とつき合せた程度であった。

しかしそれだけでも中国の民族解放運動における先生ご夫妻の貢献の一端をのぞくことができたように思う。今回の訪中にかつてない充実感を持つことができた理由の一つかも知れない。

まず、北京大学図書館所蔵の菊栄先生の著作から紹介しよう。

『婦女自覚史』（一一四ページ）高希聖訳、民国一九年（一九三〇年）、上海 秦東図書局発行。

『婦女問題与婦女運動』（一八〇ページ）李達訳、一九二九年、上海 遠東図書公司印行。

その他日本の文献によると『婦人与社会主義』が李達によって訳されていると出ているが、同図書館にはなかつた。

雑誌『新青年』掲載

「労農俄国底結婚制度」李達訳（第八卷第六号、一九二一年四月

十日号）

「労農俄国底婦女解放」李達訳（第九卷第三号、一九二一年十月

七日号）

『新青年』九卷一号の巻頭の論文は均先生の寄稿で、陳望道、李達によつて筆者紹介が行われているはずだつたが確認する暇がなかつた。また『婦女運動』といつう一九二一年頃発行されていた雑誌に菊栄先生の紹介が出てゐるといふ話を日本できいていたが、北京大学にはこの雑誌はないということだつた。

なお、訳者の李達といつう方は一八八九年湖南省生れ、東京大学治金科卒で、解放後は全国人民代表となり、文革前は武漢大学々長だつた由。その後のご消息を伺う余裕はなかつた。

次に均先生のご著書には次のものがあつた。

『資本主義批判』高希望訳 民国二八年、勵羣書店刊

『資本論大綱』伝烈訳 一九三〇年、朱明社刊

『資本論大綱』伝子探訳 一九三三年、棠棣出版

『転形期底經濟理論』施復亮・鑑復光訳（民国二二年、新生命刊）

『弁証法与資本制度』施伏量訳 一九二九年七月、新生命書局出版

（注・同書二部あり）

『資本主義的玄妙』呂一鳴訳 一九二七年、北新書局刊

『資本主義大綱』伝子探訳（前出書とは異本）

『俄国革命与農民』高希聖訳 平凡書局刊

『台灣民衆的悲哀』宋蕉農訳

『唯物觀經濟史』一上冊 熊得山訳

『現代社會講話』冲嶋訳 一九三〇年刊

（注）出版社及び出版年月を記入しない書は奥付を写す時間がなかつたためである。

その他、北京大学には現存しないが単行本として出版されたものが數種あるとされている。また『新青年』には多くの論文が掲載されているが、これも時間がなく撮影できなかつた。

北京の学生たちが反封建、反帝、排日を叫んで五・四運動を起したのは一九一九年である。やがて全国的な大衆運動に發展し、中国革命運動を方向づけるものとなつた。これらの訳書の数からみても兩先生の著作がこの運動に果した役割は決して小さなものではなかつたようだ。

因みに『新青年』は一九一五年、陳獨秀が上海で創刊、後に北京大学文科の準機関誌となり、五・四運動の中心をなした（『広辞苑』）。

『新青年』に掲載されている日本の女性評論家では菊栄先生の他に与謝野晶子がいる。

ついでながら附記すれば、北京大学図書館の蔵書は三一〇万冊、うち外國書八〇万、このなかに日本の書籍一七万冊が含まれている。古書では二世紀の後漢時代のものからあるといふ。

最後に、図書の撮影をして下さつたのは同行の大坂読売新聞記者、音田昌子氏である。記してお礼に代えたい。

# 教科書は男女平等に無関心

—中学社会科公民教科書を読んで—

マスコミ分科会

マスコミ分科会の教科書調査も4回目を迎えた。今回は中学社会科の公民の教科書3社分を、分担して調査した。

中学3年で学習する公民は家族、社会、経済、政治といった内容である。検定制度が細かく厳しいためか、出版社の個性や特色はあまりない。女性の編集者、執筆者の名が見当らないこと、300ページを越える部厚さであることと各社に共通している。

清水書院

## 憲法二十四条について

第一ページには、若い夫婦と幼い子どもが散歩を楽しんでいる大きなカラー写真が載り、その下に、「日本国憲法第二十四条 ① 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。  
② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定しなければならない。」と書かれている。新しい民法の基本精神を述べた憲法二十四条が冒頭に記されていることに、まず大変好感を抱いた。中学生たちの将来の家庭生活にその精神が生かされるのではないかと、かすかな期待も持てる。

## 女性の地位について

旧民法の家族制度における女性の地位について、「男女が結婚するばあいも、独立した男女が、平等の立場で結び合い、新しい家庭をきずきあげるという考え方ではなくて、女子が男子の『家』に嫁入りするというように考えられていた。」(p.25)。

「戸主の長男は、二、三男や娘どちがい、『家』のあととりとして、特別に重んじて扱われるという風習も生れた。また男尊女卑の傾向が強く、夫にくらべて妻の地位が低かった。妻の財産は夫によって管理され、妻は夫の許可がなければ、自分の財産を自由に処分することも、他人に雇われて働くこともできなかつた。」(p.26)と

記述しているが、妻には財産権がないばかりか、相続権も親権もない無能力者とされ、準禁治産者（心神耗弱者、聾啞者、浪費者）と同様のあつかいを受けていたことについてはふれていない。「かつての家族制度のもとでの古い考え方は、『家』の制度が廃止され、法のもとでの男女の平等が保障されるようになつた今日でも、女性に対する誤った考え方となつてあらわれることもある。育児や炊事などの家事労働を、一方的に女性の仕事ときめてしまつて、その価値や、役割の重要さを認めようとしない考え方のなかには、このよくな偏見がまったくないとはいえない。」（p.37）この文から、家事労働における女性の役割の重要性を認めない考え方は偏見であると読みとれるが、家事労働は女性の役割ときめてしまつような性別役割分業思想こそ変えていかなければならないことである。

「さらに、家庭の主婦である女性には、家計の収入をおもに夫にたよつていていたことや、ふだんは家庭にとじこもつてしまつて、世の中のうごきに無関心になりやすすことなど、女性が社会的に独立するうえでさまざまな条件がある。また兼業農家や共かせぎの家庭のばあいには、どうしても、主婦に過重の負担がかかってしまう。したがつて、女性の地位を高めるために、女性に対する誤った考え方をとりのぞくだけでなく、家庭生活の合理化をはかつて、女性が自らを高めることができるよう条件を整えていくようにしなければならない。」（p.37）。

#### 既婚女性が社会的に独立するうえでさまたげになつているのは、

たしかに女性の意識の低さや女性に対する偏見ではあるが、女性の地位向上のためにもっとも必要なことは、まず社会参加であり、経済力の獲得であろう。これらのことなくしては、意識の向上や偏見

の除去は期待できず、家庭生活の合理化も進められないであろう。しかし、社会参加・経済力と言葉では簡単に言えるけれども、戦後三十余年を経た現在でも容易に得られないところに、問題があるわけである。女性が個性と能力を生かして働く職場は極めて少ない。ほとんどの既婚女性がパートタイマーで、雇用条件は悪く、不安定である。職業訓練もなかなか受けられないので、未熟練労働者になるしか道がなく、低賃金にならざるをえない。合理化できない家事に、夫の協力を得たくとも、夫の職業が専業主婦の協力で成り立つてゐる現状では、夫の協力も期待できない。育児や老人介護の社会化もあり進められていない。育児については、不完全ではあるが保育所が作られている。しかし老人介護は、ほとんど女性にまかされた仕事となつて、社会化されていない。以上のような数多くの障害をかかえて、女性の地位向上がままならないことを教科書に書くべきであろう。

三十七ページに、女性の地位に関するアンケートの集計表がのつてゐる。それによると男性も女性も、男女平等になつていないと考へていることが一目でわかる。特に社会通念や風潮の点で女性が差別されていること、家庭よりも職場で不平等であると考えられていることがわかる。このような表をのせて、男女不平等の現状を端的に提示していることは評価に値する。

#### 保育と女性

「母親が職業について働くさいには、子どもの保育の問題をどう解決するかということが深刻な悩みとなつてきた。核家族の多い都会の家庭で、いわゆる『鍵っ子』問題などが生じているのは、その一

例である」という文中の「母親が職業について働くさいに保育の問題をどう解決するか」とか、その同じページにある写真の説明に「働く母親に必要な保育所」と書いてあるのは、気になる表現である。両親が職について働くさいに——」「共働きに必要な保育所」と訂正すべきであろう。

保育は母親だけの義務ではない。両親が責任をもつてあたらなければならない仕事である。憲法が勤労の権利と職業選択の自由を保障するといっているからには当然、共働きの両親に必要な保育所をもつと作らなければならない。保育を女性だけの仕事としたままでは、女性は自分の希望や能力に応じて職業を選び、社会の一員として、個性をのばし、適性を生かした人生を送ることはできない。

両親が協力して子どもを育てなければならぬことはいうまでもないが、社会化できることはできるだけ社会化し、女性の社会参加を妨げる条件をなくす必要がある。

### 地域社会と女性

露地裏で主婦たちが立ち話をしている写真があり、その説明文として「立ち話、近所の顔見しりの人たちと道ばたでおしゃべりをする主婦たち。こうした気軽なふんいきで交際できるよさが、地域社会の特色である」(p.52)。こんな立ち話の情景が、地域社会の称賛すべき特色であろうか。

「農村や漁村では、若い人たちの数がどんどん減ってきて、農業に従事する人が老人と婦人だけになってしまった。」(p.62)「若い人たちが村を離れてしまって、婦人と老人だけで農業をつづけていかなければならなくなると労働力自体が不足するばかりでなく、残さ

れた婦人や老人への労働の負担はますます重くなっていく。」(p.63)。農業だけでは生活できないために男たちが出かせぎに行き、妻子と老人が村に残るのである。その原因については全く触れていない。

「一九七〇年代にはいると、環境の破壊から生活環境をとりもどそうという住民の要求が高まり、各地で、公害に反対する住民運動が活発におこしすすめられるようになってきた。」(p.66)。住民運動についてはこれだけしか説明がない。小・中・高校の新設、基地撤去など、生活に結びついたさまざまな住民運動の主体は女性であることが多いが、そのことについて書いていない。

### 職業と女性

「近代社会では、職業選択の自由が認められている。憲法でも、公共の福祉に反しない限り、職業選択の自由を保障する(第二十二条)といっている。」(p.88)。「職業選択が保障された近代においては、

自分の希望や能力に応じて、どんな職業を選んでもよいことになつたのである。」(p.88)。「日本国憲法は、すべて国民は勤労の権利を

有すると定め(第二十七条)、働く能力と意思をもつすべての人が職業をもつて働くことを国民の権利として保障している。」(p.92)。

このように、職業選択の自由、勤労の権利を保障すると書いているが、どれだけの女性が、自分の希望や能力に応じて職業を選び、就職できるだろうか。大学を卒業し、いざ就職という時になって、女性は採用試験も受けられないことは珍しくない。公立学校の教員や公務員の採用試験においても、ウエイティング・リストにのるだけで、男性が優先される。私企業は単純労働者として女性を雇うけ

れども、専門職管理職への門をとざしていることが多い。大部分の女性は家事・育児などの仕事を、好むと好まざるにかかわらず、まかせられ、職業を持てない。このような状況で、女性の職業選択の自由や勤労の権利が認められているといえるであろうか、この点について、教科書は少しも説明していない。

「労働基準法には、女子の賃金を男子と差別してはならないことをきめている」(P.94)と実に簡単に記しているだけであるが、實際には、その賃金格差が極めて大きい。二一五ページには企業規模別の賃金格差について、くわしい説明や図表をのせているが、男女の賃金格差については一言も触れていないのはどういうわけであろうか。男女の平均賃金格差がそのまま、男女差別賃金というわけではないが、多くの女子が未熟練単純労働に従事し、パートタイマーあるいは家内労働者であることが深く関係しているわけである。それでも日本の男女平均賃金格差は、先進資本主義国の中でも、際立だつて大きい(日本五三・一%、フランス八八・六%、西ドイツ七〇・三%)。イギリスでは一九七〇年に男女同等賃金法が成立し、七五年から実施されていることにも注目してほしい。

「最近の大きな特徴は、多くの女子が職場に出て働くようになったことである。とくに軽工業、機械工業の一部、商業、サービス業、金融業などでは、女子労働者が大きな役割を果たしている。このように女子の労働力が増加したのは、経済の発展とともに、労働力の需要が高まつたからであるが、家計支出の増大が女子の職場進出をうながしたということもある。今後も女子の労働力は、男子とともに、経済活動にとってますます重要となるだろう。そして家庭婦人の職場進出とともに、保育所増設の必要が増大している。」

(P.2~3)。女子労働者の増加を手放しで喜んでいるようであるが、さあさまな問題がひそんでもいることにも注意を向けてほしい。軽工業、機械工業の一部、商業、サービス業、金融業などの女子労働者といえば、単純労働者である。パートタイマー、臨時雇い、家庭内労働者などが多く、おしなべて低賃金労働者である。男性よりも女性を雇つた方が賃金が安く、好・不況に応じて、採用や解雇が簡単であるために、女子労働者が増加したわけである。使用者側がひそかに、うまく利用している点には触れず、女子労働者の数の増大を単純に歓迎する態度に同調するわけにはいかない。

おわりに、この教科書が国際婦人年や国内行動計画、世界行動計画について記載し、婦人の現状や男女差別をなくすと努力している婦人運動の方向を明らかにすることを要望する。

(日置)

## 学校図書

### 女の収入は問題にされない

第一章家庭生活のはじめのページに「なごやかなひととき」と称して一ページの三分の一ほどを占める、ある家族の写真が出ている。父親、母親と子ども三人の構成で、食後の様子らしく、母親がりんごの皮をむき、みんなが待っている姿である。りんごの皮むきなど、小学生以上であれば誰でもできるし、国際婦人年世界行動計画もあるような、家庭における男女の役割分業を見直そうという観点もなんら考慮されていはず好ましくない。「なごやかなひととき」であれば、父親が料理をし、母親が子どもと本を読んでいる場面でもよいし、子ども達が料理をし、両親がニコニコと待つている姿で

もよい。もっと編集者の固定的な考え方を打ちくだいて欲しいものだ。生徒にとつても、何の新鮮味もないし、刺激もないはずだ。

「家族と家庭生活」では、さまざまな家族があることを教えているが、「会社や役所に勤めている家族は、父や兄の得た収入によって生活している」とある。こんなにも現実と違った表現が許されるであろうか。統計的にも、サラリーマン家庭の主たる生計の維持者は父の場合がまだ多いであろうが、母親の就労率もかなり高い。兄ばかりでなく当然姉の収入も入っているはずだ。教科書の記述といふものは、できるだけ多くの生徒の現状に合致するよう書かれる必要があるが、そのためにも「父や兄の収入」ではなく、「父母や兄姉の収入」とするのが当然のことである。また父や兄の収入としたら、母子家庭や、父母がいなくて、兄弟姉妹で助け合っている家庭は一体どうなるのであろう。そうした家庭の中学生にとって、この記述はなんと残酷な表現であろうか。

「家庭生活のきまり」——役割の分担の中にも写真がある。写真には「協力する母と子——家事の手つだいを通じて、親子が協力し合うことは、家庭生活の維持にとって、大きな意味をもつてている」と書かれているが、それは食器をはこぶ「母と娘」なのである。こうした所にも、新しい時代を作る配慮がなされていない。

### グラフにあらわれた男女差をどう教えるか

「家庭生活のきまり」の中には二つのグラフがのっている。男女の生活時間の比較と、中学生に対する親のしつけの男女比較である。

成人男女の生活時間の比較で目立つことは平日、休日ともに男子の方が女子よりも睡眠時間が長いこと、仕事となると平日では男子

が女子の一倍であり、家事は平日では、女子は男子の一倍となつてゐる。大ざっぱに男は仕事で女は家事としてみる場合もあるが、仕事では、たしかに女子は男子の半分だが、家事が男子の一倍ならつり合いもそれようが、男子の一倍とは一体どういうことか。共働きでも、圧倒的に家事分担が女子にかかってきていることの証拠である。

もし私がこれを教えるとするならば、この年度よりもっと後のものとの比較なり、外国のものであればその比較なりをし、かつ生徒個人の家庭の実態調査をし、理想的なサンプルを提示しながら、討論でもさせることになるのだろうが。

中学生に対する親のしつけでも、男女によってかなりの違いがある。これは東京都内、都下、静岡県の三ヵ所にわたって行なわれたものであるが、「身の回りの整頓に心がける」では三ヵ所ともに、女子の方により多くしつけられている。「女の子のくせに掃除もないでなんですか」等の言葉が、これにあたるのだろう。この項目については、都内、都下では男女の差は僅少であるが、静岡県では、女子は男子の一倍も強くしつけられている。「物や金錢をはかる」では、男子の方が強くしつけられているし、「礼儀作法を守る」では女子の方が強くしつけられている。「規律正しい生活をする」でも、女子に対するしつけが強い。しつけは男女ともに同じであつていいはずのものなのに、微妙に違つてゐるところが、現在の大人の意識のあらわれといえよう。これなども兄弟姉妹間で家事の手伝いなどをどうしているかを発表させて、よりよい分担を教えてみる必要があるだろう。

## 結婚だけでなく離婚も教えよ

「日本の家族制度」では、新旧民法の比較をしながら結婚や、家族関係を教えているが、次のような個所は必要なのであるうか。

「法律上の制度と慣習上の制度」——ふつう、結婚の際には仲人をたて、結婚式・披露宴・新婚旅行が行なわれる。そして、この旅行の前後に、本人の本籍地または居住地の役場や役所に婚姻届を出す。このような式や手続きをして、ふたりの結婚は社会的に認められるのであるが、このうち、新婚旅行までの経過はすべて慣習上の手続きであつて、法律上は、婚姻届だけで結婚は成立するのである。これ以外にも結婚届を出さない共同生活、別居結婚、式などしない結婚など、いろいろな例を出した方が現実的であると思われる。

また制度としての結婚を出す以上、それを解消する離婚についても、法を引用しながら教えるのが当然と思う。離婚をことさら暗いこと、人前で語ることではないというふうに教えず、離婚の際のさまざまな問題を明らかにすることこそ、必要なことではないだろうか。

また老父母の扶養や、寝たきり老人の看護などについても、偏った負担がないように現実の問題を検討しつつ、民法の男女平等の精神を一人一人に定着させていく必要がある。

## 共働きを不安定な家族関係と定義

「これから家族生活の課題」の中には、偏見にみちた記述が多い。「貧困な家族の問題」の中に「一家をささえる人が、病気や交通事故などによって働けなくなったり、離婚や死別による母子家庭のような場合も、独立した家計の維持を困難にしている」とある。

これは現実問題としては事実であるので、どうしたら、こうした不幸を防げるかを十分教える必要がある。

昨年末にも、交通遺児たちが母親に職業の保障をと訴えていた。女性の労働権が確立されていないことがどんな不幸に通ずるかを、じっくりと生徒達には教えていきたいものである。

「不安定な家族関係の問題」の中には、次のような記述がある。「現代の職業生活は、しばしば家族員がそろって生活をおくるという機会を少なくしている。長期間出かせぎに行く人のいる家族や、三交替の職場に働く人のいる家族、さらに主婦も仕事にでている共働きの家族などはその例である。このような家族では、ともすれば、子どもや老人が家庭にとり残され、家族の機能をじゅうぶんに果たすことができなくなる。その結果、生活が不安定になり、家族に対する不満や家族員間の不和などが生じやすい。そのような不安定な家族関係から、家出や別居、さらに離婚という問題も起りかねない。」

たしかに、出かせぎは不安定な家族関係をもたらすが、これとて、農業で食つていけるならば、好きこのんでしているわけではない。どうしたら出稼ぎをしないでやっていけるかを考えることこそ、重要な視点である。三交替制勤務もけつして身体によいものではなく、その労働形態は考え方直される必要がある。しかしそれが即不安定な家族関係と定義されてよいのであるうか。共働きも不安定な家族関係の中に位置づけられているのには、全くあいた口がふさがらない。男女ともに働き、もっと労働時間を軽減し、子どもや老人とともにすごす時間を多くすることは良いが、女性の労働権を否定するような記述は即刻改めさせねばならないと思う。こうい

う教育から、なんら根拠のない「共働き家庭の子は非行が多い」というレッテルがはらされていく。

最後に今後の家族関係の課題として、次のようなまとめがしている。「わたしたちは、過去の生活慣習だけにとらわれてもいけないが、だからといって、現実を無視して、牲急に理想ばかりにはしつては、家庭を破壊することになる。新しい家庭生活の秩序をつくりあげるためにには、個々の家族の内部の協力によるだけでなく、地域社会、さらには、地方や国の政治・経済とのつながりを考え、社会全体の動きのなかで、たえず新しい家族生活のあり方を検討しながら、忍耐強く努力していかなければならない」とある。「家庭生活の秩序」とあるが「秩序」などという文字は不要である。また後半の部分は、社会の要請に応じた家庭の秩序作りのようなニュアンスだが、新しい家庭を作るための方法論ぬきで美辞麗句をならべたとして、所詮は机上の空論にすぎない。

### いとも簡単に「男子と女子の特性」

「社会生活」の章のはじめには「職業の意義」等について述べ、その中の「職業の選択」のところでは、次のような記述がある。「わたしたちは、みな、それぞ違った個性や能力をもつていて、また、男子と女子の特性もある。したがって、職業につくときには、各人が自分の能力に適し、自分の個性を生かすことのできるような職業を選ぶことがたいせつである。現代の社会では職業選択の自由が保障されていて、各人がその個性や能力に応じた職業を、自由に選択することができるようになっている。」「男女の特性」という使用者や男性に都合の良い言葉で、どれほど多くの女達の職業選択の

自由の幅が制限されてきたことか。「職業選択の際は、各自の能力や個性に合ったものをえらぶ」で十分である。「男子と女子の特性」は省くべきである。また、後半の職業選択の自由が保障されているとはいえ、現実にはそれがいかに一部の限られた人に対する保障であるのかも教え、あらゆる人に、職業選択の自由を保障できるような社会を作っていくためには、どうしたらよいかも勉強させていく必要がある。

「新しい職業観」では「職業に貴賤の差別はない。職業は、社会的な役割を果たすものとして、ひとしく尊重されなければならない。しかし、現実には、いろいろな理由をつけて職業に上下高低の格づけをする傾向がある。また、男女の違いによる賃金の格差を設けたり、その人の出生などによって、就職の機会をあたえなかつたりする職場もある。わたしたちは、そうした誤った考え方方にとらわれることなく、社会的差別や偏見をなくすよう努力しなければならない」とあり、巻末に資料として、同和対策事業特別措置法をのせている。国際婦人年日本行動計画等も、資料としてのせた方がよい。

### 「パートによって、婦人の能力を發揮させよう」とは

「日本経済の成長政策」の中の「労働力の活用」の中で「わが国では慣習上、婦人が労働する機会が、アメリカ合衆国やヨーロッパ諸国にくらべてじゅうぶんに与えられていない。労働力不足が進んでいる今日、時間制などによって、婦人の能力を發揮させることも、大いに考えなければならない」とあり、すぐ上にグラフで年令階級別就業人口が出ており、その下には次のような説明がしてある。「男子にくらべ女子の就業者が少ないとことについて考えてみよう」

と。最初の引用文の中で「慣習上……与えられない」とあるが、これは明らかに間違いで、「女は家庭へ」という考え方を利用した「使用者側の利益のため……」と改めねば、現実に合わない。

女の賃金を低く抑えることで、使用者側がどれほどの利益をあげているかは、いくつかの法廷闘争の結果、明らかである。「労働力不足の今日、婦人の能力の活用」も明らかに、婦人の労働権を無視した考え方である。労働力不足であるうが、なかろうが、すべての人が就労できることを考へることこそ必要である。また「婦人の労働力をパートで使う」なども、低賃金で使えることや、従来の婦人の役割であった家事、育児との両立も可能という観点から考えられてるのであらうが、これでは、いつまでも性別役割分業の考へを打ち破れない。教科書の編集者すべてが、男女ともに家庭責任があり、男女ともに労働の権利と義務があるということを血肉化できる日まで、私たちは批判の力を弱めることはできない。

(中嶋)

## 帝 国 書 院

### 家族

家族についての記述は、社会生活が「両親や兄弟」という家族を中心にはじまっているといふ文章ではじまっている。なぜ「兄弟姉妹」あるいは「きょうだい」ではなく、「兄弟」なのか。男だけが人間であり市民であつて、女はその資格のない二級市民という暗黙の前提が、思わず露呈したものであらう。親族関係を説明する図(二図、家族の構成 p5)においても、「私」は少年である。少女は中学生一般を代表しないといふのであらうか。第一章の量は十六ペ

ージであるが、その中に「兄弟」の語は九回も登場する(p2, 4, 5(一回), 6, 11, 13(一回), 16)。

家族制度の説明では、「家」制度が憲法二十四条の「個人の尊厳と両性の本質的平等」に反するものとして、法的には廃止されたことを述べている。戸主権、家督相続、家産の長子相続、男尊女卑などの弊害についても、比較的よく説明している。しかし第二次大戦後の日本国憲法の制定と民法改正で「はっきりとした民主主義の原則につつよくなつた」(p8)というのは正確ではない。民法の条文そのものにも「家」制度や女性差別の残滓があり、さらに現実の状況はその条文の水準にすら達していない。「家」制度は今も、公私にわたって人々を苦しめている。決して、過去のものではない。

その上さらに、親族と親等の説明のあとで「わが国の民法では六親等内の血族と配偶者および三親等内の姻族を親族と決めている」と「家」制度の擁護も同然の記述がある(p5)。民法第七二五条(親族の範囲)のこの規定は抽象的で法的効果の上では意味がなく、法的な存在意義はないとされている。それをあえて、あたかも当然の原理であるかのごとく持ち出すことは、「家」制度の維持に利用される可能性がある。

親族以外の世帯構成員として「奉公人」を挙げている(p6)が、雇用関係と身分関係とを混同した不正確な表現であり、差別語である。「住み込み従業員」とか「家事使用人」など、より正確で適切な表現はいくらもある。こうした大時代な表現が出てくることは、「個人の尊厳と両性の本質的平等」の理念が身についていないことを物語っているのではないだろうか。

戸籍制度については婚姻届、出生届などの届出義務に触れている

が、出生届の届出義務者が、つい先年までは「父」になっていたことは看過している。戸籍制度が「家」制度の維持にとって極めて有効であり、世界でも有数の独特な人民管理体制であることを記述すべきである。

老人問題についても「男の視点」を感じる。老人一般を核家族化の被害者に見て、親族扶養の意義を強調している。しかし核家族化は最近の現象ではなく、すでに一九二〇（大正九）年の国勢調査の時点において、最大の家族形態は核家族であった。「家」制度の下で、老人の扶養は「ヨメ」と呼ばれる女性たちが負担していた。今もやはり家庭では妻や娘や「ヨメ」が、施設においては看護婦が老人を介護している。老人問題は深刻な婦人問題であるが、そうした視点は全く見当らない。一般的な善意や愛情の問題とし、女性の義務としている。

夫婦共「かせぎ」、内職、農家の出かせぎについての記述にも疑問がある。こうした現象がふえた原因を家庭生活の合理化（家電製品の導入のことか？）や余暇活動の増加による生活費増としているのである。日本人の生活にくらべて、発展途上国も西欧諸国も堅実で、浪費をしないと言われている。そうした傾向があることは認められる。しかし、それぞれの社会には、それぞれの事情がある。それぞれの社会には、強制された生活水準があり、それ以下で暮らすことは非常に困難なことがよくある。たとえば現在の日本で、電気冷蔵庫なしの生活は、一日や二日ならともかく、相当な努力が必要である。休日でもあれば大変である。

農家の出かせぎは、日本の社会における農業政策の貧困が主因であり、資本はそれを利用して安価な労働力を使用しているのであ

る。共「かせぎ」の増加も、女性が勤労の権利を行使し、社会的・経済的な独立を獲得してゆく過程である。非難される理由はない。主婦が家事労働と賃労働とで過労になる問題も指摘しているが、家族の協力と話し合いを提案するにとどまっている。性別役割分業の排除や家事の一部を社会化する発想はみられない。

### 職業と女性

職業や地域社会、地方自治についての章では、まず憲法二十二条の職業選択の自由、同二十七条一項の勤労の権利と義務について述べている。労働基準法の労働条件、均等待遇、男女同一賃金の原則についても説明している。しかし女性にとっては、これらは画餅で、就業の機会が乏しいことには触れていない。国家公務員さえも、国税専門官をはじめ十二区分の職種について、女性は受験資格さえもない。民間でも、女性の花形職場といわれる日本航空で、賃金差別、昇進・昇格差別に対し訴訟がおきている。しかし「最近ではとくに女子の就業者がふえ、各種の職場に進出し活躍している。女子就業者が多い産業として、農林漁業関係があげられるが、今日では、工業生産部門や事務関係、販売部門への就業者も年々増加している。工場や事務関係で働く女子が多くなるにともない、職業での女子の地位も高まっている。」（p.26）と楽観的観測である。

一九七〇年の国勢調査にもとづく「女子の職場への進出」という図もあるが（p.26）、分類が抽象的・一般的で、婦人労働の問題点をさぐるには適当でない。たとえば地位別女子就業者数の推移は全体を自営業主、家族従業者、雇用者に分類し、一九六五年からの毎年の変化を図示している。自営業主数はあまり変化がなく、家族従

業者は実数、比率ともに漸減、雇用者は漸増している。しかし同じく雇用者といつても、低賃金で不安定なパートタイマーと、中央官庁の管理職とを同列に置いても無意味である。年令階層別の雇用形態や雇用主の規模、公務員中の管理職の数などが必要である。女性の専門職として古い歴史を持つ教員についての記述も全くない。小、中、高、大の教員中の女性の比率、校長や教頭などの管理職の女性の数といった資料があれば、生徒にとつても身近かな問題として、婦人労働を考えることができるであろう。

出かせぎの問題を、ここでもとりあげている。「農家の家族関係や人間関係にはまだ昔からの古い慣習が残っており……」「生活の変化が進んでいるにもかかわらず、家庭内の人間関係がそれに応じて変わつていなかつたり……」といった記述はある。農村では「家」制度にもとづく三世代家族が多く、出かせぎによつて女性は、夫の不在にもかかわらず、夫の親族と同居を余儀なくされるという問題があるが、そうした問題意識はないようである。

地方自治について、「首長と議員の選出の方法」という図があるが（p16）、女性は住民としてのみ登場し、知事、市町村長、議員はすべて男性である。

自治体が行なつてゐる福祉事業として、生活保護や児童福祉について説明している。しかし、そこみられる露骨な女性差別については、全く触れていない。たとえば生活保護費支給額の基準は、十四才までは男女同額であるが、十五才以上については毎月二千三百円の格差が設けられている。この事実は、中学生の学校生活にも密接な関係がある。

市区町村等の自治体は、義務教育期間中の生徒の家庭がいわゆる

ボーダーライン層に属する場合、教育補助金を支給している。その場合の生徒の家庭の収入が、家族構成員のそれぞれの生活保護基準額の合計額の一・五と二倍程度であれば、補助金支給の対象になることができる。したがつて収入額が同一でも、家族構成員に男が多ければ受給でき、女が多ければ不可能というケースもありうる。生徒総数の一割程度に支給できるような予算を組んでいる自治体が多いというから、身近かな問題のはずである。

生活保護基準の男女差  
(一ヶ月当たり：円)

年令	男	女
12～14	円 20,390	円 20,390
15～17	23,280	20,530
18～19	20,680	18,180
20～40	20,050	16,960
41～59	19,070	16,260
60～64	18,090	15,320
65才以上	18,750	15,980

(注) 生活保護基準早見表  
より

生活保護基準額の性別による格差については「男は外食するし、酒タバコなども必要」といった程度の理由にならぬ理由しか言われていない。この格差の不当を指摘する声は、男性の民生委員からも上がつてゐるほどである。教科書では当然、指摘すべきである。

#### 日本国憲法について

現行憲法の特色として、國民主権、基本的人権の尊重、平和主義の三つを基本原理としていると述べている。しかし男女の平等については触れていない（p185）。

天皇が主権者から國の象徴になつたことが書いてあるが、皇室典

範第一条により「皇位は皇統に属する男系の男子が継承する」ことは触れていない。王位継承権順位において男性が女性に優越することを不当とする声が、国民の中から起っている國もある時代なのである。

女性差別と直接に関係はないが、国際社会についての説明の中で「民族を主体にした国家を民族国家というが、ソ連のように複数民族からなる多民族国家もある」という文章がある（p256）。現在、大部分の国が、少数民族をかかえる多民族国家である。日本も例外ではない。しかし单一民族・單一言語という幻影の上に立て、国内少数民族や定住外国人に対する不当な権利侵害を行なっている。この独善的排他的思想が、日本国籍を持つ男性以外は人間と認めず、人権を無視し、女性差別を含むさまざまの差別の源泉となっている。この教科書の著者たちは、現在の日本では良心派に属する人々であり、全体的に見て右翼的反動的な教科書でないだけに、きわめて残念である。

（安江）

\* \* \*

あからさまな女性差別は少ないが女性は不在——中学校公民教科書に共通する印象である。どの社の教科書も憲法、家族法、労働法などの一般的、形式的な男女平等については一應触れている。しかし現実の男女差別の実態や女性解放運動の世界的潮流には無関心である。

その原因については必ずしも意図的、悪意的なものとは思われない。したがって気付いたものが個人で、あるいはグループで、出版社に抗議し、情報あるいは知識を流してゆくという行動が必要であることを痛感した。

## 『山川菊栄著作目録』発行に当つて

岡 部 雅 子

一八九〇年、森田竜之助、千世の第三子として生まれ、一九年八八年平塚雷鳥の回覧雑誌に『競売の光景』を記して以来七年間、さまざまな生活の変化、社会の変動、病氣とのたたかいをものりこえて、ベッドからおりることも、自力で起き上ることもできなくなつた現在でも、朝に目ざめ、夜眠りにつくまで、寸暇を惜んで活字を追い、心にふれ、心にひつかかるとペンをとり、自らの考えを書きつづけている山川菊栄について、かねてから、手許に残されていた著作、単行本や、雑誌の切りぬき、新聞の切りぬきをたよりに、何時、何に、どんなものを書いているかを調べつづけておりましたところ、このたび強力な応援者、高知短期大学教授外崎光広先生を得て、二人で現在までに調べ得る限りしらべ上げた山川菊栄著作目録を、彼女の生年表をかいつまんだ自伝と共に一冊の本にまとめて、この初秋頃までには発刊できる運びになりました。散逸している山川菊栄の著作を、現物そのものは全く揃えることは不可能なのでせめてそのコピーなりとも、手許にあつめ、彼女について研究してみたい、彼女の書いたものをぜひ読んでみたいとお考えの方のお役にも立てるよう、将来事を運んでゆきたいと考えております。前記のような企画をいたしておりますのでお知らせいたします。（十一月始め、トメス出版から発行予定、お問合せは懇話会事務所へ）

編

集

後

記

婦人問題懇話会会報 第28号

発行日 1978年6月20日

発行者 山川菊榮

発行所 東京都保谷市泉町3-17-12

婦人問題懇話会  
(Japan Women's Problems  
Discussion Club)

電話 0424(21)7660

郵便番号 東京 021134 番

定価 350円(税込120円)

国際婦人年メキシコ大会で「家事労働の正しい評価」が打出されてから、家事労働問題が論議されています。これは婦人解放の視点からみて、双刃の剣の二面性をもつ大変微妙な問題ですが、はつきりさせなければならない問題点だと思います。本号では、家事労働とは何か、また、どう評価すべきかを追求してみました。学習のテキストをご利用願えれば幸いです。